

第九章
海軍省所管

現行法規集第一篇第九章目錄

◎第一篇 官制 處務

◎第九章 海軍省所管

◎第一節 海軍省

◎海軍省官制

◎海軍省處務規程

◎第二節 參謀

◎海軍參謀官タル職員ノ件

◎東宮武官中參謀ノ件

◎第三節 軍令部

◎海軍軍令部條例

◎第四節 鎮守府

◎鎮守府條例

◎鎮守府處務規程

一
二
三
四
五
六
七

現行法規集第一篇第九章目錄

○第一篇 官制 處務

○第九章 海軍省所管

●第一節 海軍省

●海軍省官制

●海軍省處務規程

●第二節 參謀

●海軍參謀官タル職員ノ件

●東宮武官中參謀ノ件

●第三節 軍令部

●海軍軍令部條例

●第四節 鎮守府

●鎮守府條例

●鎮守府處務規程

七

六

五

四

三

二

一

●鎮守府兵事官服務規程	八
●第五節 會議	
●海軍將官會議條例	九
●海軍技術會議條例	一〇
●海軍技術會議規則	一一
●常設海軍軍法會議ニ於ケル主理錄事定員ノ件	一二
●軍法會議主理主理補及錄事服務ノ件	一三
●第六節 教育本部	
●海軍教育本部條例	一四
●海軍教育本部處務規程	一五
●第七節 艦政本部	
●海軍艦政本部條例	一六
●海軍艦政本部處務規程	一七
●第八節 臨時建築部	

●臨時海軍建築部官制	一八
●第九節 造兵、造船、兵器	
●造船造兵監督官條例	一九
●海軍造兵廠條例	二〇
●海軍造兵廠處務細則	二一
●海軍造船廠條例	二二
●海軍造船廠處務細則	二三
●海軍兵器廠條例	二四
●海軍兵器廠處務規程	二五
●第十節 水路部	
●水路部條例	二六
●水路部處務規程	二七
●第十一節 港務部	
●海軍港務部條例	二八

- 海軍港務部處務規程……………二九
- 第十二節 豫備艦部
- 豫備艦部條例……………三〇
- 豫備艦部處務規程……………三一
- 第十三節 火藥製造所
- 海軍下瀨火藥製造所條例……………三二
- 第十四節 採炭所
- 海軍採炭所官制……………三三
- 第十五節 警查、憲兵
- 海軍警查服務規程……………三四
- 憲兵服務規程……………三五
- 第十六節 病院
- 海軍病院條例……………三六
- 海軍病院規則……………三七

- 海軍看護術練習所規則……………三八
- 第十七節 需品庫
- 海軍需品庫條例……………三九
- 海軍需品庫處務規程……………四〇
- 第十八節 測器庫
- 海軍測器庫條例……………四一
- 海軍測器庫處務規程……………四二
- 第十九節 望樓
- 海軍望樓條例……………四三
- 海軍望樓規則……………四四
- 第二十節 監獄
- 海軍監獄官制……………四五
- 附 海軍監獄書記看守長看守配置表
- 海軍監獄處務細則……………四六
- 第二十一節 要港部

●要港部條例	四七
●要港部處務規程	四八
●第二十二節 修理工場	四九
●第二十三節 艦隊、艦船	
●艦隊條例	五〇
●鎮守府艦隊條例	五一
●艦隊職員勤務令	五二
●海軍艦船條例	五三
●軍艦職員勤務令	五四
●軍艦外務令	五五
●第二十四節 海兵團	
●海兵團條例	五六
●海兵團職員勤務令	五七

●第二十五節 水雷團	
●水雷團條例	五八
●水雷團職員勤務令	五九
●第二十六節 學校	
●海軍大學校條例	六〇
●海軍大學校規則	六一
●海軍兵學校條例	六二
●海軍兵學校規則	六三
●海軍機關學校條例	六四
●海軍機關學校規則	六五
●海軍軍醫學校條例	六六
●海軍軍醫學校規則	六七
●第二十七節 練習所	
●海軍主計官練習所條例	六八

- 海軍主計官練習所規則……………六九
- 海軍砲術練習所條例……………七〇
- 海軍砲術練習所規則……………七一
- 掌砲證狀、掌水雷證狀、砲術教員適任證書、水雷術教員適任證書
有效期限延期ノ件……………七二
- 海軍水雷術練習所條例……………七三
- 海軍水雷術練習所規則……………七四
- 海軍機關術練習所條例……………七五
- 海軍機關術練習所規則……………七六
- 海軍造船工練習所條例……………七七
- 海軍造船工練習所規則……………七八
- 第二十八節 定員外軍人
- 戰時特設部隊附テ命セラレタル海軍軍人ヲ定員外ト爲スノ件……………七九

○第一篇 官制 處務

◎第九章 海軍省所管

◎第一節 海軍省

●海軍省官制 明治三十三年五月 勅令第百九十四號

改正 ●明治三十五年三月
勅令第百八十八號

朕海軍省官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍省官制

- 第一條 海軍大臣ハ海軍軍政ヲ管理シ海軍軍人軍屬ヲ統督シ所轄諸部ヲ監督ス
- 第二條 海軍省ニ副官ヲ置ク
- 副官ハ海軍大臣ノ命ヲ承ケ總務局ノ事務ヲ掌ル
- 第三條 海軍省ニ編修ヲ置ク
- 編修ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯編纂ノ事務ニ服ス
- 第四條 各省官制通則第十條第二項第一號及第三號ノ事務ハ總務局ニ於テ之ヲ管掌ス
- 第五條 海軍省ニ軍務局人事局醫務局經理局及司法局ヲ置ク
- 第六條 軍務局ニ第一課及第二課ヲ置キ左ノ事項ヲ管掌セシム
 - 一 建制、編制及役務ニ關スル事項
 - 二 軍紀風紀ニ關スル事項

- 三 戒嚴及徵發ニ關スル事項
- 四 儀式、禮式、服制及旌章ニ關スル事項
- 五 水路、製機及測器ニ關スル事項
- 六 海上保安及運輸通信ニ關スル事項
- 七 艦政ニ關スル事項
- 八 教育、演習及檢閱ニ關スル事項
- 第七條 人事局ニ第一課及第二課ヲ置キ左ノ事項ヲ管掌セシム
 - 一 高等武官、候補生、准士官及文官ノ補充、服務、進退、任免、補職、命課、増休ニ關スル事項
 - 二 下士卒ノ任用、徵募、進級、補充、服役、召集、備員點呼ニ關スル事項
 - 三 軍人軍屬ノ叙位、叙勳、記章、褒章、賞與、恩給其ノ他身上ニ關スル事項
- 第八條 醫務局ニ第一課及第二課ヲ置キ左ノ事項ヲ管掌セシム
 - 一 醫務、衛生、恩給診斷、軍人體格ニ關スル事項
 - 二 病院及治療品ニ關スル事項
 - 三 軍醫官及藥劑官ノ教育ニ關スル事項
- 第九條 經理局ニ第一課第二課及第三課ヲ置キ左ノ事項ヲ管掌セシム
 - 一 豫算、決算、出納、給與、被服、糧食、通常物品、官有財産、建築及用度ニ關スル事項
 - 二 金錢及物品會計ノ監査ニ關スル事項
 - 三 主計官ノ教育ニ關スル事項
- 第十條 司法局ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス
 - 一 軍事司法、懲罰、監獄ニ關スル事項

- 二 主理、録事並監獄ノ人員ニ關スル事項
 - 第十一條 各局ニ局長ヲ置ク
 - 軍務局、人事局、醫務局及經理局ノ各課ニ課長及課員ヲ置キ司法局ニ局員ヲ置ク
 - 第十二條 各局長ハ海軍大臣ノ命ヲ承ク各其ノ主務ヲ掌理ス
 - 第十三條 軍務局、人事局、醫務局、經理局ノ各課長ハ局長ノ命ヲ承ク各其ノ分掌ノ事務ヲ掌ル其ノ課員ハ課長ノ命ヲ承ク各其ノ事務ニ服ス
 - 第十四條 司法局ノ局員ハ局長ノ命ヲ承ク各其ノ事務ニ服ス
 - 第十五條 海軍省ニ技手及録事ヲ置キ各局ニ分屬シ上官ノ命ヲ承ク事務ニ服セシム
 - 第十六條 司法局ノ職員ハ海軍高等軍法會議ノ事務ニ服ス
 - 第十七條 海軍省ノ定員ハ別表ニ依ル
- 附則
- 本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス
- (別表)

海軍省定員表

參事官 二		編修官 一	
總務局	秘書官 中少佐 二	副官 中少佐 三	副官ヲ以テ兼補ス
	副官 中少佐 三		

第一編 官制 第九章 海軍省所掌 第一節 海軍省

<p>備 一、海軍大臣及總務長官ニ任セラル、モノハ現役將官ヲ以テス 二、本表ノ外出任トシテ將校同相當官四名ヲ置クコトヲ得 三、本表ノ外本職アル者ニ兼務ヲ命スルコトヲ得</p>	<p>考 合計 百二十人 内兼務二人</p>
---	----------------------------

(將中大) 臣 大									
(將少中) 官長務總									
局法司	局 理 經			局 務 醫		局 事 人		局 務 軍	
主理(勲任) 一	主計總監 一			軍醫總監 一		少將 一		中少將 一	
局 員	第三課	第二課	第一課	第二課	第一課	第二課	第一課	第二課	第一課
主理(勲任)	主計大監 一	主計大監 一	主計大監 一	軍醫大監 一	軍醫大監 一	大佐 一	大佐 一	大佐 一	大佐 一
	員 一 課			員 一 課		員 一 課		員 一 課	
	技大主計 主中少 師計監			大藥藥軍 軍劑劑醫 醫正監		中少佐大尉 機關中少監大機關士		中少佐大尉 機關中少監大機關士	
三	十技手 四			四		錄事 三		六屬 六〇	

●海軍省處務規程

明治三十四年五月
海軍省令第五十六號

改正

●明治三十五年三月
海軍省令第四十二號

海軍省處務規程左ノ通定ム

海軍省處務規程

第一章 總則

- 第一條 局長課長ハ各主任ノ事務ニ就キ法規ノ疑義質問ニ對シテハ之ヲ解釋ヲ與フルコトヲ得又海軍部内ニ對シ直接質問文書ヲ發スルコトヲ得
- 第二條 尋常定例ノ事務ニ就キ海軍部内又ハ部外ニ對スル通牒ハ總務長官ノ名ヲ以テスルコトヲ得
- 第三條 局長又ハ課長不在ノ爲代理ヲ要スルトキハ局長ニ在テハ大臣ヨリ課長ニ在テハ局長ヨリ特ニ其ノ代理ヲ命スルモノトス
- 局長ハ一時ノ病氣事故不在等ニ際シテハ前項ノ例ニ依ラズ課長若ハ局員ニ命シテ便宜常務ヲ處辨セシムルコトヲ得課長亦此ノ例ニ依ル
- 第四條 局長ハ管掌ノ事務ヲ整理スル爲局内ノ服務規程ヲ定ムルコトヲ得
- 第五條 局長ハ所屬課員及到任官ノ分課ヲ定メ人事局長ニ通報スヘシ
- 第六條 海軍省出仕ノ將校同相當官ノ命課ハ大臣之ヲ行フ
- 第七條 各局ニ屬、錄事及技手ヲ配置スルコト別表ノ如シ
- 第八條 各局ノ事務分課中ニ明記セサル事件ハ其ノ事ニ關係ヲ有スルコト最多キ局ノ管掌トス
- 第九條 本省ノ到任官二人ヲシテ順次宿直セシム
- 第十條 宿直ハ定例ノ職務時間外ニ於ケル事務ノ取扱ヲ爲シ省内取締ノ責ニ任スヘシ

第二章 事務分課

- 第十一條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 他ノ各局ノ主務ニ屬セサル機密ニ關スルコト
 - 二 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スルコト
 - 三 大臣總務長官ノ應接接待ニ關スルコト
 - 四 上裁又ハ機密ニ關スル差使往復ニ關スルコト
 - 五 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト
 - 六 成案文書ノ審査及公文ノ淨書ニ關スルコト
 - 七 決裁ヲ要スル書類ノ取扱ニ關スルコト
 - 八 記録、翻譯、編纂及公文書類ノ保存ニ關スルコト
 - 九 省内ニ於ケル印刷、官報部及新聞社ニ關スルコト
 - 十 統計及年報ニ關スルコト
 - 十一 將官會議ニ關スルコト
 - 十二 靖國神社ノ祭祀ニ關スルコト
 - 十三 海軍雇傭囑託者ニアラサル外國人及公使館附外國武官ニ關スルコト
 - 十四 在外帝國公使館附武官ニ對スル一般訓令ニ關スルコト
 - 十五 本省內電信取扱所、守衛備人ノ管理省内ノ風紀取締及保安ニ關スルコト
 - 十六 本省宿直ニ關スルコト
 - 十七 他ノ各局ノ所掌ニ屬セサル事項
 - 十八 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

第十二條 參事官ハ總務局ニ在テ大臣總務長官ノ諮詢ニ應ジ意見ヲ具申シ及法律命令等ノ審査ヲ掌ル
 第十三條 編修ハ總務局ニ在テ翻譯編纂ノ事務ニ服ス但シ場合ニ依リ他ノ局ニ兼勤ヲ命セラルルコト
 アルヘシ

第十四條 軍務局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 艦隊軍艦其ノ他諸官術學校等ノ建制及其ノ勤務ニ關スルコト
 - 二 軍艦、水雷艇、運送船、通信船、工作船及病院船ノ本籍及所屬ヲ定ムルコト
 - 三 艦隊軍隊ノ編制、進退、役務ニ關スルコト
 - 四 艦隊軍艦其ノ他諸官術學校等ノ定員制定ニ關スルコト
 - 五 要塞地帶法及軍港要港規則等ニ關スルコト
 - 六 軍紀風紀ニ關スルコト
 - 七 戒嚴及徵發ニ關スルコト
 - 八 儀式禮式ニ關スルコト
 - 九 服制服裝ニ關スルコト
 - 十 旗章及賞牌徽章等ニ關スルコト
 - 十一 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
- 第十五條 軍務局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 演習及檢閱ニ關スルコト
 - 二 運輸及通信ニ關スルコト
 - 三 海上保安ニ關スルコト
 - 四 沿海各地ニ於ケル海軍部外ノ土木工事ニ關スルコト

五 外國駐在將校及同機關官ニ關スルコト

六 望樓ニ關スルコト

七 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

八 海軍教育本部ニ關スルコト

九 海軍艦政本部ニ關スルコト

十 水路部ニ關スルコト

第十六條 人事局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 准士官以上ノ進退、任免、補職、命課、停俸、分限其ノ他ノ人事ニ關スルコト

二 軍人ノ敘位、敘勳、記章、褒章及賞與ニ關スルコト

三 准士官以上ノ名簿、停年名簿及履歷簿ニ關スルコト

四 武官ノ考課表及勤務報告ニ關スルコト

五 准士官以上ノ人事ニ關スル上奏書、親裁書、辭令書、褒狀ノ取扱及辭令通報ニ關スルコト

六 前號ノ上奏書、親裁書ニ關スル差使ニ服スルコト

七 進級會議ニ關スルコト

八 准士官以上ノ補充ニ關スルコト

九 拜謁、參賀、參拜、拜觀、御陪食、御陪宴及之ニ等シキ儀式祭典ニ關スルコト

十 外國旅行券ニ關スルコト

十一 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

第十七條 人事局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文官ノ進退、任免、補職、命課、增俸、分限其ノ他ノ人事ニ關スルコト

二 軍屬及内國人ノ敘位、敘勳、記章、褒章及賞與ニ關スルコト

三 文官ノ名簿及履歷簿ニ關スルコト

四 文官ノ考課表ニ關スルコト

五 文官ノ人事ニ關スル上奏書、辭令書、褒狀ノ取扱及辭令通報ニ關スルコト

六 囑託者ニ關スルコト

七 軍人軍屬ノ恩給、遺族扶助、給助、退官賜金ニ關スルコト

八 海軍豫備員ニ關スルコト

九 海軍豫備ノ外國人ノ人事ニ關スルコト

十 下士卒ノ任用進級其ノ他ノ人事ニ關スルコト

十一 兵員ノ徵募補充及服役ニ關スルコト

十二 召集及簡閱點呼ニ關スルコト

十三 雇員傭人ニ關スルコト

十四 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

第十八條 醫務局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 軍醫官及藥劑官ノ勤務ニ關スルコト

二 外國駐在軍醫官及同藥劑官ニ關スルコト

三 軍人ノ體格ニ關スルコト

四 恩給ニ係ル診斷及傷痕疾病ニ因ル免官免役診斷ニ關スルコト

五 傳染病豫防ニ關スルコト

六 治療品ニ關スルコト

- 七 以上ノ外第二課ノ所掌ニ屬セサル醫務衛生ニ關スルコト
- 八 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
- 九 海軍病院ニ關スルコト

第十九條 醫務局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 艦船、建築物、被服、糧食、給水排水ノ衛生ニ關スルコト
- 二 醫務衛生ノ統計ニ關スルコト
- 三 軍醫官藥劑官及軍醫學生藥劑學生ノ教育ニ關スルコト
- 四 内外國諸港ノ風土及地方病ニ關スルコト
- 五 外國海軍ノ醫務衛生調査ニ關スルコト
- 六 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
- 七 海軍軍醫學校ニ關スルコト

第二十條 經理局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 豫算決算ニ關スルコト
- 二 任拂豫算令示ノコト
- 三 豫備金支出ニ關スルコト
- 四 定額繰越、過年度支出及定額戻入ニ關スルコト
- 五 特別會計ニ關スルコト
- 六 收入及任拂ニ關スルコト
- 七 本省及歲入徵收官ヲ置カサル東京所在各廳ニ屬スル收入ノコト
- 八 本省及委任任拂命令官ヲ置カサル東京所在各廳ニ屬スル經費任拂ノコト

- 九 機動費ノ出納ニ關スルコト
 - 十 徵收總報告書ニ關スルコト
 - 十一 徵收簿及歲出簿登記保管ノコト
 - 十二 金錢ノ會計監査ニ關スルコト
 - 十三 出納官吏ノ身元保證金ニ關スルコト
 - 十四 主計官及主計學生ノ教育ニ關スルコト
 - 十五 主計官ノ勤務ニ關スルコト
 - 十六 外國駐在主計官ニ關スルコト
 - 十七 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
 - 十八 海軍主計官練習所ニ關スルコト
- 第二十一條 經理局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 俸給、諸給、旅費、諸手當、扶助金其ノ他金錢給與ニ關スルコト
 - 二 被服物品及糧食品ノ經理ニ關スルコト
 - 三 兵備品ノ會計監査ニ關スルコト
 - 四 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
- 第二十二條 經理局第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 通常物品及其ノ會計監査ニ關スルコト
 - 二 物品ノ賣買貸借ニ關スルコト
 - 三 官有財産ノ管理及取扱ニ關スルコト
 - 四 建築工事ノ計畫及施行ニ關スルコト

五 東京所在各廳ノ建築工事ヲ爲スルコト
 六 本省及本省ト同構内ニ在ル各廳ノ運輸通信取扱ニ關スルコト
 七 船舶車馬備入ニ關スルコト
 八 本省及本省ト同構内ニ在ル各廳ノ用度ニ關スルコト
 九 他ノ各課ニ屬セサル事項ニ關スルコト
 十 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

第二十三條 司法局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 海軍刑法、海軍治罪法、刑法、刑事訴訟法其ノ他刑事法令ニ關スルコト
- 二 海軍懲罰令、文官懲戒令、海軍監獄則及捕獲審檢令ニ關スルコト
- 三 軍事司法警察及海軍檢察ニ關スルコト
- 四 軍法會議鎮守府司法部及海軍監獄ノ事務ニ關スルコト
- 五 訴訟及訴願ニ關スルコト
- 六 主理獄事及監獄官ノ勤務ニ關スルコト
- 七 軍法會議及監獄ノ新築改築ニ關スルコト
- 八 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト

第二十四條 醫務局長及經理局長ハ軍醫官以下及主計官以下ノ教育ニ關シテハ教育本部長ト協議スヘシ

第三章 文書取扱

第二十五條 大臣總務長官又ハ本省ニ宛テ到來スル公文ハ總テ總務局ニ於テ接受スルモノトス但シ大臣親展書類ハ祕書官ニ於テ接受シ其ノ人事ニ關スルモノハ之ヲ人事局長ニ移スヘシ

第二十六條 總務局ニ於テハ前條ニ依リ接受シタル公文ヲ査閲シ之ニ番號ヲ附シ各局ノ主務ニ屬スルモノハ指定ノ印ヲ捺シ直ニ之ヲ各局ニ配付スヘシ

教育本部、艦政本部及水路部ノ意見ヲ徵スヘキモノ亦前項ノ例ヲ準用ス

第二十七條 前條接受シタル公文中重要ナル事件ハ首席副官ヨリ總務長官ノ査閲ニ供シ處分ノ指揮ヲ受シヘシ

第二十八條 副官又ハ祕書官ハ急速處分ヲ要スル事項ニシテ各局ノ審議ヲ待ツノ適ナキ場合ニハ大臣總務長官ノ閱覽決裁ヲ請ヒ直ニ之ヲ處分執行シ事後主務局ニ通知ス

第二十九條 各課長ハ主務ノ公文ヲ審查シ其ノ閣議、命令、送、訓令、指令等照會、回答等ヲ要スルモノハ各其ノ案ヲ附シ捺印シ之ヲ局長ニ差出スヘシ其ノ案ヲ附スルヲ要セス總務長官若ハ大臣ノ閱覽ニ供スルニ止マルモノ亦同シ

局長ハ所屬課長ノ差出セル公文書類ヲ査閲シ要スルトキハ之ヲ改削セシメ檢印シ總務局ニ送付スヘシ

總務局及司法局ノ主務ニ屬スル事項ニ關シテハ前二項ノ例ヲ準用ス

第三十條 閣議、命令、照會、回答案ヲ附シ大臣ノ決裁ヲ受クルニハ所定ノ野紙ヲ用ヒ主務局長課長及課員若ハ局員之ニ檢印スヘシ但シ關係者ハ主務者ノ次ニ列記スヘシ

第三十一條 他局ニ關係アル文書ハ主務局長、課長等調査捺印ノ後主務局ヨリ關係ノ局ニ送付シ關係局ノ主務課長調査捺印シ局長之ヲ査閲檢印シ總務局ニ送付スヘシ

第三十二條 艦政本部、教育本部又ハ水路部ヨリ軍務局ニ送付スル書類ハ軍務局ニ於テ第三十條及第三十一條ニ準シ取扱フヘシ

第三十三條 總務局ノ主務ニシテ他局ニ關係アルモノ及各局ノ主務ニシテ教育本部、艦政本部若ハ水路部ニ關係アルモノハ第三十條及第三十一條ノ例ニ依ルヘシ

第三十四條 事ノ數局ニ聯帶スル文書ニシテ主務局ノ審案ニ對シ彼是意見ヲ異ニスルトキハ互ニ面議

商量シ尙ホ決セザルトキハ直ニ總務長官又ハ大臣ニ面陳スヘシ附箋ヲ以テ意見ヲ述フヘカラス

第三十五條 法律、勅令、省令、告示其ノ他主要ナル規則ノ制定更改廢止ニ係ル原案ニハ必ズ主務局部

ニ於テ逐條理由書ヲ附スヘシ

第三十六條 總務局ニ於テハ主務局部又ハ關係局部ヨリ調査濟文書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査

シ總務長官、大臣ノ閱覽ニ供シ又ハ決裁ヲ請フヘシ但シ主要ナル法規案ハ總務長官ニ呈出スル前參

事官ノ審査ニ附スルモノトス

尋常定例ノ省務ハ總務長官ノ閱覽決裁ヲ請ヒ直ニ之ヲ處分執行スルコトヲ得

第三十七條 決裁濟文書ニシテ發布ヲ要スルモノハ總務局ニ於テ淨書校合シ發布ノ手續ヲナスヘシ但

シ計算書類其ノ他文書ニ附屬ノ表圖若ハ別紙別冊ヲ要スルトキハ主務局ニ於テ淨書校合シ總務局ニ

送付スヘシ

人事局ノ主務事項ニ關シテハ該局ニ於テ淨書發布ノ手續ヲ爲スヘシ但シ總務局ノ件名簿ニ登記スヘ

キモノハ此ノ限ニアラス

閱覽濟決裁濟及發布濟ノ書類ハ總務局ヨリ之ヲ主務局ニ送付スヘシ

教育本部、艦政本部又ハ水路部ヨリ提出セシモノ亦前項ニ準ス

第三十八條 上申伺ニシテ當分又ハ到底詮議ニ及ヒ難キモノハ主務局ニ於テ附箋ニ其ノ理由ヲ記シ總

務長官ノ閱覽ニ供シタル後差出應ニ返却スヘシ但シ總務局ニ於テ接受シ主務局ニ回付シタルモノナ

ルトキハ其ノ發送ニ臨ミ總務局ニ通知スルヲ要ス時宜ニ依リ該書類ハ參考トシテ主務局又ハ總務局

ニ留置キ其ノ其由ヲ差出應ニ通牒スルコトアルヘシ

第三十九條 第一條ニ掲グル事項ニシテ重要ナリト認ムルモノハ總務長官大臣ノ閱覽ニ供スルモノト

第四十條 本省公文ハ件名簿ニ登記シ以テ處分ノ終始ヲ明ナラシムヘシ

件名簿ハ海總號、海總機密號及祕人號ノ三種トシ海總號、海總機密號ハ總務局ニ、祕人號ハ人事局ニ

備ヘ置シモノトス

件名簿ニハ公文ノ接受發送月日件名原番號アルモノハ原番號ヲ記入ス等ヲ記入シ各一貫ノ番號ヲ附シ同時ニ該番號ヲ公

文ニ附點スヘシ

前項ニ掲グル件名簿ノ外總務局ニ省令、訓令、告示、達、內令、海軍軍機號、海總號印刷配賦ニ係ルモノ及指令通

報ノ各件名簿ヲ備フヘシ

第四十一條 前條ニ依リ番號ヲ附シタル本省公文ニ對シ各局ニ於テハ別ノ件名簿ヲ置カス唯受領發送

簿ヲ備ヘ以テ文書ノ出入ヲ明ナラシムヘシ

受領發送簿ニハ公文ノ件名番號原番號アルモノハ原番號ヲ記入ス及受領發送月日等ヲ記入スヘシ

第四十二條 總務局ニ於テハ其ノ月十五日迄ニ主務局ニ配付シタル文書又ハ主務局ヨリ提出セシ文書

ノ內審案ヲ要スルモノニシテ毎月末日ニ於テ完結セザルモノアルトキハ未結了文書目錄ヲ調製シ左

ノ區分ニ依リ事由ヲ詳悉シ總務長官大臣ノ閱覽ニ供スヘシ

一 主務局ヨリ提案ノ後總務局ノ審査中ニ係ルモノ若ハ軍令部回付中ニ係ルモノニ就テハ總務局ニ

於テ其ノ事由ヲ記入ス

二 總務局ヨリ主務局ニ配付シ又ハ主務局ヨリ提出セシ文書中各局ノ審案中ニ係ルモノニ就テハ各

局ニ於テ其ノ事由ヲ記入ス

目錄ハ各局別ニ依リ一局一通トシ總務局ニ於テ之ヲ調製シ翌月二日迄ニ各局ニ回付シ各局ニ於テハ

同月五日迄ニ事由記入ノ上總務局ニ返付スヘシ但シ目錄中ノ事項ニシテ前項第一號ニ該當スルモノ

アルトキハ總務局ヨリ主務局ニ回付スル前事由記入ノ手續ヲ爲スモノトス
教育本部、艦政本部及水路部ニモ前二項ヲ準用ス

第四十三條 左ニ掲グル公文ハ處分結了後直ニ總務局ニ於テ編纂保存シ其ノ他ハ主務各局ニ於テ保管スヘシ

- 一 上奏案仰允裁案並親裁書
- 二 法律勅令案
- 三 内令、省令、訓令、達、告示案
- 四 海總號摺物案
- 五 指令通報ニ載セラル指令案
- 六 將官會議書類
- 七 統計及年報材料

第四十四條 各局ニ於テ保管スル公文中未結了ノモノヲ除クノ外ハ毎年六月ニ於テ必ズ其ノ前年分ヲ總務局ニ送致スヘシ總務局ニ於テハ之ヲ査閲シ所要ニ從ヒ之ヲ編纂保存スヘシ

第四十五條 各局ニ於テ處務參照ノ爲總務局記録庫ニ在ル文書ノ閱覽ヲ要スルトキハ庫内ニ於テ之ヲ閱覽スルサ例トス若シ各局ニ携帶スルヲ要スルモノアルトキハ必ズ其ノ日ノ中ニ還付スヘシ

(別表)

總務局	屬	錄	事	技	手
軍務局	六				
	七				

人事局	八				
醫務局	四				一
經理局	三十五				三
司法局			三		

● 第二節 參謀

● 海軍參謀官タル職員ノ件

明治三十三年六月
海軍省達第百八號

海軍參謀官タルモノハ參謀長參謀ノ職名ヲ帶アルモノ若ハ特ニ命令ニ於テ規定アルモノ、外左ノ如ク
改メラル

- 一 海軍軍令部長、次長、局長及局員
- 二 海軍省軍務局第一課長
- 三 各國公使館附海軍將校
- 四 海軍大學校教官ノ中將校三人

東宮武官ノ海軍佐尉官中一名ノ參謀官ト定メラル

●東宮武官中參謀ノ件

明治三十一年六月
海軍省通第八十八號

東宮武官ノ海軍佐尉官中一名ノ參謀官ト定メラル

第三節 軍令部

海軍軍令部條例 明治三十年十一月 勅令第四百二十三號

改正 明治三十一年九月 勅令第四百九十七號

朕海軍軍令部條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍軍令部條例

第一條 海軍軍令部ハ國防及用兵ニ關スル事ヲ掌ル所トス

第二條 海軍軍令部ニ部長ヲ置キ

天皇ニ直隸シ帷幄ノ機務ニ參セシメ又海軍軍令部ノ部務ヲ統理セシム

海軍軍令部長ハ親補トス

第三條 海軍軍令部長ハ國防及用兵ニ關スル事ヲ參畫シ親裁ノ後之ヲ海軍大臣ニ移ス

第四條 海軍軍令部ニ次長ヲ置キ海軍軍令部長ヲ補佐シ部務ヲ整理セシム

第五條 海軍軍令部ニ副官ヲ置キ庶務ヲ掌理セシム

第六條 海軍軍令部ニ第一局第二局及第三局ヲ置ク

第七條 第一局ニ於テハ作戰ノ計畫、艦船ノ配備並其ノ進退役務、艦隊軍隊ノ編制、軍港、要港、防禦港

其ノ他軍事上必要ナル地點ノ選定並其ノ防禦計畫ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 第二局ニ於テハ出師準備、演習檢閲及海運ノ計畫運働法及通信法ノ制定ニ關スル事ヲ掌ル

第九條 第三局ニ於テハ外國ノ軍事、諜報、翻譯及編纂ニ關スル事ヲ掌ル

第十條 各局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長
局員

- 前項ノ外第二局第三局ニ海軍機關官ヲ置ク又第三局ニ海軍編修ヲ置ク
- 第十一條 各局長ハ海軍軍令部長ノ命ヲ承ケ其ノ局務ヲ掌理ス
- 第十二條 各局員ハ局長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十三條 第十條第二項ニ掲グル機關官及編修ハ各其ノ局長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十四條 海軍軍令部出仕トシテ海軍將校同相當官ヲ置キ海軍軍令部長ノ命ヲ承ケ服務セシム
- 第十五條 在外帝國公使館ニ公使館附トシテ海軍將校ヲ置キ海軍軍令部長ヲシテ之ヲ管セシム
- 第十六條 海軍軍令部ニ海軍文庫主管ヲ置キ先任副官ノ命ヲ承ケ秘密圖書ノ保管出納及海軍ニ必要ナル圖書ノ蒐集、保存及出納ヲ掌ラシム
- 第十七條 前諸條ニ掲グル職員ノ外海軍船匠長船匠師海軍編修書記書記及技手ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム
- 第十八條 (削除)
- 附則
- 第十九條 本令ハ明治三十年十二月一日ヨリ施行ス

◎ 第四節 鎮守府

● 鎮守府條例 明治三十三年五月 勅令第百九十九號

改正 明治三十三年六月 勅令第百八十四號

朕鎮守府條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鎮守府條例

- 第一條 各軍港ニ鎮守府ヲ置ク
- 鎮守府ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス
- 第二條 鎮守府ハ出師ノ準備、防禦ノ計畫、海軍區ノ整備並所轄諸部ノ事務ヲ監督スル所トス
- 第三條 鎮守府ニ司令長官ヲ置ク
- 司令長官ハ親補トス
- 第四條 司令長官ハ
天皇ニ直隸シ麾下ノ艦隊艦船部團隊ヲ統率シ所屬各部ヲ監督シ府務ヲ總理ス
司令長官ハ軍政人事ニ關シテハ海軍大臣ノ指揮ヲ承ケ出師準備防禦計畫ニ關シテハ海軍軍令部長ノ
監處ヲ承ク
- 第五條 司令長官ハ麾下ノ軍紀風紀及教育訓練ヲ統監ス
- 第六條 司令長官ハ麾下ノ艦隊、艦隊若ハ艦船ヲ所管海軍區及鄰區内ニ派遣シ又軍隊ヲ所管海軍區内
ニ派遣スルコトヲ得
- 第七條 司令長官ハ其ノ軍港内ニ在ル他ノ所管ノ艦船ヲ指揮スルコトヲ得但シ他ノ司令長官司令官現
在スルトキ其ノ麾下艦船ニ對シテハ此ノ限ニテラス

第八條 司令長官ハ地方長官ヨリ地方ノ安寧ヲ維持スル爲兵力ヲ請求スルトキ事急ナレハ直ニ之ニ應
 スルコトヲ得其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ違無キトキハ便宜兵力ヲ用フルコトヲ得此ノ場合ニ當
 リテハ事後速ニ海軍大臣ニ報告スヘシ

第九條 司令長官ハ疾疫其ノ他緊急ノ場合ニ方リ一時麾下ノ兵員ヲ移轉セシムルヲ必要トスルトキハ
 之ヲ處分シテ後海軍大臣ニ報告スヘシ

第十條 司令長官ハ麾下ノ雜役船亦ニ乘員ヲ要スルトキハ麾下人員ニ臨時乘組ヲ命スルコトヲ得

第十一條 司令長官ハ麾下ノ候補生及准士官ヲ麾下艦船團其ノ他各部ニ轉乘若ハ轉勤セシムルコトヲ
 得

第十二條 司令長官ハ麾下ノ下士卒ヲ所屬艦船團其ノ他各部ニ配付ス

第十三條 司令長官ハ要塞地帶法及軍港要港規則ノ施行ニ關シテハ所在艦兵ヲ指揮スルコトヲ得

第十四條 司令長官ハ麾下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ麾下
 職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第十五條 司令長官缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ所在麾下首席將校其ノ
 職務ヲ代理ス

第十六條 鎮守府ノ幕僚トシテ左ノ職員ヲ置ク

參謀長

參謀

副官

第十七條 參謀長ハ司令長官ヲ佐ケ幕僚ノ事務ヲ統ヘ府務ヲ整理ス

第十八條 參謀ハ參謀長ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

第十九條 副官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ庶務及准士官以上並所屬文官ノ人事ヲ掌ル

第二十條 鎮守府ニ製糧監督官ヲ置キ參謀長ノ命ヲ承ケ海軍製糧ニ關スルコトヲ掌ラシム

第二十一條 鎮守府ニ兵事官ヲ置キ參謀長ノ命ヲ受ケ兵籍ヲ主管シ徵兵募兵及艦船團其ノ他各部ノ下
 士卒定員ノ補缺並豫備役兵後備役兵ノ召集簡閱點呼ニ關スルコトヲ掌ラシム

第二十二條 鎮守府ニ艦政部、機關部、醫務部、經理部及司法部ヲ置ク

第二十三條 艦政部ニ於テハ兵器、艦營需品及艦船ノ船體、機關ニ關スルコトヲ掌ル

第二十四條 機關部ニ於テハ艦船ノ機關ノ使用保存ニ關スルコト及機關官以下ノ勤務ニ關スルコトヲ
 掌ル

第二十五條 醫務部ニ於テハ醫務衛生ニ關スルコトヲ掌ル

第二十六條 經理部ニ於テハ會計經理、造兵造船ノ材料物件ニ非ラサル通常物品ノ購買供給、鎮守府
 所管一般及其ノ所屬艦船團並軍港境域内ニ在ル其ノ他ノ諸官衙ノ會計事務ノ監督、管區内ニ在ル艦
 船團其ノ他各部諸官衙ノ金櫃物件及帳簿ノ監査ヲ掌リ第一課第二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム

經理部ニ衣糧科ヲ置キ衣服糧食ノ準備保存供給ニ關スルコトヲ掌ラシム

經理部ニ建築科ヲ置キ官有財産建築及土木ニ關スルコトヲ掌ラシム

第二十七條 司法部ニ於テハ軍事司法、懲罰及監獄ニ關スルコトヲ掌ル

第二十八條 艦政部、機關部、醫務部、經理部及司法部ニ左ノ職員ヲ置ク

艦政部

部長

部員

機關部

●鎮守府處務規程

明治三十四年五月
海軍省通第六十號

改正

●明治三十四年六月
海軍省通第八十八號

●明治三十五年六月
海軍省通第七十四號

●明治三十六年六月
海軍省通第六十三號

鎮守府處務規程左ノ通定ム

鎮守府處務規程

- 第一條 鎮守府司令長官、鎮守府條例第七條ニ依リ軍港内ニ在ル他管ノ艦船ヲ指揮スルハ其ノ港ノ守備其ノ他港内一般ニ關スルコトニ限ル但シ如何ナル場合ヲ問ハス其ノ本務ヲ妨クルコトヲ得ス
- 第二條 司令長官ハ軍機上必要ト認ムルトキハ己ノ閱覽ヲ經ヌシテ麾下職員一切ノ私信ヲ發送スルコトヲ禁シ又他トノ交通ヲ禁スルコトヲ得
- 第三條 司令長官ハ銃砲ノ射擊水雷ノ發射發火若シハ陸上操練等ヲ施行セシムルニ當リ所在人民ノ生業ニ影響シ又ハ危險ノ虞アリト認ムルトキハ勿論其ノ然ラサル場合ニ於テモ成ルヘク地方ノ官衛公署ニ豫報スヘシ
- 第四條 司令長官ハ麾下艦船ノ日課週課ヲ制定シ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ
- 第五條 司令長官ハ麾下海兵團長水雷團長等ヲシテ軍艦ニ準シ其ノ日課週課ヲ制定提出セシメ之ヲ承認シタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ
- 第六條 司令長官ハ麾下ノ候補生及准士官ニ轉勤轉乘ヲ命シタルトキ又ハ麾下ノ准士官以上ニ他ノ職務ヲ執行若ハ代理セシメタルトキ及之ヲ解キタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ但シ海軍省ヨリ發スル辭令ト抵觸スル場合ニ於テハ海軍省ノ辭令ニ從フヘシ
- 第七條 司令長官ハ所在憲兵ヲ指揮セシトキハ速ニ其ノ狀況ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ
- 第八條 司令長官ハ海軍省ヨリ發スル辭令ノ範圍内ニ於テ麾下判任官ノ部屬ヲ定メ其ノ准士官及文官

ノ氏名ヲ海軍省人事局長ニ通報スヘシ

第九條 司令長官ハ海軍定員令第三條ニ依リ置カレタル准士官以上ノ部屬ヲ定メ又ハ之ニ適當ノ職務ヲ命ズヘシ

第十條 司令長官ハ艦船ノ新造改造等ニ際シ艦裝委員ヲ置カレサルトキハ必要ニ應ジ艦下職員中本職ナル者ニ艦裝ノコトヲ掌ラシムルコトヲ得

第十一條 司令長官ハ法令ニ依ルカ又ハ許可ヲ得ルコトアラザレハ船舩職工ヲ備ヒ入ルコトヲ得ス若シ緊急ノ必要アリテ其ノ手續ヲ履ム能ハサルトキハ事後其ノ詳細ヲ具シ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十二條 司令長官ハ内國港灣ニ於テハ事情止ヲ得スト認ムル場合ニアラザレハ艦下艦船ニ海軍部外ノ者ヲ便乗セシムルコトヲ得ス若シ之ヲ便乗セシメタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十三條 司令長官ハ時々所轄諸部ヲ歴巡シ防備並業務ノ實況ヲ監視シ府務ノ整備ヲ圖ルヘシ

第十四條 參謀長ハ司令長官ノ職務ニ參與シ其ノ命令ノ普及並之ヲ實施ヲ監視スヘシ

第十五條 參謀長、各部長ハ海軍省、海軍軍令部、海軍教育本部、海軍艦政本部等關係アル官衙ノ主務官ト常ニ和通報シ事情ニ疎隔ナキコトヲ期スヘシ

事務分課

第十六條 參謀ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 管區内ノ軍港及防禦港ノ防禦計畫ニ關スルコト
- 二 所轄艦船及軍隊ノ進退任務ニ關スルコト
- 三 兵力ノ増減ニ關スルコト
- 四 管區内海岸海面ノ警備ニ關スルコト
- 五 出師準備ノ計畫ニ關スルコト

六 演習及檢閱ニ關スルコト

七 教育訓練ニ關スルコト但シ別ニ規定アルモノヲ除ク

八 通信及運輸ニ關スルコト

第十七條 副官ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 儀式禮式ニ關スルコト
- 二 服制服裝ニ關スルコト
- 三 旗章ニ關スルコト
- 四 准士官以上及文官ノ人事ニ關スルコト
- 五 雇員傭人ニ關スルコト
- 六 機密文書ニ關スルコト
- 七 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト
- 八 成案文書ノ調査ニ關スルコト
- 九 司令長官ノ官印及鎮守府印ノ管守ニ關スルコト
- 十 祕密圖書ノ管理貸與展覽ニ關スルコト
- 十一 軍紀風紀ニ關スルコト
- 十二 戒嚴徵發ニ關スルコト
- 十三 前記ノ外參謀及各部ノ所掌ニ屬セサルコト

第十八條 參謀及副官ノ主務前掲ノ如ク之ヲ分ツモ常ニ互ニ連絡ヲ保ツテ要ス

第十九條 幕僚ハ又差使傳令ノ勤務ニ服スルモノトス

- 第二十條 望樓監督官ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 所管區内ニ在ル海軍望樓所掌事務ヲ監督スルコト
 - 二 所管區内ニ在ル海軍望樓下鎮守府トノ連絡通信ニ關スルコト
 - 三 所管區内ニ在ル海軍望樓ニ需品及糧食品供給ニ關スルコト
 - 四 所管區内ニ在ル望樓ノ氣象觀測ニ就テハ測器庫主管ト連絡ヲ保タシムルコト
- 第二十一條 兵事官ハ本規程ニ依ルノ外兵事官服務規程ニ依リ服務スヘシ
- 第二十二條 艦政部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 所屬造船廠、造兵廠、兵器廠ノ所掌事務ニ關スルコト
 - 二 所屬需品庫ノ所掌事務ニ關スルコト
 - 三 所屬測器庫ノ所掌事務ニ關スルコト
 - 四 艦船公試試驗ニ關スルコト
 - 五 鎮守府部下ノ造船官造兵官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
 - 六 鎮守府在籍艦船ノ造修經歷ニ關スルコト
- 第二十三條 機關部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 鎮守府部下ノ機關官以下ノ勤務ニ關スルコト
 - 二 鎮守府部下ノ機關官ノ管理ニ關スル既成機關及既成兵器ノ試驗ニ關スルコト
 - 三 鎮守府部下ノ機關官ノ管理ニ關スル既成機關及既成兵器ノ現狀檢査ニ關スルコト
 - 四 鎮守府部下ノ機關官ノ管理ニ關スル既成機關及既成兵器ノ使用保存ニ關スルコト
 - 五 鎮守府部下ノ機關官ノ管理ニ關スル既成機關及既成兵器ノ適否及其ノ改良ニ關スルコト
 - 六 鎮守府部下ノ機關官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
- 第二十四條 醫務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 鎮守府所管艦團其ノ他各部ノ醫務衛生ニ關スルコト
 - 二 鎮守府所管ノ艦船、建築物、被服、糧食、用水等ノ衛生ニ關スルコト
 - 三 軍人ノ體格ニ關スルコト
 - 四 恩給ニ係ル診斷書ノ調査ニ關スルコト
 - 五 海軍病院ニ關スルコト
 - 六 鎮守府部下ノ軍醫官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
- 第二十五條 經理部第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 所管歳入歳出ノ豫算決算ニ關スルコト
 - 二 所管歳入歳出特別會計ニ關スルモノヲ除クノ收支ニ關スルコト
 - 三 俸給、諸給、旅費、諸手當、扶助金其ノ他金錢給與ニ關スルコト
 - 四 出納官吏ノ身元保證金ニ關スルコト
 - 五 金錢會計ノ規定及監査ニ關スルコト
 - 六 金櫃及帳簿ノ檢査ニ關スルコト
 - 七 鎮守府部下ノ主計官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
- 第二十六條 經理部第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造船造兵建築材料物件コアラサル通常物品特ニ委任仕拂命令官ヲ除キテ各艦團ニ關スルモノヲ除クノ購買供給ニ關スルコト
 - 二 運輸取扱通信取扱及他ノ所掌ニ屬セサル船舶車馬人夫ノ傭入ニ關スルコト
 - 三 工事備負及物件ノ賣買貸借運搬裁縫等各般ノ契約書ノ調査ニ關スルコト
 - 四 物品會計ノ規定及監査ニ關スルコト
 - 五 物品及帳簿ノ檢査ニ關スルコト

六 他ノ課科ノ所掌ニ屬セサル事項ニ關スルコト

- 第二十七條 經理部衣糧科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 被服物品糧食品ノ調辦配備出納供給準備ニ關スルコト
 - 二 被服物品糧食品ノ保管運搬ニ關スルコト
 - 三 被服物品糧食品ノ保管運搬ニ屬スル人夫舟車ノ備役ニ關スルコト

第二十八條 經理部建築科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 管區内ノ官有財産ノ管理及取扱ニ關スルコト但シ横須賀鎮守府ニ在テハ海軍省經理局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除キ佐世保鎮守府ニ在テハ臺灣澎湖島ニ於ケルモノヲ加フ
- 二 管區内ノ建築及土木工事ノ計畫及施行ニ關スルコト但シ横須賀鎮守府ニ在テハ海軍省經理局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除キ佐世保鎮守府ニ在テハ臺灣澎湖島ニ於ケルモノヲ加フ
- 三 直營工事ニ屬スル工費ノ整理及職工人夫舟車ノ備役ニ關スルコト
- 四 建築材料物件ノ購買保管出納ニ關スルコト
- 五 軍港内浚渫ノ計畫ニ關スルコト
- 六 海軍所屬ノ浚渫船ヲ以テ直營セサル管區内ノ浚渫施行ニ關スルコト但シ佐世保鎮守府ニ在テハ臺灣澎湖島ヲ加フ

第二十九條 經理部長ハ會計上ニ付必要アルトキハ所轄長若ハ主任官吏ノ辯明ヲ求ムルコトヲ得

第三十條 經理部長ハ検査ノ事實ニ依リ正當ナラスト認メタル事項ニ付テハ主任官吏ニ推問シ辯明又ハ更訂セシムルコトヲ得

第三十一條 經理部長ハ出納官吏ニ於テ計算書及證書書類ノ提出ヲ怠リタルモノアルトキハ所轄長若ハ主任官吏ニ通告シ期限ヲ定メ提出セシムルコトヲ得

第三十二條 經理部長ハ金櫃物件帳簿ノ検査ヲ行フトキハ豫メ其ノ期日ヲ當該主任官吏ノ屬スル長官ニ通知スヘシ

第三十三條 經理部長ハ部下ノ課員及到任官ヲ各課科ニ配置シ司令長官ヲ經テ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第三十四條 司法部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 海軍刑法、海軍治罪法、刑法、刑事訴訟法其ノ他刑事諸法令ノ適用ニ關スルコト
- 二 海軍懲罰令、文官懲戒令、海軍監獄則、軍事司法警察及捕獲審檢令ニ關スルコト
- 三 軍法會議ニ關スルコト
- 四 訴訟ニ關スルコト
- 五 監獄事務ニ關スルコト

第三十五條 艦裝委員ハ艦政部長、海軍造船廠長、造兵廠長、兵器廠長ト協議シ艦船ノ艦裝兵裝ニ關スルコトヲ掌ル

第三十六條 司令長官又ハ鎮守府ニ宛テ到來スル公文ハ副官ニ於テ接受シ其ノ各部ノ主務ニ屬スルモノハ指定ノ印ヲ捺シ直ニ之ヲ各部ニ配付スヘシ

第三十七條 前條接受シタル公文中重要ナル事件ハ先ツ參謀長ヲ經テ司令長官ノ査閱ニ供シ處分ノ指揮ヲ受クヘシ

第三十八條 各部長ハ各主務ノ公文ヲ審査シ司令長官ノ閱覽ニ供スルニ止マルモノハ捺印ノ上供覽ト

第三十九條 海軍省所管ノ第四節 鎮守府

第一編 官制 第九章 海軍省所管 第四節 鎮守府

七ノ七

記シ其ノ命令、指令、照會、回答等ヲ要スルモノハ各其ノ案ヲ附シ捺印シ之ヲ副官ニ送附スヘシ
副官ノ主務ニ屬スル事項ニ關シテハ前項ノ例ニ依ルヘシ

第三十九條 命令、指令、照會、回答等ノ案ヲ附シ司令長官ノ決裁ヲ受ケルニハ所定ノ野紙ヲ用ヒ各部
長及ヒ主任官之ニ捺印スヘシ但シ關係者ハ主務者ノ次ニ列記スヘシ

第四十條 他部ニ關係アル文書ハ主務部長捺印ノ後主務部ヨリ關係部ニ送付シ關係部長ハ調査捺印シ
之ヲ副官ニ送付スヘシ

副官ノ主務ニシテ他部ニ關係アルモノハ前項ノ例ニ依ルヘシ

第四十一條 副官ハ各部ヨリ公文ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ司令長官ノ決裁ヲ經テ發布ヲ要
スルモノハ其ノ文案ニ依リ直ニ淨書發付ノ手續ヲ爲シ又閱覽ニ供スルニ止ルモノハ其ノ手續ヲナス
ヘシ但シ計算書類其ノ他文書ニ附屬ノ表圖又ハ別紙別冊アルトキハ主務ニ於テ淨書校合シ副官ニ送
付スルモノトス

前項ノ公文ヲ司令長官ニ提出スルニハ參謀長ヲ經由スルヲ要ス

閱覽濟及發布濟ノ書類ハ所要ニ應シ副官直ニ其ノ部長ニ返付スヘシ

第四十二條 上申伺ニシテ當分又ハ到底論議ニ及ヒ難キモノハ主務部ニ於テ附箋ニ其ノ理由ヲ記シ司
令長官ノ閱覽ニ供シタル後差出處ニ返却スヘシ但シ副官ニ於テ接受シ主務部ニ同付シタルモノナル
トキハ其ノ發送ニ臨ミ副官ニ通知スルヲ要ス時宜ニ依リ該書類ハ參考トシテ主務部ニ留置キ其ノ事
由ヲ差出處ニ通牒スルコトアルヘシ

第四十三條 鎮守府公文ハ件名簿ニ登記シ處分ノ終始ヲ明ナラシムヘシ

件名簿ハ某鎮號^{横濱}、某鎮機密號^{二種}トシ副官之ヲ保管スルモノトス
件名簿ニハ公文ノ接受發送月日件名^{原番號アルモノハ}、^{原番號アルモノハ}等ヲ記入シ各一貫ノ番號ヲ附シ同時ニ該番號ヲ公

文ニ附點スヘシ

第四十四條 前條ニ掲グル外鎮守府公文ニ對シ各部ニ於テハ別ニ件名簿ヲ置カヌ只受領發送簿ヲ備ヘ
以テ文書ノ出入ヲ明ナラシム

受領發送簿ニハ公文ノ接受發送月日件名番號^{原番號アルモノハ}、^{原番號アルモノハ}等ヲ記入スヘシ

第四十五條 處分終了ノ公文ハ各主務部若ハ副官ニ於テ保存スヘシ

第四十六條 處務參照ノ爲副官及各主務部ニ於テ保存スル文書ノ閱覽ヲ要スルトキハ其室ニ就テ之ヲ
見ルヲ例トス若シ必要ニ依リ室外ニ携帶スルヲ要スルモノアルトキハ必ス其ノ日ノ中ニ還付スヘ
シ

第四十七條 場合ニ依リ處務ノ敏活ヲ圖リ未決裁ノ公文ヲ所轄ノ諸官衙等ニ下付シ其ノ立案ヲ需ムル
コトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ前諸條鎮守府各部ノ爲ニ規定セシモノニ準スヘシ

●鎮守府兵事官服務規程

明治三十四年五月
海軍省令第百六十一號

鎮守府兵事官服務規程左ノ通定ス

鎮守府兵事官服務規程

第一條 兵事官ノ所掌事務ハ左ノ如シ

- 一 徵募區内ノ志願兵徵募及徵兵徵集ニ關スルコト
 - 二 鎮守府在籍下士卒ノ豫備役後備役編入ニ關スルコト
 - 三 鎮守府在籍下士卒ノ免官免役ニ關スルコト
 - 四 鎮守府在籍豫備役後備役下士卒ノ召集ニ關スルコト
 - 五 鎮守府在籍下士卒ノ履展表及家族扶助金支給原表ヲ調製スルコト
 - 六 鎮守府在籍下士卒ノ名簿、履展簿ヲ整理スルコト
 - 七 下士卒ノ補充交代ニ關スルコト
 - 八 鎮守府在籍下士卒ノ身上ニ關スルコト
 - 九 下士卒任用進級増俸ニ關スルコト
 - 十 下士卒ノ考課表ニ關スルコト
 - 十一 鎮守府在籍下士卒ノ敘位敘勳記章褒章賞與ニ關スルコト
 - 十二 鎮守府在籍下士卒ノ恩給ニ關スルコト
- 第二條 兵事官ハ左ノ簿冊ヲ備フヘシ
- 一 現役下士卒履展簿
 - 二 現役下士卒總員名簿

- 三 艦團其ノ他各部下士卒名簿
- 四 各練習卒業下士卒名簿
- 五 補缺員名簿
- 六 豫備役後備役下士卒名簿
- 七 豫備役後備役下士卒履歷簿
- 第三條 履歷簿ハ各兵種毎ニ編綴シ名簿ハ各兵種毎ニ官職等級ノ順序ヲ以テ列記シ増減異動アル毎ニ訂正ヲ加ヘ何レモ索引ニ便ナラシムル方法ヲ設ケ置クヘシ
- 第四條 豫備役ニ編入シタル兵員他鎮守府所管徵募區ノ者ナルトキハ名簿ヨリ除名シ履歷書ヲ其ノ鎮守府兵事官ニ移スヘシ
- 第五條 免官免役トナリ又ハ死亡シタル下士卒ニ關スル書類ハ之ヲ別簿ト爲シ保存スヘシ
- 第六條 兵事官ハ第二條ニ掲ケル簿冊ノ外其ノ主管ニ屬スル公文書類ヲ編綴保存スヘシ
- 第七條 兵事官ハ常ニ第一豫備艦ニ補充スヘキ下士卒ノ員數ヲ調査シ置キ急速就役ニ差支無カラシムルコトヲ期スヘシ
- 第八條 兵事官ハ下士卒ノ補充交代ヲ要スルニ當リテハ其ノ兵種等級員數ヲ定メ按テ具シテ鎮守府司令長官ニ提供スヘシ
- 第九條 兵事官ハ下士卒始メテ海軍々籍ニ入り入團スルトキ又ハ豫備役後備役下士卒ノ召集等ニ際シ必要アルトキハ海兵團ニ於テ行務ヲ處理スヘシ
- 第十條 兵事官ハ現役下士卒ノ現員及其ノ異動ニ關シテハ第一表^{甲乙}ヲ毎月一日調テ以テ作ルヘシ又豫備役後備役下士卒ノ現員ニ關シテハ第二表^{甲乙}ヲ平時戰時定員現員比較ニ關シテハ第二表丙ヲ毎年一月一日四月一日七月一日十月一日調テ以テ作ルヘシ

本條ノ諸表ハ其ノ調査期日ノ屬スル月ノ十五日マテ司令長官ノ閱覽ヲ經テ一通テ海軍省人事局長ニ他ノ一通^{第一表丙}ヲ海軍軍令部第二局長ニ送付スヘシ

第十一條 兵事官海軍志願兵徵募細則第十九條ニ依リ志願兵検査總人員表ヲ作ルハ第三表様式ニ依リ別ニ徵募ニ關スル地方ノ狀況ヲ詳記シ之ニ意見ヲ付シ司令長官ノ閱覽ニ供スヘシ

附則

海兵團徵募官服務規則ハ之ヲ廢止ス

(表略ス)

第五節 會議

●海軍將官會議條例

明治三十二年五月
勅令第七十五號

改正

●明治三十四年十一月
勅令第二百三十四號
●明治三十二年二月
勅令第二十七號

朕海軍將官會議條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍將官會議條例

- 第一條 海軍將官會議ハ東京ニ置キ海軍ニ於ケル重要ノ事項ヲ審議スル所トス
- 第二條 海軍將官會議ハ海軍大臣ヲ以テ議長トシ議員若干人ヲ置キ海軍將官ヲ以テ之ニ補ス
- 第三條 海軍大臣ハ必要ニ依リ議員ニアラサル將官並將官相當官ニ臨時議員ヲ命シ又上長官ヲシテ議事ニ參與セシムルコトヲ得
- 第四條 海軍大臣事故アルトキハ上席將官ヲ以テ議長トス
- 第五條 議案ハ議長ヨリ下付ス議員ニ於テ議案ヲ提出セントスルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六條 海軍將官會議ノ事務ハ海軍大臣官房ニ於テ之ヲ處理ス

●海軍技術會議條例

明治二十六年五月
勅令第五十三號

改正

●明治三十三年三月
勅令第七十號

●明治三十三年五月
勅令第二百三十八號

●明治三十五年三月
勅令第八十九號

朕海軍技術會議條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍技術會議條例

- 第一條 海軍技術會議ハ東京ニ置キ海軍大臣ノ諮問ニ對シ軍艦ノ構造兵裝及其諸機關並ニ砲銃水雷彈藥劇發藥ノ設計考案其他技術ニ關スル事項ヲ審議スル所トス
- 第二條 海軍技術會議ハ海軍艦政本部長ヲ以テ議長トシ議員若干人ヲ置キ本職アル海軍將官、總監、上長官若ハ士官ヲ以テ之ニ兼補ス
- 議長ハ海軍大臣ニ隸シ會議ヲ總理ス
- 第三條 議長ハ議事ノ性質ニ依リ議員ノ一部ヲ以テ議事ヲ開クコトヲ得
- 第四條 議長事故アルトキハ上席議員ヲ以テ議長トス
- 第五條 海軍技術會議ニ幹事ヲ置キ海軍艦政本部副官ヲ以テ之ニ兼補ス
- 幹事ハ議案ノ調査及會議ノ事務ヲ管掌ス
- 第六條 海軍技術會議ニ書記一人技手一人ヲ置キ上官ノ命ヲ承テ服務セシム

●海軍技術會議規則

明治二十六年七月
海軍省令第百八十一號

海軍技術會議規則ヲ廢シ海軍技術會議規則左ノ通定ム

海軍技術會議規則

- 第一條 海軍技術會議ノ議案ハ海軍大臣ヨリ下付ス會議ニ於テ議案ヲ起草スルトキハ海軍大臣ノ認可ヲ受ルヘシ
- 第二條 會議ニ於テ議案ニ關シ議案外ノ事ヲ議スルヲ必要トスルトキハ海軍大臣ノ認可ヲ受ルヘシ
- 第三條 議長ハ議員ヲ分テ若干部トス
- 第四條 議事ハ議案ノ事項ニ依リ全員或ハ若干部ヲ以テ之ヲ開クコトヲ得
- 第五條 議事ハ議員ノ出席過半数ニ滿タサルトキハ開會スルコトヲ得ス但至急ヲ要スルトキハ此限ニ在ラズ
- 第六條 出席議員ハ如何ナル場合ニ於テモ表決ノ數ニ加ハルモノトス
- 第七條 議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否相半スルトキハ議長之ヲ決ス但議長ノ意見ニ依リ決議ヲ延スコトヲ得
- 第八條 議長事故アリ議席ニ臨ム能ハサルトキハ出席議員ノ先任者議長ニ代リ議事ヲ整理ス
- 第九條 會議ニ於テ審議論究セシモノハ技術會議々事務ニ蒐録シ之ヲ保存スルモノトス
- 第十條 議長ハ各部ノ分擔事項ヲ定メ又ハ議員ニ委員ヲ命シ議案ノ調査及其他ノ事ヲ爲サシメ委員中先任者ニ委員長ヲ命スルコトヲ得
- 第十一條 議長ハ議場整理ニ必要ノ細則ヲ定メ議事ヲ整頓ス
- 第十二條 議長ハ議事ノ事項ニ依リ議案ニ關係アル職員或ハ其他ノ者ニ諮問ヲ要スルコトアルトキハ

各長官ニ其出席ヲ求ムルコトヲ得

第十三條 議長ハ議案ニ就キ調査及試験ヲ要シ或ハ模範ノ製造器具材料又ハ人員ヲ要スルトキハ海軍各廳ヨリ之ヲ求ムルコトヲ得但費用ヲ要スルモノハ海軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 幹事ハ議案上答案ノ起草調査並ニ會議ノ事務ヲ擔任ス

第十五條 議員ハ議案ヲ審議シ又委員ト爲リ議案ノ調査及其他ノ事ニ從フ

第十六條 書記ハ議案ノ朗讀議事ノ筆記及會議ノ事務ニ服ス

●常設海軍軍法會議ニ於ケル主理録事定員ノ件

明治三十三年三月 勅令第百五號

改正

●明治三十四年九月 勅令第百七十五號

●明治三十五年十月 勅令第百二十八號

朕常設海軍軍法會議ニ於ケル主理、録事定員ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
常設海軍軍法會議ニ於ケル主理、録事ノ定員別表ノ通定ム

(別表)

官名 軍法會議	東京軍法會議	橫須賀鎮守府軍法會議	吳鎮守府軍法會議	佐世保鎮守府軍法會議	舞鶴鎮守府軍法會議
主理	三	三	三	三	三
録事	三	三	三	三	三
備考	本表ノ定員ハ總テ兼務トス但シ東京軍法會議ノ主理一人ヲ專務ト爲スコトヲ得 本表定員ノ外必要ニ應シ本職アル主理録事ニ兼務ヲ命スルコトヲ得				

●軍法會議主理主理試補及錄事服務ノ件

明治三十年十一月
海軍省令第百五十七號

軍法會議ヲ管轄スル長官ノ部下ニ司法部ノ設置ナキ場合ニ於テハ該軍法會議ノ主理、主理試補及錄事
ハ左ノ規定ニ依リ服務スヘシ

- 一 上席主理ハ長官ノ命ヲ承ケ其軍法會議ノ事務ヲ整理ス
- 二 主理及主理試補ハ上席主理ノ命ヲ承ケ其軍法會議ノ事務ヲ分掌ス
- 三 錄事ハ主理ノ指揮ニ從ヒ事務ニ服ス

第六節 教育本部

●海軍教育本部條例

明治三十三年五月
勅令第百九十五號

朕海軍教育本部條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍教育本部條例

- 第一條 海軍教育本部ハ之ヲ東京ニ置キ海軍軍事教育ノ統一及其ノ進歩ヲ計ル所トス
第二條 海軍教育本部ニ第一部及第二部ヲ置キ各其ノ所管ノ事務ヲ分掌セシム
第三條 海軍教育本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長

副官

第一部長

第二部長

部員

海軍編修

第四條 海軍教育本部長ハ海軍大臣ニ隷シ部務ヲ總理シ海軍大學校、海軍兵學校、海軍機關學校、海軍砲術練習所、海軍水雷砲術練習所及海軍機關砲術練習所ヲ管轄ス

第五條 海軍教育本部長ハ部下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ部下職員ヲシテ其職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第六條 海軍教育本部長缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下首席將校其ノ職務ヲ代理ス

- 第七條 副官ハ本部長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
- 第八條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ其ノ部務ヲ掌理ス
- 第九條 部員及海軍編修ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十條 第三條ニ掲クル職員ノ外書記、海軍編修書記ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

附則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍教育本部處務規程

明治三十四年五月
海軍省令第百五十七號

海軍教育本部處務規程左ノ通定ム

海軍教育本部處務規程

第一章 總則

- 第一條 教育本部長ハ教育訓練ニ關スル諸法規、教範、操典類ノ制定、改正又ハ訓令ヲ必要ト認メタルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スヘシ
- 第二條 教育本部ハ常ニ海軍省軍務局、鎮守府、要港部及艦隊等ト氣脈ヲ通スヘシ
- 第三條 教育本部長ハ教育訓練ニ關スル事項ヲ調査研究審議シ意見ヲ海軍大臣ニ具申スヘシ
- 第四條 教育本部長ハ部下部員及判任官ノ部屬ヲ定メ之ヲ海軍省人事局長ニ通報スヘシ
- 第五條 教育本部長ハ部務整理ノ爲部内ノ服務規程ヲ定ムルコトヲ得
- 第六條 教育本部長ハ教育ノ方針其ノ他教育上重要ナル事項ハ部下ヲ召集シ教育諮問會ヲ開キ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得
- 教育本部長ハ前項ノ場合ニ於テ教育ニ關係アル他ノ職員ニ諮問ヲ要スルコトアルトキハ其ノ出席ヲ各其ノ所屬ノ長官ニ求ムルコトヲ得

第二章 事務分課

第七條 副官ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト
- 二 機密文書ノ保管ニ關スルコト
- 三 人事ニ關スルコト

四 本部長ノ官印及本部印ノ管守ニ關スルコト
 五 教育諮問會ニ關スルコト
 六 統計年報ニ關スルコト
 七 前諸號ノ外各部ノ所掌ニ屬セザルコト
 第八條 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 將校、少尉候補生、將校生徒、准士官下士卒（上機關兵曹ノ教育訓練ニ關スルコト以下ヲ除ク）
 二 前號ノ教育ニ係ル操典、教範類ノ制定及改正ニ關スルコト
 三 第一號ニ係ル教育資料及教育年報類ノ編纂ニ關スルコト
 四 第一號ニ係ル外國軍事教育ノ調査ニ關スルコト
 五 大學校、兵學校、砲術練習所及水雷術練習所ニ關スルコト
 六 海軍各部教育ノ畫一ニ關スルコト
 第九條 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 機關官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
 二 前號ノ教育ニ係ル操典、教範類ノ制定及改正ニ關スルコト
 三 第一號ニ係ル教育資料及教育年報類ノ編纂ニ關スルコト
 四 第一號ニ係ル外國軍事教育ノ調査ニ關スルコト
 五 機關學校及機關術練習所ニ關スルコト
 第三章 文書取扱
 第十條 本部長若ハ本部ニ宛テ到來スル公文ハ副官ニ於テ之ヲ接受シ査閱ノ後各部ノ主務ニ屬スルモノハ指定ノ印ヲ捺シ直ニ之ヲ各部ニ配付スヘシ

第十一條 前條接受シタル公文中重要ナル事件ハ先ツ本部長ノ査閱ニ供シ處分ノ指揮ヲ受クヘシ
 第十二條 各部長ハ主務ノ公文ヲ審查シ其ノ上申、命令、照會、回答等ヲ要スルモノハ各其ノ案ヲ附シ捺印シ之ヲ副官ニ送付スヘシ其ノ案ヲ附スルヲ要セス本部長ノ閱覽ニ供スルコト止マルモノ亦同シ
 副官ノ主務ニ屬スル事項ニ關シテハ前項ノ例ニ依ルヘシ
 第十三條 上申、命令、照會、回答等ノ案ヲ附シ本部長ノ決裁ヲ受クルニハ所定ノ罫紙ヲ用ヒ主務部長及ヒ部員之ニ捺印スヘシ但シ關係部長ハ主務部長ノ次ニ列記スヘシ
 第十四條 他部ニ關係アル文書ハ主務部長捺印ノ後主務部ヨリ關係部ニ送付シ關係部長ハ調査捺印シ之ヲ副官ニ送付スヘシ
 副官ノ主務ニシテ他部ニ關係アルモノハ前項ノ例ニ依ルヘシ
 第十五條 副官ハ各部ヨリ公文ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ審查シ決裁ヲ經テ發布ヲ要スルモノハ其ノ文案ニ依リ直ニ淨書發布ノ手續ヲ爲シ又閱覽ニ供スルコト止ルモノハ其ノ手續ヲ爲スヘシ
 第十六條 海軍大臣ニ提出スヘキモノハ海軍省所定ノ罫紙ヲ用ヒ欄外ニ捺印シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ第十二條第十三條及第十四條ノ例ニ依リ之ヲ取扱ヒ海軍省軍務局ニ送付スヘシ
 第十七條 公文ニ附屬スル計算書類、表、圖又ハ別紙別冊アルトキハ主務部ニ於テ淨書校合シ副官ニ送付スルモノトス又海軍大臣ニ提出スヘキモノニ附屬スルモノハ之ヲ海軍省總務局ニ送付スヘシ
 閱覽及發布濟ノ書類ハ所要ニ應シ副官直ニ之ヲ其ノ主務部ニ返付スヘシ
 第十八條 上申伺ニシテ當分又ハ到底陸議ニ及ヒ難キモノハ主務部ニ於テ附箋ニ其ノ理由ヲ記シ本部長ノ閱覽ニ供シタル後差出應ニ返却スヘシ但シ副官ニ於テ接受シ主務部ニ回付シタルモノナルトキハ其ノ發送ニ臨ミ副官ニ通知スルヲ要ス時宜ニ依リ該書類ハ參考トシテ主務部ニ留置キ其ノ事由ヲ差出應ニ通牒スルコトアルヘシ

第六條 第四部ニ於テハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 艦船ノ機關ニ關スルコト
- 二 機關官以下ノ勤務ニ關スルコト
- 三 造船廠ノ造機事業ニ關スルコト
- 四 造機ニ從事スル造船官以下ノ勤務及教育ニ關スルコト

第七條 海軍艦政本部ニ左ノ職員ヲ置ク

- 本部長 副官
- 第一部長 第二部長
- 第三部長 第四部長

部員

第八條 本部長ハ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ統理ス

第九條 海軍艦政本部長ハ部下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ

部下職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第十條 海軍艦政本部長缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下首席將校其ノ

職務ヲ代理ス

第十一條 副官ハ本部長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第十二條 各部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌ル

第十三條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十四條 第七條ニ掲クル職員ノ外海軍兵曹長同相當官、准士官、書記及助手ヲ置キ各部ニ分屬シ上官

ノ命ヲ承ケ事務ニ服セシム

附則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍艦政本部處務規程

明治三十四年五月
海軍省令第百五十八號

改正 ●明治三十五年三月
海軍省令第百四十五號

海軍艦政本部處務規程左ノ通定ス

海軍艦政本部處務規程

總則

第一條 艦政本部長ハ艦政ニ關シ法規及命令ノ制定改正若ハ追加ヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スヘシ

第二條 艦政本部ハ常ニ海軍省軍務局、鎮守府及要港部ト氣脈ヲ通スヘシ

第三條 艦政本部長ハ部下部員及到任官ノ部屬ヲ定メ之ヲ海軍省人事局長ニ通報スヘシ

第四條 艦政本部長ハ部務整理ノ爲部内ノ服務規程ヲ定ムルコトヲ得

第五條 艦政本部長ハ造船官以下及造兵官以下ノ教育ニ關シテハ教育本部長ト協議スヘシ

第六條 艦政本部出仕ノ將校同相當官ノ命課ハ本部長之ヲ行フヘシ

事務分課

第七條 副官ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト
- 二 各部ノ主務ニ屬セサル公文書類ノ保存及公文書類ノ淨書ニ關スルコト
- 三 人事ニ關スルコト
- 四 本部長ノ官印ノ管守ニ關スルコト
- 五 機密文書ノ保管ニ關スルコト

- 六 秘密圖書ノ管理ニ關スルコト
 - 七 前諸號ノ外各部ノ所掌ニ屬セサルコト
- 第八條 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 兵器及屬具ノ製造、改造、修理ニ關スルコト
 - 二 兵器及屬具ノ配備供給ニ關スルコト
 - 三 艦團其ノ他各部ノ兵器裝備ニ關スルコト
 - 四 兵器簿、兵器明細簿等ヲ調製スルコト
 - 五 兵器ノ現狀來歴等ニ關スルコト
 - 六 兵器及屬具ノ注文、購買及其ノ契約ニ關スルコト
 - 七 兵器及屬具並其ノ材料ノ試験検査ニ關スルコト
 - 八 造兵官及造兵技師技手ノ勤務及教育ニ關スルコト
 - 九 造兵學生ノ教育ニ關スルコト
 - 十 造兵監督官及造兵監督助手ニ關スルコト
 - 十一 造兵職工ニ關スルコト
 - 十二 造兵廠兵器廠及下瀬火藥製造所ノ新築、改築ニ關スルコト
 - 十三 造兵廠、兵器廠及下瀬火藥製造所ノ工場ニ於ケル工業用諸機械物品ノ保存廢棄ニ關スルコト
- 第九條 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 雷品ノ品類數額ヲ定ムルコト
 - 二 雷品定額表ヲ調製スルコト
 - 三 雷品ノ配備、供給、準備ニ關スルコト

- 四 雷品ノ注文、購買及其ノ契約ニ關スルコト
 - 五 海軍雷品庫、同支庫及炭庫ノ構造ニ關スルコト
 - 六 炭山ニ關スルコト
- 第十條 第三部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 艦船ノ製造、改造、修理ニ關スルコト
 - 二 軍艦及水雷艇ノ製造計畫圖案及製造方法書調製ニ關スルコト
 - 三 艦船ノ注文、購買及其ノ契約ニ關スルコト
 - 四 艦船及其ノ材料ノ試験検査ニ關スルコト
 - 五 艦船ノ現狀來歴等ニ關スルコト
 - 六 艦船ノ保存廢棄ニ關スルコト
 - 七 造船ニ從事スル造船官及造船技師技手ノ勤務及教育ニ關スルコト
 - 八 造船ニ從事スル造船官ヲラシムヘキ目的ヲ以テ養成セラル、造船學生ノ教育ニ關スルコト
 - 九 造船ヲ監督スル造船監督官及造船監督助手ニ關スルコト
 - 十 造船造兵監督會計官及造船造兵監督書記ニ關スルコト
 - 十一 造船職工ニ關スルコト
 - 十二 造船廠造船工場ノ新築、改築ニ關スルコト
 - 十三 造船廠造船工場ニ於ケル工業用諸機械物品ノ保存廢棄ニ關スルコト
 - 十四 雜役船運送船、通船、工作船及病院船ヲ除クノ所屬ニ關スルコト
- 第十一條 第四部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 機關ノ製造、改造、修理ニ關スルコト

- 二 機關ノ製造計畫圖案及製造方法書調製ニ關スルコト
 - 三 機關ノ注文購買及其ノ契約ニ關スルコト
 - 四 機關及其ノ材料ノ試驗検査ニ關スルコト
 - 五 機關ノ現狀來歷等ニ關スルコト
 - 六 機關ノ保存、廢棄ニ關スルコト
 - 七 機關ノ使用ニ關スルコト
 - 八 機關官以下ノ勤務ニ關スルコト
 - 九 造機ニ從事スル造船官及造船技師助手ノ勤務及教育ニ關スルコト
 - 十 造機ニ從事スル造船官ヲラシムヘキ目的ヲ以テ養成セラル、造船學生ノ教育ニ關スルコト
 - 十一 造機ヲ監督スル造船監督官及造船監督助手ニ關スルコト
 - 十二 造機職工ニ關スルコト
 - 十三 造船廠造機工場ノ新築改築ニ關スルコト
 - 十四 造船廠造機工場ニ於ケル工業用諸機械物品ノ保存、廢棄ニ關スルコト
- 文書取扱
- 第十二條 海軍艦政本部長又ハ本部ニ宛テ到來スル公文ハ總テ耐官ニ於テ接受シ査閱ノ後各部ノ主務ニ屬スルモノハ指定ノ印ヲ捺シ直ニ之ヲ各部ニ配付スヘシ
 - 第十三條 前條接受シタル公文中重要ナル事件ニ係ルモノハ先ツ本部長ノ査閱ニ供シ處分ノ指揮ヲ受クヘシ
 - 第十四條 各部長ハ主務ノ公文ヲ審查シ其ノ上申、命令、照會、回答等ヲ要スルモノハ各其ノ案ヲ附シ捺印シ之ヲ耐官ニ送付スヘシ其ノ案ヲ附スルモノハ要セス本部長ノ閱覽ニ供スルコト止マルモノ亦同シ

- 副官ノ主務ニ屬スル事項ニ關シテハ前項ノ例ニ依ルヘシ
- 第十五條 上申、命令、照會、回答等ノ案ヲ附シ本部長ノ決裁ヲ受クルコトハ所定ノ罫紙ヲ用ヒ主務部長及ヒ部員之ニ捺印スヘシ但シ關係部長ハ主務部長ノ次ニ列記スヘシ
- 第十六條 他部ニ關係アル文書ハ主務部長捺印ノ後主務部ヨリ關係部ニ送付シ關係部長ハ調査捺印シ之ヲ耐官ニ送付スヘシ
- 耐官ノ主務ニシテ他部ニ關係アルモノハ前項ノ例ニ依ルヘシ
- 第十七條 耐官ハ各部ヨリ公文ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ審查シ決裁ヲ經テ發布ヲ要スルモノハ其ノ文案ニ依リ直ニ淨書發布ノ手續ヲ爲シ又閱覽ニ供スヘキモノハ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十八條 海軍大臣ニ提出スヘキモノハ海軍省所定ノ罫紙ヲ用ヒ欄外ニ捺印シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ第十四條第十五條及第十六條ノ例ニ依リ之ヲ海軍省軍務局ニ送付スヘシ
- 第十九條 公文ニ附屬スル計算書類、表、圖又ハ別紙別冊アルモノトキハ主務部ニ於テ淨書核合シ耐官ニ送付スルモノトス又海軍大臣ニ提出スヘキモノニ附屬スルモノハ之ヲ海軍省總務局ニ送付スヘシ
- 閱覽済ノ書類及ヒ發布済ノ書類ハ所要ニ應ジ耐官直ニ之ヲ其ノ主務部ニ返付スヘシ
- 第二十條 上申伺ニシテ當分又ハ到底證據ニ及ヒ難キモノハ主務部ニ於テ附箋ニ其ノ理由ヲ記シ本部長ノ閱覽ニ供シタル後差出應ニ返却スヘシ但シ耐官ニ於テ接受シ主務部ニ回付シタルモノナルトキハ其ノ發送ニ臨ミ耐官ニ通知スルヲ要ス時宜ニ依リ該書類ハ參考トシテ主務部ニ留置キ其ノ事山ヲ差出應ニ通牒スルコトアルヘシ
- 第二十一條 本部公文ハ件名簿ニ登記シ處分ノ終始ヲ明ナラシムヘシ
- 件名簿ハ艦本號艦本機密號ノ二種トシ耐官之ヲ保管スルモノトス
- 件名簿ニハ公文ノ授受發送月日件名原番號アルモノハ原番號ヲモテ記入ス等ヲ記入シ各一貫ノ番號ヲ附シ同時ニ該番號ヲ公

文ニ附點スヘシ

第一條ニ依リ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スルモノ及海軍省總務局ニ於テ已ニ番號ヲ附シ指定配付スルモノ又ハ之ニ添附セシ文書ニ限リ艦政本部ニ於テハ之ニ番號ヲ附スルコトナシ

第二十二條 前條ニ掲グル外本部公文ニ對シ各部ニ於テハ別ニ件名簿ヲ置カス唯受領發送簿ヲ備ヘ以テ文書ノ出入ヲ明ナラシムヘシ

受領發送簿ニハ公文ノ接受發送月日件名番號原番號アルモノハ等ヲ記入スヘシ

第二十三條 處分結了ノ公文ハ主務部若ハ副官ニ於テ保存スヘシ但シ海軍省ニ於テ保存スヘキモノハ此ノ限ニアラス

第二十四條 處務參照ノ爲副官及各主務部ニ於テ保存スル文書ノ閱覽ヲ要スルトキハ其ノ室ニ就テ之ヲ見ルヲ例トス若シ必要ニ依リ室外ニ携帶スルヲ要スルモノアルトキハ必ズ其ノ日ノ中ニ還付スヘシ

第八節 臨時建築部

●臨時海軍建築部官制 明治三十年七月 勅令第二百四十七號

改 ●明治三十一年十月 勅令第三百二十八號 ●明治三十四年九月 勅令第三百七十七號 ●明治三十五年三月 勅令第九十號

正 ●明治三十一年九月 勅令第二百四號 ●明治三十四年九月 勅令第三百七十七號

朕臨時海軍建築部官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

臨時海軍建築部官制

第一條 臨時海軍建築部ヲ東京ニ置ク

第二條 臨時海軍建築部ハ海軍大臣ノ監督ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 新ニ設置スヘキ鎮守府ニ屬スル建築工事並ニ其ノ計畫及監督
- 二 新ニ設置スヘキ鎮守府ニ屬スル諸機械ノ購買及其ノ據附
- 三 既設鎮守府ニ屬スル建築ノ計畫及其ノ工事ノ監視並ニ其ノ契約ノ審査
- 四 鎮守府所屬ニアラサル建築工事並ニ其ノ計畫及監督

第三條 臨時海軍建築部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長
部員
工務監
工務員

第四條 (削除)

- 第五條 部長ハ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理ス
- 第六條 部長ハ部長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第七條 工務監ハ部長ノ命ヲ承ケ建築工事ヲ總理ス
- 第八條 第三條ニ掲グル工務員ハ部長又ハ工務監ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第九條 (削除)
- 第十條 (削除)
- 第十一條 (削除)
- 第十二條 第三條ニ掲グル職員ノ外到任支官ヲ置キ上官ノ命ヲ承ケ服務セシム
- 第十三條 臨時海軍建築部ノ定員ハ別表定ムル所ニ依ル

(別表)

臨時海軍建築部定員表

部	長	員
海軍將官	海軍佐官	海軍大尉
海軍大尉	海軍機關大監	海軍機關中少監
海軍軍醫大監	海軍主計大監	
書記		
		四

考 備	小 計	工 務 員	工 務 監	技 師	技 手
海軍大主計					
海軍造船大監若ハ造船中少監					
海軍造船大技士					
海軍造兵大監若ハ造兵中少監					
海軍造兵大技士					
合計	三十二人	四	一		九
本表定員ノ外本職アル者ニ兼務ヲ命スルコトヲ得					
		十九人			十三人

●第九節 造兵、造船、兵器

●造船造兵監督官條例 明治三十一年三月
勅令第六十四號

改正 明治三十三年五月
勅令第三百三十七號

朕造船造兵監督官條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

造船造兵監督官條例

第一條 海軍ニ於テ艦船兵器ノ製造ヲ外國ノ工場ニ委託シ及造船造兵用ノ材料物品其ノ他工場用器具器械ヲ外國ニテ購入スルトキハ左ノ職員ヲ置キ製造事業ノ監督及購入物品ノ検査ニ從事セシメ又會計ノ事務ヲ整理セシム

造船監督官

造兵監督官

造船造兵監督會計官

造船監督助手

造兵監督助手

造船造兵監督書記

前項職員ノ外必要ニ應シ造船造兵監督長ヲ置クコトヲ得

第二條 造船造兵監督長造船監督官造兵監督官及造船造兵監督會計官ハ海軍將校及同相當官ヲ以テ之ニ補フ

造船監督官造兵監督官ハ必要ニ應シ技術ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

監督助手ハ海軍准士官、下士若ハ技手ヲ以テ之ニ充テ監督書記ハ海軍書記ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 造船造兵監督長ハ海軍艦政本部長ニ隸シ所管監督事務ヲ總理ス

第四條 造船監督官造兵監督官及造船造兵監督會計官ハ海軍艦政本部長ノ指揮ヲ承ケ、造船造兵監督長ヲ置キタル場合ニ於テハ造船造兵監督長ノ指揮ヲ承ケ監督助手及監督書記ハ上官ノ命ヲ承ケ各其ノ事務ニ服ス

第五條 第一條ニ定ムル職員ハ定員ヲ定メテ豫算定額内ニ於テ事業ノ程度ニ應シ須要ノ人員ヲ置ク

●海軍造兵廠條例 明治三十年五月 勅令第三百五十一號

改 ●明治三十年十一月 勅令第四百二十五號 ●明治三十二年五月 勅令第三百十三號 ●明治三十三年五月 勅令第三百三十五號

正 ●明治三十一年二月 勅令第四十六號 ●明治三十三年三月 勅令第四十七號

朕海軍造兵廠條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍造兵廠條例

第一條 吳軍港及東京ニ海軍造兵廠ヲ置ク

第二條 海軍造兵廠ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス

第三條 海軍造兵廠ニ廠長ヲ置キ吳造兵廠長ハ吳鎮守府艦政部長ニ隸シ東京造兵廠長ハ海軍艦政本部長ニ隸シ廠務ヲ總理セシム

第四條 海軍造兵廠ニ製造科検査科會計課及材料庫ヲ置ク

第五條 製造科ニ於テハ兵器ノ計畫製造及修理ニ關スル事ヲ掌ル

前項ノ外吳海軍造兵廠製造科ニ於テハ兵器ノ備裝ニ關スル事ヲ掌ル

第六條 検査科ニ於テハ兵器ノ検査試験ニ管供給及輸送ニ關スル事ヲ掌リ及庶務ヲ掌理ス

第七條 會計課ニ於テハ會計給與ニ關スル事ヲ掌ル

第七條ノ二 材料庫ニ於テハ造兵材料ノ購買賣却貯藏出納ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 製造科及検査科ニ科長及主幹、會計課ニ課長、材料庫ニ主管ヲ置ク

第九條 科長課長及主管ハ廠長ノ命ヲ承ケ其ノ科課庫ノ事務ヲ掌理ス

第十條 主幹ハ所屬科長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十一條 海軍造兵廠ニ軍醫長ヲ置キ廠長ノ命ヲ承ケ醫務衛生ニ關スル事ヲ掌ラシム

前項ノ外必要ニ應シ海軍造兵廠ニ海軍軍醫ヲ置キ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務セシム

第十二條 前條條目掲グル職員ノ外海軍兵曹長同相當官並准士官下士卒及判任文官ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第十三條 (削除)

附則

第十四條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十五條 明治二十六年勅令第四十四號海軍造兵廠條例及明治二十九年勅令第六十一號假具兵器製造所條例ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

別表 (削除)

●海軍造兵廠處務細則

明治三十三年四月
海軍省達第五十號

海軍造兵廠處務細則左ノ通改正ス
海軍造兵廠處務細則

職課

第一條 海軍造兵廠長ハ部下判任官ヲ科課庫等ニ分屬セシムヘシ

第二條 各科課長主管ハ部下判任官ヲ各掛ニ配置スヘシ

第三條 廠長ハ臨時調査ヲ要スル事項アルトキハ部下ニ委員ヲ命スルコトヲ得

第四條 製造科ニ計畫掛工場掛及工務掛ヲ置ク

第五條 計畫掛ハ兵器及其ノ屬具等ノ制式圖、製造圖、圖彙、製造方法書、製造説明書及工事ニ關スル豫算等ノ調製並其ノ構造設計ニ關スル事ヲ掌ル

第六條 工場掛ハ兵器ノ造修工事ニ關スル事ヲ掌ル

第七條 工務掛ハ造修兵器ノ授受及整理ヲ掌リ又工事ノ統計及成績書等ノ調製ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 與海軍造兵廠製造科各掛ハ第五條乃至第七條ニ掲グル外兵器ノ備裝ニ關スル事ヲ掌ル

第九條 検査科ニ検査掛武庫掛及庶務掛ヲ置ク

第十條 検査掛ハ兵器及其ノ屬具ノ試驗検査ヲ掌リ其ノ規格方法ヲ定メ又兵器及其ノ屬具ノ保存方法保存期限ノ調査並射擲表等ノ編製ニ關スル事ヲ掌ル

第十一條 武庫掛ハ兵器及其ノ屬具ノ保管出納運搬ヲ掌リ又供用兵器ノ數額及消耗ニ關スル事ヲ掌ル

第十二條 庶務掛ハ公文書類ノ接受發送及各科課庫等ニ屬セサル事務並廠内取締ニ關スル事ヲ掌ル

- 第十三條 會計課ニ收支掛購買掛工費掛及用度掛ヲ置ク
 - 第十四條 收支掛ハ歳入歳出ノ豫算及收入支出ニ關スル事ヲ掌ル
 - 第十五條 會計課購買掛ハ兵器及屬具其ノ他諸物品造兵材料ノ購買並其ノ運搬及不用品ノ拂下ニ關スル事ヲ掌ル
 - 第十六條 工費掛ハ職工人夫ノ員數給額等ノ調査及造修品ノ代價等ノ調理ニ關スル事ヲ掌ル
 - 第十七條 用度掛ハ廠内各所修繕及通信ニ關スル事ヲ掌リ又使丁給仕等ヲ監督ス
 - 第十八條 材料庫ニ購買掛及倉庫掛ヲ置ク
 - 第十九條 材料庫購買掛ハ造兵材料ノ購買並其ノ運搬及不用材料ノ拂下ニ關スル事ヲ掌ル
 - 第二十條 倉庫掛ハ造兵材料ノ準備保管出納ヲ掌リ之ニ關スル帳簿ヲ整理シ出納計算書ヲ調製ス
- 文書取扱
- 第二十一條 廠長又ハ海軍造兵廠宛ノ書類ハ検査科庶務掛ニ於テ接受シ件名簿ニ登記シ廠長ノ査閱ニ供スヘシ但シ廠長宛親展書類ハ廠長直ニ接手スルモノトス
 - 第二十二條 廠長ハ文書ヲ査閱シ其ノ主務ノ科課庫等ニ送附スヘシ
 - 第二十三條 科課庫等ノ長ハ廠長ヨリ下附ノ文書ヲ審査シ之ヲ處辨スヘシ
 - 第二十四條 事ノ連滞ニ涉ル文書ハ主務ノ科課庫等ニ於テ立案シ連滞科課庫等ノ長若ハ主管ニ送附シ同科課庫等ノ長若ハ主管檢印ノ後之ヲ廠長ニ出スヘシ
 - 第二十五條 各科課庫等ニ於テ立案スル文書ヲ發送スルニハ主務科課庫等ニ於テ淨書シ検査科庶務掛ニ送附スヘシ検査科庶務掛ニ於テハ之ニ番號ヲ附シ件名ヲ簿冊ニ登記シ成ルヘク其ノ日ノ内ニ發送シ該原案ニ番號及發送月日ヲ記入シ主務科課庫等ニ返附スヘシ
 - 第二十六條 諸文書ハ其ノ主務科課庫等ニ於テ保存スヘシ

- 第二十七條 處務參照ノ爲各主務科課庫等ニ於テ保存スル文書ヲ閱覽セントストキハ其ノ室ニ就テ之ヲ見ルヘシ若シ必要ニ依リ他室ニ携帶スルトキハ必ズ其ノ日ノ中ニ返附スヘシ
- 附則
- 第二十八條 本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

●海軍造船廠條例

明治三十年九月
勅令第三百二十號

改正

●明治三十年十一月
勅令第四百二十六號

●明治三十三年二月
勅令第二十四號

●明治三十三年五月
勅令第二百四十號

朕海軍造船廠條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍造船廠條例

第一條 各軍港ニ海軍造船廠ヲ置ク

海軍造船廠ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス

第二條 海軍造船廠ハ鎮守府艦政部ニ屬シ艦船ノ製造修理繕裝其ノ他造船事業ニ關スル事ヲ掌ル所ト

ス

第三條 海軍造船廠ニ廠長ヲ置キ鎮守府艦政部長ニ隸シ廠務ヲ總理セシム

第四條 海軍造船廠ニ造船科造機科會計課及材料庫ヲ置ク

第五條 造船科ニ於テハ船體ニ關スル事ヲ掌ル

第六條 造機科ニ於テハ機關ニ關スル事ヲ掌ル

第七條 會計課ニ於テハ會計給與ニ關スル事ヲ掌リ及庶務ヲ掌理ス

第八條 材料庫ニ於テハ造船材料ノ購買賣却貯藏出納ニ關スル事ヲ掌ル

第九條 造船科造機科會計課及材料庫ニ左ノ職員ヲ置ク

造船科

科長

主幹

造機科

科長 主務

會計課

課長

材料庫

主管

第十條 科長課長及主管ハ廠長ノ命ヲ承ケ其ノ科課庫ノ事務ヲ掌理ス

第十一條 主幹ハ所屬科長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十二條 海軍造船廠ニ軍醫長ヲ置キ廠長ノ命ヲ承ケ醫務衛生ニ關スル事ヲ掌ラシム

前項ノ外必要ニ應シ海軍造船廠ニ海軍軍醫ヲ置キ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務セシム

第十三條 海軍造船廠ニハ前諸條ニ掲グル職員ノ外海軍兵曹長同相當官並准士官下士卒及判任文官ヲ

置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第十四條 (削除)

附則

第十五條 本令ハ明治三十年十月八日ヨリ施行ス

●海軍造船廠處務細則 明治三十年九月 海軍省令第百十七號

海軍造船廠處務細則左ノ通定ム

海軍造船廠處務細則

職 課

第一條 海軍造船廠長ハ部下判任官ヲ科課庫等ニ分屬セシムヘシ

第二條 造船科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 船體及屬具ヲ製造改造修理試験及検査スル事
 - 二 船體及屬具ニ要スル材料ノ試験検査ニ關スル事
 - 三 船體及屬具ノ改造修理等ニ要スル入費概算書ヲ調製スル事
 - 四 船體及屬具ノ計畫方策及其ノ入費概算書ヲ調製スル事
 - 五 所屬工場船渠船臺及其ノ機械物品等ヲ整備保管スル事
 - 六 所屬工場船渠船臺ノ新設改築ニ係ル大體計畫ニ關スル事
 - 七 所屬工場機械物品等ノ入費概算ニ關スル事
 - 八 内國私立工場ニ委託スル船體及屬具ノ監督ニ關スル事
 - 九 進水終ルマテ未成艦ヲ保管スル事
 - 十 船渠ニ在ル艦船ヲ保護スル事
 - 十一 修理ノ爲メ陸上ニ在ル艦船ヲ保護スル事
- 第三條 造船科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 諸機關ヲ製造改造修理試験及検査スル事

- 二 機關ニ要スル材料ノ試驗検査ニ關スル事
 - 三 諸機關ノ修理改造等ニ要スル入費概算書ヲ調製スル事
 - 四 機關及屬具ノ計畫方案及其ノ入費概算書ヲ調製スル事
 - 五 所屬工場及其ノ機械物品等ヲ整備保管スル事
 - 六 所屬工場ノ新築及改築ニ係ル大體計畫ニ關スル事
 - 七 所屬工場機械物品等ノ入費概算ニ關スル事
 - 八 內國私立工場ニ委託スル機關及屬具ノ監督ニ關スル事
- 第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造船材料資金ノ豫算決算其ノ他會計事務ニ關スル事
 - 二 造船材料資金ニ屬スル收入及仕拂ノ事
 - 三 製造用物件ノ購買契約及內國私立造船所ニ委託スル艦船ノ製造修理等ノ契約ニ關スル事
 - 四 船舶、諸機械其ノ他ノ物件ノ賣却ニ關スル事
 - 五 他ノ造船所ニ委託スル艦船ノ製造修理費ノ仕拂ニ關スル事
 - 六 他ヨリ委託セラレタル艦船ノ製造修理費ノ徵收ニ關スル事
 - 七 職工ノ給與、艦船ノ造修其ノ他ニ要スル材料職工數實費及工事現況等ノ報告統計等ノ調製ニ關スル事
 - 八 守衛使了給仕ノ使役及監督ニ關スル事
 - 九 事業費ニ屬スル人夫舟車ノ使役ニ關スル事
 - 十 前記ノ外各科庫等ノ所掌ニ屬セザル事
- 第五條 材料庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 造船材料ノ購買契約ニ關スル事
 - 二 造船材料ノ賣却ニ關スル事
 - 三 造船材料ノ貯藏出納整理ニ關スル事
 - 四 艦船取外物品、工業上殘屑物ノ保管出納ニ關スル事
- 文書取扱
- 第六條 廠長又ハ海軍造船廠宛ノ書類ハ會計課ニ於テ之ヲ受領シ件名簿ニ登記シ廠長ノ査閱ニ供スヘシ但廠長宛親展書類ハ廠長直ニ接手スルモノトス
 - 第七條 廠長ハ文書ヲ査閱シ其ノ主務ノ科課庫等ニ送付スヘシ
 - 第八條 科課庫等ノ長ハ廠長ヨリ下附ノ文書ヲ審查シ即日之ヲ處辨スヘシ若シ即日處辨シ難キモノハ五日以内ニ處辨シ尙其期日内ニ處辨シ難キモノハ事由ヲ附箋シ廠長ノ檢印ヲ受クヘシ
 - 第九條 事ノ連帶ニ涉ル文書ハ主務ノ科課庫等ニ於テ立案シ連帶科課庫等ノ長ニ送附シ同科課庫等ノ長檢印ノ後之ヲ廠長ニ出スヘシ
 - 第十條 各科課庫等ニ於テ立案スル文書ヲ發送スルコトハ主務科課庫等ニ於テ淨書シ會計課ニ送附スヘシ會計課ニ於テハ之ニ番號ヲ附シ件名簿冊ニ登記シ成ルヘク其ノ日ノ内ニ發送シ該原案ニ番號及ヒ發送月日ヲ記入シ主務科課庫等ニ返付スヘシ
 - 第十一條 諸文書ハ其ノ主務科課庫等ニ於テ保存スヘシ
 - 第十二條 處務參照ノ爲メ各主務科課庫等ニ於テ保存スル文書ヲ閱覽セントスルトキハ其室ニ就テ之ヲ見ルヘシ若シ必要ニ依リ他室ニ携帶スルトキハ必ズ其ノ日ノ中ニ還附スヘシ
- 附則
- 第十三條 本則ハ明治三十年十月八日ヨリ施行ス

●海軍兵器廠條例

明治三十三年五月
勅令第二百三號

改正

●明治三十三年六月
勅令第二百八十六號

朕海軍兵器廠條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍兵器廠條例

第一條 各軍港ニ海軍兵器廠ヲ置ク但シ吳軍港ニハ之ヲ置カズ

兵器廠ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス

第二條 兵器廠ハ兵器ノ準備、保存、供給、備裝及修理ニ關スルコトヲ掌リ砲銃庫、水雷庫及工場ヲ置キ

其ノ事務ヲ分掌セシム但シ必要ノ場合ニ於テハ海軍大臣ノ命ニ依リ兵器ノ製造ヲ爲スコトヲ得

第三條 兵器廠ニ左ノ職員ヲ置ク

廠長

廠員

砲銃庫主管

水雷庫主管

工場主管

軍醫長

主計長

前項ノ外必要ニ應シ海軍軍醫及主計ヲ置クコトヲ得

第四條 廠長ハ鎮守府鑓政部長ニ隸シ廠務ヲ總理ス

- 第五條 廠長ハ部下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ部下職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 第六條 廠長缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下將校若ハ造兵官中ノ首席者其ノ職務ヲ代理ス
- 第七條 廠員ハ廠長ノ命ヲ承ケ服務ス又臨時命ヲ承ケ砲銃庫水雷庫及工場ノ事務ニ服ス
- 第八條 砲銃庫主管ハ廠長ノ命ヲ承ケ砲銃彈藥及其ノ屬具ノ準備、保存、供給ニ關スル事ヲ掌ル
- 第九條 水雷庫主管ハ廠長ノ命ヲ承ケ水雷及其ノ屬具ノ準備、保存、供給ニ關スル事ヲ掌ル
- 第十條 工場主管ハ廠長ノ命ヲ承ケ兵器ノ備裝、製造及修理ニ關スル事ヲ掌ル
- 第十一條 軍醫長ハ廠長ノ命ヲ承ケ醫務及衛生ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十二條 軍醫ハ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十三條 主計長ハ廠長ノ命ヲ承ケ會計給與ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十四條 主計ハ主計長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十五條 前諸條ニ掲グル職員ノ外海軍兵曹長同相當官並准士官下士卒及書記技手ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

附則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍兵器廠處務規程

明治三十四年五月
海軍省令第百六十四號

海軍兵器廠處務規程左ノ通定ム

海軍兵器廠處務規程

事務分課

- 第一條 海軍兵器廠長ハ部下判任官ヲ各庫及工場等ニ分屬セシムヘシ
- 第二條 廠員ハ廠長ノ命ヲ承ケ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 砲銃庫、水雷庫、工場、並軍醫長及主計長ノ所掌ニ屬セサル兵器廠全般ニ係ル事務及庶務ニ關スルコト
 - 二 廠長ノ處分ニ係ル人事ニ關スルコト
 - 三 公文ノ接受發送及其ノ保管整理ニ關スルコト
 - 四 廠内取締ニ關スルコト
 - 五 守衛使丁及給仕ノ使役及監督ニ關スルコト
- 第三條 砲銃庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 砲、銃、彈藥、火具、軍樂器及以上諸品ノ屬具ノ準備保管出納配備ニ關スルコト
 - 二 艦團其ノ他各部ニ供給スル砲、銃、彈藥、火具及以上諸品ノ屬具ノ品目數量ノ適否ヲ調査スルコト
 - 三 艦團其ノ他各部ニ供給シタル砲、銃、彈藥、火具及以上諸品ノ屬具ノ保存ノ適否ヲ調査スルコト
 - 四 艦團其ノ他各部ニ於テ消費セル砲、銃、彈藥、火具及以上諸品ノ屬具ノ調査ニ關スルコト
- 第四條 水雷庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 水雷電燈及以上諸品ノ屬具ノ準備保管出納配備ニ關スルコト
 - 二 艦團其ノ他各部ニ供給スル水雷電燈及以上諸品ノ屬具ノ品目及數量ノ適否ヲ調査スルコト
 - 三 艦團其ノ他各部ニ供給シタル水雷電燈及以上諸品ノ屬具ノ保存ノ適否ヲ調査スルコト
 - 四 艦團其ノ他各部ニ於テ消費セル水雷電燈及以上諸品ノ屬具ノ調査ニ關スルコト
- 第五條 工場ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 艦船等ニ兵器ヲ備裝スルコト
 - 二 兵器ヲ修理スルコト
 - 三 兵器ノ輕易ナル製造改造ヲ行フコト
 - 四 兵器ノ試驗検査及調整ヲ行フコト
 - 五 工場及其ノ機械物品等ヲ整備保管スルコト
 - 六 工場機械物品等ノ入費ニ關スルコト
- 第六條 軍醫長ハ兵器廠全般ノ醫務衛生ニ關スルコトヲ掌ル
- 第七條 主計長ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造兵材料資金ノ豫算決算其ノ他會計事務ニ關スルコト
 - 二 造兵材料資金ニ屬スル收入及仕拂ニ關スルコト
 - 三 職工ノ給與、兵器ノ造修其ノ他ニ要スル材料、職工數及實費等ノ報告統計ニ關スルコト
 - 四 造兵材料製造物件ノ購買運搬貯藏及出納ニ關スルコト
 - 五 造兵材料製造物件購買運搬及兵器運搬ノ契約ニ關スルコト
 - 六 兵器ノ保管運搬ニ屬スル人夫舟車等ノ備役ニ關スルコト
- 文書取扱

- 第八條 廠長又ハ海軍兵器廠宛ノ書類ハ廠員ニ於テ接受シ件名簿ニ登記シ廠長ノ査閱ニ供スヘシ但シ廠長宛ヲ親展書類ハ廠長直ニ接手スルモノトス
- 第九條 廠長ハ文書ヲ査閱シ其ノ主務ノ各庫若ハ工場等ニ送付スヘシ
- 第十條 各庫及工場主管等ハ廠長ヨリ下付ノ文書ヲ審査シ之ヲ處辨スヘシ
- 第十一條 事ノ連帶ニ涉ル文書ハ主務ノ庫工場等ニ於テ立案シ連帶庫工場主管等ニ送付シ同主管等檢印ノ後之ヲ廠長ニ差出スヘシ
- 第十二條 各主管等ニ於テ立案スル文書ヲ發送スルニハ主務庫工場等ニ於テ淨書シ廠員ニ送付スヘシ廠員ハ之ニ番號ヲ附シ件名ヲ簿冊ニ登記シ成ルヘシ其ノ日ノ中ニ發送シ該原案ニ番號及發送月日等ヲ記入シ主務庫工場等ニ返付スヘシ
- 第十三條 諸文書ハ其ノ主務庫工場等ニ於テ保存スヘシ
- 第十四條 處務参照ノ爲各主管庫工場等ニ保存スル文書ヲ閱覽セントスルトキハ其ノ室ニ就テ之ヲ見ルヲ例トス若シ必要ニ依リ他室ニ携帶スルトキハ必ズ其ノ日ノ中ニ還付スヘシ

第十節 水路部

● 水路部條例 明治三十三年五月 勅令第二百二十五號

朕水路部條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

水路部條例

- 第一條 水路部ハ之ヲ東京ニ置ク
- 第二條 水路部ハ水路ノ測量、水路圖誌ノ調製、航海ノ保安、測器、水路官ノ勤務及教育ニ關スル事ヲ掌ル所トス
- 第三條 水路部ニ部長ヲ置キ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理セシム
- 第四條 水路部長ハ其ノ名ヲ以テ水路告示ヲ發シ及外國水路部ト直接通信スルコトヲ得
- 第五條 水路部長ハ部下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ部下職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 第六條 水路部長缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下首席將校其ノ職務ヲ代理ス
- 第七條 水路部ニ測量科圖誌科測器科及會計課ヲ置ク
- 第八條 測量科ニ於テハ測量原圖、水路記事ノ調製、水路官ノ勤務及教育ニ關スルコトヲ掌ル
- 第九條 圖誌科ニ於テハ水路圖誌ノ調製、配備及保管ニ關スルコトヲ掌リ及庶務ヲ掌理ス
- 第十條 測器科ニ於テハ測器ノ準備檢査及供給ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十一條 會計課ニ於テハ會計給與ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十二條 測量科圖誌科及測器科ニ科長及科員ヲ置キ會計課ニ課長ヲ置ク

- 前項ノ外圖誌科ニ編修ヲ置ク
- 第十三條 科長課長ハ水路部長ノ命ヲ承ケ其ノ科課ノ事務ヲ掌理ス
- 第十四條 科員及編修ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十五條 前諸條ニ掲クル職員ノ外書記及海軍編修書記、技手ヲ置キ上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

● 水路部處務規程

明治三十四年五月
海軍省令第百九十九號

改正 ● 明治三十五年二月
海軍省令第百二十號

水路部處務規程左ノ通定

水路部處務規程

- 第一條 部長ハ水路ノ測量、水路圖誌測器、航海保安、水路官ノ勤務及教育ニ關スル諸法規命令ノ制定改正追加等ノ必要ヲ認ムルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スヘシ
- 第二條 水路部ハ常ニ海軍省軍務局及海軍測器庫ト氣脈ヲ通スヘシ
- 第三條 部長ハ帝國ノ諸官衙若ハ公署等ヨリ水路部出版ノ圖誌交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ海軍大臣ノ承認ヲ經テ之ヲ交付スルコトヲ得又外國水路部ト水路圖誌ヲ交換スルコトヲ得
- 第四條 部長ハ水路圖誌ノ發行及廢止ハ海軍大臣ノ認可ヲ承ケテ之ヲ公布シ一小部ノ改正及増補等ニ關スル告示ノ類ハ直ニ之ヲ行フヘシ
- 第五條 部長ハ部務整理ノ爲部内ノ服務規程ヲ定ムルコトヲ得
- 第六條 部長ハ部下判任官以下ヲ科課ニ分屬セシメ之ヲ海軍省人事局長ニ通報スヘシ
- 第七條 部長ハ每會計年度内ニ測量スヘキ區域及順序ヲ決定シ前以テ海軍大臣ニ進達スヘシ
- 第八條 部長ハ測量ニ要スル教令ヲ下スヘシ
- 第九條 部長ハ水路官以下ノ教育ニ關シテハ教育本部長ト協議スヘシ
- 第九條ノ二 部長ハ海軍部内測器準備ノ統一ヲ圖ルノ目的ヲ以テ各海軍測器庫主管ニ對シ購買スヘキ測器ノ品目數量ヲ指示スヘシ
- 第十條 各科課長ハ部下科員及判任官以下ヲ各掛若シハ測量部署ニ配員スヘシ

事務分課

- 第十一條 測量科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 測量區域及其ノ順序ニ關スルコト
 - 二 測量教令ニ關スルコト
 - 三 測量用器具等ニ關スルコト
 - 四 測量原稿類ノ保管ニ關スルコト
 - 五 測量ノ報告統計ニ關スルコト
 - 六 測量原圖及其ノ水路記事ノ調製ニ關スルコト
 - 七 水路測量術ニ關スル圖書ヲ調製スルコト
 - 八 水路官ノ勤務及教育ニ關スルコト
- 第十二條 測量科長ハ部下科員技手各一名ヲ指定シ科中ノ事務ニ服シ且測量器具ノ保管修理及測量原稿類保管等ノ事ヲ掌ラシムヘシ
- 第十三條 測量科科員及測量科ニ屬スル技手ニシテ測量部署ニ配員セラレタル者ハ指定方面ノ測量ニ從事シ測量原圖水路記事及報告書ヲ調製スヘシ
必要アルトキハ測量科長自ラ測量事業ニ從事スヘシ
第一項ノ場合ニ於テハ各部署員中ノ首席者ハ其ノ測量事業ヲ主管スヘシ
- 第十四條 圖誌科ニ圖誌掛、編修掛、製圖掛、彫刻掛、印刷掛及庶務掛ヲ置ク
- 第十五條 圖誌掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 圖誌ノ購買、準備、供給、拂下、交換、寄贈、貸與、保管及出納ニ關スルコト
 - 二 圖誌ノ發行廢止及改正ニ關スルコト

- 三 圖誌資料ノ蒐集ニ關スルコト
- 四 圖誌ノ原稿第十一條第四號ノ測量原稿ヲ除クヲ保管スルコト
- 五 圖誌ノ目錄ヲ調製スルコト
- 六 圖誌ニ係ル報告統計整理ニ關スルコト
- 第十六條 編修掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 水路誌、燈臺表、水路報道其ノ他航海ニ緊要ナル書類ノ編纂改正翻譯及出版ニ關スルコト
 - 二 水路告示ノ起草出版ニ關スルコト
 - 三 海圖中水路誌ニ關係アル部ノ校正註記ニ關スルコト
- 第十七條 製圖掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 測量原圖又ハ他ノ資料ニ依リ海圖及航海ニ必要ナル圖類ヲ調製若ハ改正スルコト
 - 二 銅版版下ノ調製ニ關スルコト
 - 三 寫眞及寫眞製版ニ關スルコト
- 第十八條 彫刻掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 銅版ノ彫刻ニ關スルコト
 - 二 石、亞鉛各版ノ版下及製版ニ關スルコト
 - 三 銅、石、亞鉛各版ノ研磨ニ關スルコト
- 第十九條 印刷掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 銅、石、亞鉛、活字各版ノ印刷ニ關スルコト
 - 二 鍍版ニ關スルコト
 - 三 圖書原版ヲ保存スルコト

- 四 表裝及製本ニ關スルコト
- 第二十條 庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト
 - 二 各科課ノ主務ニ屬セサル事務ニ關スルコト
- 第二十一條 測器課ニ測器掛及検査掛ヲ置シ
- 第二十二條 測器掛ハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 測器ノ購買、準備、保管、供給及出納ニ關スルコト
 - 二 測器ノ發明、改良、選擇ニ關スルコト
 - 三 海上氣象通報ニ關スルコト
 - 四 測器ニ係ル報告統計整理ニ關スルコト
- 第二十三條 検査掛ハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 測器ノ検査ニ關スルコト
 - 二 測器ノ取扱ニ關スルコト
 - 三 測器ノ修整修理ニ關スルコト
 - 四 測器ニ關スル圖書ヲ調製スルコト
- 第二十四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 收入支出ニ關スルコト
 - 二 物品ノ購買拂下ニ關スルコト
 - 三 部内各所修繕ニ關スルコト
 - 四 通常物品ノ出納ニ關スルコト

- 五 通信運搬ニ關スルコト
- 六 部内取締ニ關スルコト
- 七 守衛使丁給仕ノ使役及監督ニ關スルコト
- 文書取扱
- 第二十五條 部長又ハ水路部宛ノ書類ハ圖誌科庶務掛ニ於テ接受シ部長ノ査閱ニ供スヘシ但シ部長宛親展書類ハ部長直ニ接手スルモノトス
- 第二十六條 部長ハ文書ヲ査閱シ其ノ主務ノ科課ニ下付スヘシ
- 第二十七條 各科課長ハ主務ノ公文ヲ審査シ其ノ上申、命令、照會、回答等ヲ要スルモノ若ハ印刷ニ付スヘキモノハ各其ノ案ヲ附シ捺印シ部長ニ提出スヘシ其案ヲ附スルヲ要セス部長ノ閱覽ニ供スルニ止マルモノ亦同シ
- 第二十八條 事ノ進滞ニ涉ル文書ハ主務ノ科課ニ於テ立案シ進滞科課ノ長ニ送付シ同科課ノ長檢印ノ後之ヲ部長ニ出スヘシ
- 第二十九條 部長ハ各科課長ノ提出セル公文書類ヲ査閱檢印シ發送ニ臨ミ淨書ヲ要スルモノハ主務科課ヲシテ之ヲ淨書セシメ其ノ原稿ハ主務科課ニ於テ之ヲ保管セシムヘシ
- 第三十條 文書ヲ發送スルニハ各科課ヨリ之レヲ圖誌科庶務掛ニ送付スヘシ圖誌科庶務掛ニ於テハ成ルヘシ其ノ日ノ中ニ之レヲ發送シ該原案ヲ主務科課ニ返付スヘシ
- 第三十一條 海軍大臣ニ提出スヘキモノハ案ヲ具シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ第二十七條乃至第三十條ノ例ニ依リ之ヲ取扱ヒ海軍省軍務局ニ送付スヘシ
- 第三十二條 公文ハ件名簿ニ登記シ處分ノ終始ヲ明ナラシムヘシ
件名簿ハ圖誌科庶務掛ニ於テ之ヲ保管スルモノトス

件名簿ニハ公文ノ接受發送月日件名原番號アルモノハ記入シ各一貫ノ番號ヲ附シ同時ニ該番號ヲ公文ニ附點スヘシ

海軍省總務局ニ於テ已ニ番號ヲ附シ指定配付スルモノニ限り水路部ニ於テハ之ニ番號ヲ附スルコトナシ

第三十三條 處務參照ノ爲各科課ニ於テ保存スル文書ヲ閱覽セントスルトキハ其ノ室ニ就テ之ヲ見ルヲ例トス若シ必要ニ依リ他室ニ携帶スルトキハ必ズ其ノ日ノ中ニ還付スヘシ

第十一節 港務部

●海軍港務部條例 明治三十三年五月勅令第二百號

朕海軍港務部條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍港務部條例

- 第一條 各軍港ニ海軍港務部ヲ置シ港務部ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス
- 第二條 港務部ハ軍港水域ノ警衛、艦船ノ繫留、出入渠、浚渫船ノ使用、海標、運輸、救難、防火等ノ事及司令長官ノ指定スル軍港防禦ノ一部ニ關スルコトヲ掌ル
- 第三條 港務部ニ左ノ職員ヲ置シ
 - 部長
 - 副官
 - 部員
 - 軍醫長
 - 主計長
- 前項ノ外必要ニ應ジ海軍々醫及主計ヲ置クコトヲ得
- 第四條 部長ハ鎮守府司令長官ニ隸シ部務ヲ掌理ス
- 第五條 部長ハ部下ノ職員ヲ所屬船舩ニ乗組マシムルコトヲ得
- 第六條 部長ハ部下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ部下職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

- 第七條 部長缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下首席將校其ノ職務ヲ代理ス
- 第八條 副官ハ部長ノ命ヲ承ケ人事及庶務ヲ掌ル
- 第九條 部員ハ部長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十條 軍醫長ハ部長ノ命ヲ承ケ醫務衛生ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十一條 軍醫ハ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十二條 主計長ハ部長ノ命ヲ承ケ會計給與ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十三條 主計ハ主計長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十四條 前諸條ニ掲ケル職員ノ外海軍兵曹長同相當官並准士官下士卒ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

附則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍港務部處務規程

明治三十四年五月
海軍省達第六十二號

海軍港務部處務規程左ノ通定ム

海軍港務部處務規程

- 第一條 港務部ノ所掌事務ヲ細別スルコト左ノ如シ
 - 一 軍港境域内海上ノ取締及整頓ニ關スルコト
 - 二 軍港内ノ船渠ニ艦船ヲ出入スルコト
 - 三 軍港内ニ於テ艦船ヲ繫止スルコト
 - 四 軍港内浮標ノ配置及之ヲ繫維スル錨、錨鎖ノ検査ニ關スルコト
 - 五 軍港内艦船ノ錨地轉換及繫泊ヲ監督若ハ指示スルコト
 - 六 軍港境域内水路嚮導ニ關スルコト
 - 七 軍港内ニ於ケル海軍所屬ノ浮標礁標里標其ノ他海標ヲ管理スルコト
 - 八 軍港内浚渫要否ノ調査及ヒ海軍所屬ノ浚渫船ヲ以テ直營スル浚渫ニ關スルコト
 - 九 運輸ニ關スルコト
 - 十 軍港内ノ艦船ニ清水ヲ供給スルコト
 - 十一 軍港境域標ヲ管理スルコト
 - 十二 難破船等ノ救助ニ關スルコト
 - 十三 消防具ノ管理及軍港境域内官有物ノ消防ニ關スルコト
 - 十四 軍港防禦トシテ防材設備ニ關スルコト
 - 十五 軍港内ニ繫維スル未成艦船ノ保護ニ關スルコト

十六 他ノ所屬ニアラサル鎮守府所轄艦船ノ保管ニ關スルコト
 第二條 部長ハ必要アラハ其ノ部ノ内規ヲ制定シ鎮守府司令長官ノ承認ヲ經ヘシ
 第三條 部長ハ部下諸員ヲ誘掖訓練シ軍紀風紀ヲ維持スルコトヲ努ムヘシ
 第四條 部長ハ部員ニ事務ノ分擔ヲ命スルコトヲ得
 第五條 部長ハ部下ノ准士官以上ニ他ノ職務ヲ執行若ハ代理セシメタルトキ及之ヲ解キタルトキハ鎮守府司令長官ヲ經テ海軍大臣ニ報告スヘシ
 第六條 副官ハ部長ノ處分ニ係ル人事及公文ノ接受發送並其ノ保管整理ヲ掌ルヘシ
 第七條 副官ハ部長ノ命ヲ承テ諸文書ノ立案ヲ掌ルヘシ
 第八條 副官ハ部長ノ差使傳令ノ勤務ニ服スルモノトス

●第十二節 豫備艦部

●豫備艦部條例 明治三十三年五月 勅令第二百一號

改正 明治三十三年六月 勅令第二百八十五號

朕豫備艦部條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

豫備艦部條例

第一條 各軍港ニ豫備艦部ヲ置ク
 豫備艦部ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス
 第二條 豫備艦部ハ豫備艦ヲ統轄保管シ又其ノ就役準備ヲ掌ル
 第三條 豫備艦部ニ左ノ職員ヲ置ク
 部長
 副官
 部員
 機關長
 軍醫長
 軍醫
 主計長
 主計
 第四條 部長ハ鎮守府司令長官ニ隷シ部務ヲ掌理ス

- 第五條 部長ハ部下ノ職員ヲ所轄豫備艦ニ乗組マシムルコトヲ得
- 第六條 部長ハ部下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ部下職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 第七條 部長缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下首席將校其ノ職務ヲ代理ス
- 第八條 副官ハ部長ノ命ヲ承ケ人事及庶務ヲ掌ル
- 第九條 部員ハ部長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第九條ノ二 機關長ハ部長ノ命ヲ承ケ機關船體及兵器ニ關スル事及機關官以下ノ勤務ニ關スル事ヲ掌ル
- 第十條 軍醫長ハ部長ノ命ヲ承ケ醫務衛生ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十一條 軍醫ハ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十二條 主計長ハ部長ノ命ヲ承ケ會計給與ニ關スルコトヲ掌ル
- 第十三條 主計ハ主計長ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第十四條 前諸條ニ掲クル職員ノ外海軍兵曹長同相當官並准士官下士卒ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

附則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●豫備艦部處務規程 明治三十四年五月
海軍省達第六十三號

豫備艦部處務規程左ノ通定ム

豫備艦部處務規程

- 第一條 豫備艦部ノ所掌事務ヲ細別スルコト左ノ如シ
 - 一 豫備艦船ヲ統轄スルコト
 - 二 乗員アル豫備艦ノ保安ヲ監督スルコト若ハ之ヲ保護スルコト
 - 三 乗員ナキ豫備艦ヲ保管スルコト
 - 四 豫備艦倉庫ニ關スルコト
 - 五 豫備艦ノ裝備及就役準備ニ關スルコト
- 第二條 部長ハ鎮守府艦隊司令官ノ職責ニ準シ豫備艦ヲ統轄スヘシ
- 第三條 部長ハ必要アルハ其ノ部ノ内規ヲ制定シ鎮守府司令長官ノ承認ヲ經ヘシ
- 第四條 部長ハ部下諸員ヲ誘接訓練シ軍紀風紀ヲ維持スルコトヲ努ムヘシ
- 第五條 部長ハ部員ニ事務ノ分擔ヲ命スルコトヲ得
- 第六條 部長ハ部下ノ准士官以上ニ豫備艦乗組ヲ命シタルトキ又ハ部下ノ職員ニ他ノ職務ヲ執行若ハ代理セシメタルトキ及之ヲ解キタルトキハ鎮守府司令長官ヲ經テ海軍大臣ニ報告スヘシ
- 第七條 部長ハ豫備艦ノ改造修理等ニ關シ必要アルトキハ艦政部機關部等ノ職員ヲ會同シ其ノ検査ヲナスコトヲ司令長官ニ請求シ工事ノ進行ヲ速カナラシムルコトヲ期スヘシ
- 第八條 部長ハ豫備艦ノ小修理ハ出來得ル限り其ノ乗員ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ期スヘシ
- 第九條 副官ハ部長ノ處分ニ係ル人事及公文ノ接受發送並其ノ保管整理ヲ掌ルヘシ

第十條 副官ハ部長ノ命ヲ受テ諸文書ノ立案ヲ掌ルヘシ
 第十一條 副官ハ部長ノ差使傳令ノ勤務ニ服スルモノトス
 第十二條 機關長軍醫長主計長ハ乘員アル豫備艦ニ對シテハ適用シ得ル限リ艦隊職員勤務令中機關長軍醫長主計長ノ爲メ規定ニ準シ勤務スヘシ

●第十三節 火藥製造所

●海軍下瀨火藥製造所條例 明治三十二年四月 勅令第四百四十四號

改正 明治三十三年二月 勅令第三百三十五號 明治三十三年五月 勅令第三百三十六號

朕海軍下瀨火藥製造所條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍下瀨火藥製造所條例

第一條 海軍下瀨火藥製造所ハ之ヲ東京ニ置キ下瀨火藥ヲ製造スル所トス

第二條 海軍下瀨火藥製造所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

主 幹

第三條 所長ハ海軍艦政本部長ニ隸シ所務ヲ總理ス

第四條 主幹ハ所長ヲ助ケ擔任ノ事務ヲ掌理ス

第五條 本所ノ醫務衛生ニ關スル事務ハ東京海軍造兵廠軍醫長ヲシテ管掌セシメ之ニ該廠附看護手及看護ヲ附ス

第六條 製造火藥ノ検査ハ東京海軍造兵廠検査科員ヲシテ之ヲ行ハシム

第七條 第二條ニ掲グル職員ノ外書記及技手ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

●第十四節 採炭所

●海軍採炭所官制 明治三十三年八月
勅令第三百五十三號

改正 明治三十五年二月
勅令第三十六號

朕海軍採炭所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍採炭所官制

第一條 海軍採炭所ハ之ヲ福岡縣糟屋郡ニ置ク

第二條 海軍採炭所ハ海軍炭山ヲ管轄シ石炭ノ採掘ヲ掌ル所トス

第三條 海軍採炭所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

主計長

前項ノ外技師ヲ置ク

第四條 所長ハ海軍艦政本部長ニ隸シ所務ヲ總理ス

第五條 主計長ハ所長ノ命ヲ承ケ會計給與ニ關スル事ヲ掌リ及庶務ヲ掌理ス

第六條 技師ハ所長ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事ヲ掌理ス

第七條 第三條ニ掲グル職員ノ外書記及技手ヲ置キ上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第八條 海軍採炭所ノ定員ハ別表ニ依ル

附則

新原採炭所官制ハ之ヲ廢止ス

(別表)

海軍探検所定員表

所長	佐官若ハ同相當官	一	書記	二
主計長	主計少監、大主計	一	技手	三
技師				
小計		三人		五人
合計		八人		

第十五節 警査、憲兵

海軍警査服務規程 明治三十二年五月
海軍省令第百八十五號

海軍警査服務規程左ノ通定ム

海軍警査服務規程

- 第一條 警査ハ所屬軍法會議上席主理ノ監督ニ屬ス
- 第二條 警査ハ上官ノ命令ヲ遵奉シ勤勉誠實ニ職務ニ從事ス可シ
- 第三條 被告人證人其他關係人ヲ法廷ニ出入セシムルトキハ最モ嚴肅ニ取扱フ可シ
- 第四條 法廷内ニ於テハ判士長又ハ主理ノ命令又ハ許可ナルニアラサレハ被告人證人其他關係人ニ對シ發言スルヲ得ズ但シ喧嘩ニ涉リ又ハ姿勢ヲ亂セルモノニ對シテハ穩ニ之ヲ制止スルコトヲ得
- 第五條 召喚狀又ハ呼出狀ノ送達ヲ受ク可キ者ニ其住居又ハ事務所ニ於テ出會セザルトキハ成年以上ノ家族、雇人又ハ商業使用人ニ送達ヲ爲スコトヲ得
- 第六條 召喚狀又ハ呼出狀ノ送達ヲ受クヘキ者ニシテ其受取ヲ拒マサルニ於テハ出會シタル地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但シ艦船團隊校所屬ノモノニシテ送達請求ノ添書アルモノハ此限ニアラス
- 第七條 正當ノ理由ナクシテ送達ノ受取ヲ拒ムトキハ交付スヘキ書類ヲ送達スヘキ場所ニ差置ク可シ
- 第八條 令狀ハ海軍治罪法第六十一條刑事訴訟法第七十八條第三項ニ準據シテ執行ス可シ
- 令狀執行ニ當リ市町村長若シハ其代理タル吏員又ハ隣佑ノ立會ヲ得スシテ家宅ヲ搜索スル場合ト雖モ成ルヘシ戸主、若シ戸主不在ナルトキハ成年以上ノ家族、留守居又ハ監守者ノ立會ヲ求メテ之ヲ搜索シ其調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ
- 日出前日没後ハ家宅搜索ヲ爲スコト得スト雖モ戸主ノ任意ノ承諾アルトキハ之ヲ爲スコトヲ得

第九條 令狀ヲ執行シ又ハ犯罪ノ搜索ニ從事スルニ當リ憲兵警察官ニ助力ヲ求ムル場合ニハ令狀又ハ命令書ヲ示ス可シ

第十條 准士官以上ノ軍人若シハ高等文官タル軍屬以外ノ被告人又ハ囚人ヲ護送スル途中ハ捕縄及手錠ヲ施ス可シ但特命アルトキハ此限ニアラス

第十一條 准士官以上ノ軍人若シハ高等文官タル軍屬ノ被告人又ハ囚人ヲ護送スル場合ニハ戒具ヲ用ヒサルモノトス但逃走又ハ暴行ノ虞アルトキハ之ヲ施スコトヲ得

第十二條 護送途中ハ何人ト雖モ直接ニ被護送者ト談話シ又ハ物品ヲ授與セシムヘカラス

第十三條 護送中被告人自費ヲ以テ物品又ハ飲食物ノ購求ヲ請フトキ又ハ被告人ニ對シ物品又ハ飲食物ノ差入ヲ請フモノアルトキハ必要ノ有無及其他ノ關係ヲ取調ヘ之ヲ許否スヘシ

第十四條 共犯人ヲ取扱フトキハ相隔離セシメ嚴密ニ談話通聲スルコトヲ得サラシムヘシ

第十五條 被告人ヲ留置所又ハ監倉ニ入ル、トキハ嚴密ニ身體被服ヲ點檢シ用紙手拭ノ外ハ携帯セシムヘカラス

留置又ハ入監中ハ晝夜共看守スヘシ

第十六條 被告人ヲ留置所又ハ監倉ニ入レタルトキハ何人ヲ問ハズ被告人ト談話セシメサルコトニ注意スヘシ

第十七條 留置所若シハ監倉内ニアル被告人コ面接、通信又ハ差入物ヲ爲サンコトヲ請フモノアルトキハ主理ノ指揮ヲ受ク可シ

第十八條 犯罪ノ搜查ヲ命セラレタルトキハ直ニ之ニ著手シ秘密ヲ旨トシ敏活ニ之ヲ爲スヲ要ス

搜查ヲ命セラレタルトキト雖モ命令以外ノ人若シハ物ニ付搜索スルヲ得ス且ツ人權ヲ侵害スルノ行爲アルヘカラス

搜查ノ結果ハ速ニ主任主理ニ復命ス可シ

第十九條 搜查ヲ爲スニ當リ犯罪ノ事實ヲ知ルニ足ルヘシト思料シタル書類其他ノ物件アルトキハ所有者又ハ保管者ノ承諾ヲ得テ之ヲ留置スルコトヲ得此場合ニ於テハ其品目ヲ記載シ署名捺印シタル假留置書ヲ交付ス可シ

第二十條 新聞、風説其他見聞シタル事實ニヨリ海軍軍人軍屬ノ犯罪又ハ一般人民ノ軍事ニ關スル犯罪アルコトヲ認知シタルトキハ直ニ主理ニ報告ス可シ

第二十一條 軍法會議ノ門衛、巡視及受付ヲ爲シ夜間ハ宿直シテ廳ノ内外ヲ警戒ス可シ

第二十二條 受付ハ豫テ簿冊ヲ備ヘ置キ接受シタル文書及事項ヲ之ニ記入シ文書等ハ錄事ニ差出シ帳簿ニ認印ヲ受ク可シ

口頭ヲ以テ告訴、告發又ハ犯罪ノ自首等アリタルトキハ直ニ錄事ニ申告スヘシ

第二十三條 宿直中接受シタル文書及事項ハ之日誌ニ記載シ翌日錄事ニ申告スヘシ但シ文書又ハ事項ニシテ至急ヲ要スルモノナルトキハ直ニ主理又ハ錄事ニ申告ス可シ

第二十四條 宿直中現行犯アル旨ノ通報ヲ受ケタルトキハ通報人ノ宿所、氏名、犯罪ノ性質、場所、日時等ヲ直ニ主理又ハ錄事ニ申告ス可シ

第二十五條 天災其他時變ニ際シ上官ノ指揮ヲ請フノ暇ナキトキハ臨機ノ處置ヲ爲シ留置人ノ安全、書類ノ保安ヲ圖ル可シ

第二十六條 主理ト共ニ檢證、家宅搜索等ニ出張シタルトキハ其場所ノ周圍ヲ警戒シ出入者ニ注目ス可シ

第二十七條 帶劔ハ職務ノ執行ニ際シ護身ノ用ニ供スルモノニシテ左ノ場合ニアラサレハ拔劔スルヲ得ス

- 一 兇器ヲ以テ暴行ヲ受クルニ當リ他ニ防禦ノ術ナキトキ
- 二 犯罪人又ハ被告人ヲ逮捕スル場合ニ於テ兇器ヲ持シテ抗拒スルニ當リ他ニ逮捕ノ術ナキトキ
- 第二十八條 拔劔シタルトキハ速カニ其情況ヲ主理ニ申告ス可シ
- 第二十九條 劔、劔帶、捕繩、呼子笛、角燈等ハ毎ニ之ヲ手入シ又手錠其他留置人ニ關スル一切ノ備品ハ常ニ整理シ置ク可シ
- 第三十條 物品格納所ニ納メアル物品ハ常ニ整理シ置キ異常アルトキハ直ニ之ヲ錄事ニ報告ス可シ
- 第三十一條 職務上秘密ヲ要スル事項ハ一切他人ニ漏洩ス可カラズ
- 第三十二條 警査ハ各官等ニ應シ海軍敬禮式ニ準據シ敬禮ヲ行フ可シ
- 第三十三條 軍法會議上席主理ハ本規程ニ定ムルモノ、外所屬警査ノ服務ニ關シ細則ヲ設クルコトヲ得

憲兵服務規程

明治三十二年一月
海軍省達第三號

改正 ●明治三十五年一月
海軍省達第三號

憲兵服務規程左之通定

憲兵服務規程

- 第一條 憲兵司令官ハ憲兵服務細則ヲ定メ海軍大臣ニ報告スヘシ
- 第二條 憲兵ハ常ニ海軍軍人軍屬ノ行爲ヲ觀察シ其ノ違式ヲ警防ス
憲兵ハ海軍軍人軍屬ノ違式ニ涉ル行爲ヲ認メタルトキハ其ノ顛末ヲ審クシ現役軍人及軍屬ニ在テハ本人所屬ノ艦團其ノ他各部ノ長ニ告知シ豫備役後備役ノ軍人ニシテ准士官以上ニ在テハ海軍大臣ニ下士卒ニ在テハ其ノ兵籍ヲ管スル鎮守府司令長官ニ報告スヘシ
- 第三條 憲兵司令官非常若ハ緊要ノ事件アルコトヲ知リタルトキハ速ニ海軍大臣ニ申報スヘシ
- 第四條 憲兵隊長若ハ憲兵分隊長非常若ハ緊要ノ事件アルコトヲ知リタルトキハ其ノ事件ノ必要ニ依リ速ニ其ノ附近ニ在ル海軍ノ最高指揮官ニ報告スヘシ
- 第五條 軍港若ハ要港ニ在ル憲兵ハ其ノ地方ノ情況ヲ知悉シ且發生セル事件ハ其ノ必要ニ依リ鎮守府司令長官若ハ要港部司令官ニ報告スヘシ
- 第六條 憲兵ハ上官ノ特命アルトキ又ハ時機猶豫スヘカササルトキハ定規ノ服裝ヲ爲サスシテ職務スルコトヲ得
- 第七條 憲兵司令官ハ別表書式ニ依リ各憲兵隊管區内ニ於テ取扱アル現役海軍軍人及軍屬ノ違犯事項ヲ毎月海軍大臣ニ報告スヘシ

第九條 試驗所ニ於テハ被服糧食藥品等ノ衛生試驗ニ關スル事ヲ掌ル

第十條 看護術練習所ニ於テハ高等看護術ノ教授ヲ掌ル

第十一條 療品庫、試驗所及看護術練習所ニ左ノ職員ヲ職シ

療品庫

主管

試驗所

所長

所員

看護術練習所

所長

教官

第十二條 療品庫主管ハ院長ノ命ヲ承ケ療品庫ニ關スル事ヲ掌ル

第十三條 試驗所長ハ院長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第十四條 試驗所員ハ所長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十五條 看護術練習所所長ハ院長ノ命ヲ承ケ軍紀風紀ヲ維持シ所務ヲ掌ル

第十六條 看護術練習所教官ハ所長ノ命ヲ承ケ教授ヲ擔任ス

第十七條 海軍病院ニハ第三條及第十一條ニ掲グル職員ノ外海軍看護長並准士官下士卒及書記ヲ置キ

上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第十八條 看護術練習所ニ於テ教授スル看護手看護術練習生ト稱ス

第十九條 看護術練習生ハ左ノ三種ニ區別ス

一 乙種看護術練習生

二 甲種看護術練習生

三 看護術ノ復習ヲ爲ス者

第二十條 乙種看護術練習生ハ一等看護手以下三等看護以上ノ者コシテ左ノ各號ニ適合スル者ノ中ヨリ之ヲ選拔ス

一 身體強健品行方正ナル者

二 一箇年以上海上勤務ニ服セシ者

第二十一條 甲種看護術練習生ハ一等看護手以下二等看護以上ノ者コシテ左ノ各號ニ適合スル者ノ中ヨリ之ヲ選拔ス

一 身體強健品行方正ナル者

二 乙種看護術練習生卒業試験ニ優等ノ成績ヲ得タル者

三 二箇年以上海上勤務ニ服セシ者

四 甲種看護術練習生ヲランコトヲ志願シ卒業後一回以上再服役ヲ爲スヘキコトヲ誓約スル者

前項第四號ノ誓約ヲ爲シタル後卒ヨリ下士ニ進級シタル場合ニ於テハ再服役ヲ爲スコトヲ要セス

第二十二條 甲種看護術練習生卒業シタルトキハ之ニ装創證狀ヲ授與ス

第二十三條 看護術ノ復習ヲ爲ス者ハ裝創證狀ヲ有スル者コシテ復習ヲ志願シ左ノ各號ニ適合スル者ノ中ヨリ之ヲ選拔ス

一 身體強健品行方正ナル者

二 卒業後三箇年以上現役ニ服スヘキ者若ハ服スヘキコトヲ誓約スル者

第二十四條 復習ヲ爲ス看護術練習生卒業シタルトキハ裝創證狀ヲ授與ス

第二十五條 裝創證狀ハ卒業ノ成績ニ依リ二等ニ分ツ
 第二十六條 裝創證狀ヲ授與シタル者コハ臂章ヲ付與ス
 第二十七條 裝創證狀ノ有効期限ハ五箇年トス其ノ期滿ツレハ臂章ヲ除去ス但シ戰時若ハ事變ニ際シ
 タハ其ノ有効期限ヲ延スコトヲ得

●海軍病院規則 明治三十年十二月 海軍省令第百七十七號

改正 ●明治三十三年六月 海軍省令第百六號

海軍病院規則左ノ通定ス
 海軍病院規則

第一章 院長

第一條 院長ハ患者ノ治療ヲ掌リ院内諸員ノ職務ノ分擔及掛ヲ命シ專心其職務ヲ履行セシムヘシ
 第二條 院長ハ其ノ院ノ内規ヲ制定シ所管長官ノ承認ヲ經テ之ヲ施行スヘシ
 第三條 院長ハ軍醫官藥劑官ノ職務ヲ監督シ其ノ性行才幹技能ヲ詳知シ學術技藝ノ發達ヲ圖リ且看護
 長及准士官以下職務ノ現況業務ノ能否ニ注意シ其ノ考課表等ヲ考査シ其ノ人ト爲リテ詳知スヘシ
 第四條 院長ハ少軍醫候補生及少藥劑士候補生ノ實務ヲ訓練シ學術ヲ研究セシムヘシ
 第五條 院長ハ定員下士卒ヲ各部ニ配置シ各部ヲ管スル軍醫官若ハ藥劑官ニ屬セシメ其指揮ニ從ヒ服
 務セシムヘシ
 第六條 院長ハ軍醫官及藥劑官中ヨリ教官ヲ指定シ又看護長(看護師)若ハ看護手ニ教員ヲ命シ五等看
 護ノ教育ヲ施行セシムヘシ
 第七條 院長ハ院内一般ノ衛生ニ注意シ又院内諸建築物ノ増築改造修繕等ヲ要スルトキハ司令長官ニ
 具申シ又醫務局長ニ報告スヘシ
 第八條 院長ハ各主務者ヲ從ヘ時々院内諸部ヲ巡檢シ衛生ノ狀況及治療品病用品等ノ保存及時蓄ノ整
 否ヲ點檢スヘシ

第九條 院長ハ毎月院内ノ治療ニ要スル藥品消耗品及通常消耗品等ノ消費額ヲ實査シ勉メテ冗費ヲ省クコトニ注意スヘシ

第十條 院長ハ定員下士卒中傳染性生殖器病ニ罹リタル者アルトキハ病中ハ勿論後七日間外出ヲ止ムヘシ

第十一條 院長ハ入院患者中兵役ニ堪ヘスト認ムル者アルトキハ診斷ヲ行ヒ其ノ診斷證書ヲ所管長官ニ移スヘシ

第十二條 院長ハ入院患者中轉病スル者アリテ軍醫官服務規則第十八條ノ種別ニ異動ヲ生スルトキハ速ニ之ヲ患者ノ所屬長ニ通報スヘシ

第十三條 院長ハ死狀疑義ニ涉リ局部剖見ヲ要スル者アルトキハ司令長官ニ具申シ其ノ命ニ從ヒ之ヲ施行シ其實況ヲ詳記シ司令長官及醫務局長ニ出スヘシ

第十四條 刑事ニ關係ノ嫌疑アル死者ヲ剖檢スルトキハ主理立會ノ上執行スヘシ

第十五條 院長ハ非常呼集内外火災院內警戒等ノ諸配置ヲ作り適宜之ヲ實習セシメ熟練ノ度ニ達セシムヘシ

第十六條 院長ハ療品庫主管ノ職務ヲ監督シ治療品ノ準備供給ニ違算ナカラシムヘシ

第十七條 院長ハ試驗所長ノ職務ヲ監督シ其ノ成績ノ精確ヲ圖ルヘシ

第十八條 院長ハ試驗所長ヨリ出スル所ノ試驗成績表ヲ調査シ生理上及軍陣衛生上ニ照シテ考查シ常規ノモノハ試驗所長ヲシテ處理セシメ其ノ常規ニアラサルモノハ意見ヲ附シテ醫務部長ニ出スヘシ

第十九條 院長ハ看護術練習所長ノ職務ヲ監督シ練習生ノ學術進歩ニ注意スヘシ

第二十條 院長ハ軍醫少監及大軍醫ヲシテ交番常直ノ勤務ニ服セシメ常直軍醫官ト稱シ其ノ規定ニ依リ院務ヲ掌理セシメ又中軍醫及少軍醫ヲシテ交番常直ノ勤務ニ服セシメ副直軍醫ト稱シ常直軍醫官

ノ命ヲ承ク服務セシムヘシ

第二十一條 院長ハ常直軍醫官ノ任ニ當ルヘキ者三名ニ滿タサル場合ニ於テハ中軍醫及少軍醫ヲシテ常直軍醫官ノ勤務ヲ爲サシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ全數ヲ三名ヨリ超過セシムヘカラスルモノトス

第二十二條 院長ハ副直軍醫ノ任ニ當ルヘキ者三名ニ滿タサル場合ニ於テハ少軍醫候補生ヲシテ副直軍醫ノ勤務ヲ爲サシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其全數ヲ三名ヨリ超過セシムヘカラスルモノトス

第二十三條 院長ハ當直軍醫官及副直軍醫ノ任ニ當ルヘキ軍醫官ノ總數六名ニ滿タサルトキハ夜間ハ常直軍醫官及副直軍醫中一名ノミ在院セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ少軍醫候補生ニシテ副直軍醫タル者ハ除外トス

第二章 副長軍醫官及藥劑官

第一條 副長ハ常ニ院內全般ノ行動ニ注意シ醫務ノ整頓ヲ圖リ患者ノ治療ニ從事シ院長不在ノトキハ其代理ヲナス

第二條 副長ハ定員下士卒ノ勤怠ヲ監督シ主任者ノ調製セル考課表ヲ査閲シ平生ノ行爲ニ注意シ其ノ性行伎倆ヲ詳知シ又下士卒ニ係ル諸般ノ事務ヲ監視スヘシ

第三條 副長ハ院長ノ命ヲ受ケ定員下士卒ノ配置ヲ掌リ且看護手看護ヨリ出ス所ノ勤務報告ニ意見ヲ記入シ之ヲ院長ニ出スヘシ

第四條 副長ハ入院患者アルトキハ受持軍醫官ヲ指定シ其ノ病室ニ入ラシムヘシ

第五條 副長ハ患者日誌處方錄疾病要略ヲ調査シ之ニ捺印スヘシ

第六條 副長ハ毎日病室日報及醫事日誌ヲ調査シ之ヲ院長ニ出スヘシ

第七條 副長ハ一週一回院内各室ヲ點檢シ洒掃通氣其ノ他衛生上ノ實況及治療品病用品保管補充ノ適否ヲ觀察スヘシ

第八條 軍醫官ハ院長ノ命ヲ受ケ各病室ヲ分擔シ配置下士卒ヲ統御シ在室患者ノ治療ニ從事スヘシ

第九條 軍醫官ハ毎日定時ニ擔當患者ヲ廻診シ院長及副長廻診ノ際隨從シ患者日誌處方録ヲ整理（處方録ハ每週一回之ヲ改記スヘシ）シ之ニ捺印スヘシ

第十條 軍醫官ハ入院患者アルトキハ速ニ之ヲ診察シテ其ノ病症ヲ副長ニ開陳スヘシ

第十一條 軍醫官ハ病症危篤ニ陥リ或ハ至急手術ヲ要スル患者アルトキハ速ニ院長若ハ副長ニ開陳シ危篤患者ニ在テハ其ノ報告ヲ患者ノ所屬長ニ發送スヘシ

第十二條 軍醫官ハ傳染病患者アルトキハ速ニ院長若ハ副長ニ開陳スヘシ

第十三條 軍醫官ハ受持病室ノ衛生ニ注意シ換氣氣温洒掃及消毒等ノ施行ヲ監督スヘシ

第十四條 軍醫官ハ受持病室附看護手看護ヲ誘掖獎勵シテ誠實ニ看護ノ實務ニ從事セシメ且其ノ伎倆行狀等ヲ熟知スヘシ

第十五條 軍醫官ハ受持病室附看護手看護ノ勤惰進退ニ關シテハ案ヲ具シ副長ヲ經テ院長ニ呈出シ且其ノ職ニ參與スルモノトス

第十六條 軍醫官ハ毎月受持病室備付治療品ヲ檢查シ其ノ保存補充ニ注意スヘシ

第十七條 軍醫官ハ患者ニ係ル書類ヲ起案調製スヘシ

第十八條 軍醫官ハ院長ノ命ヲ受ケ看護術練習ニ關スル教育ヲ擔任シ又五等看護ノ教育ヲ監督シ下士卒ニ係ル事務ヲ處理スヘシ

第十九條 副長次席軍醫官ハ筆記厨宰ノ人事ヲ掌理シ其ノ勤惰進退ニ關シテハ案ヲ具シ副長ヲ經テ院長ニ呈出シ且其ノ職ニ參與スルモノトス

第二十條 軍醫少監及大軍醫ハ交替一名宛二十四時間ノ當直ヲ爲シ左ノ事務ヲ掌理スヘシ

一 日課ノ施行

二 外來事務ヲ接受シ各主務者ニ傳達スル事

三 院内ノ警察

四 患者ノ臨時診察

五 醫事日誌及病室日報ノ記入

六 院内巡檢下士卒點檢及食餌點檢

七 患者運動及面會人ニ係ル事務

八 患者入退院ニ係ル事務

九 定員下士卒及外來患者ノ診察

第二十一條 當直軍醫官ハ副直員以下ノ職務ヲ監督シ在院患者ノ狀況ニ注意シ至急ヲ要スル事故アルトキハ院長若ハ副長ニ報告スヘシ

第二十二條 少軍醫候補生ハ院長ノ命ヲ受ケ軍醫官ノ助手トナリ其ノ業務ヲ實習スヘシ

第二十三條 少軍醫候補生ハ實務ヲ練習スルノ外勉メテ其ノ學術ヲ研究スヘシ

第二十四條 中少軍醫ハ副直トシテ交替一名二十四時間當直シ當直軍醫官ノ事務ヲ補助スヘシ

第二十五條 少軍醫候補生ハ交替一名若ハ若干名宛二十四時間當直シ副直軍醫ノ事務ヲ實習スヘシ

第二十六條 先任藥劑官ハ院長ノ命ヲ受ケ藥劑官ヲ指揮シ左ノ事項ヲ掌理スヘシ

一 病院用治療品ノ保管出納

二 病院用治療品ニ關スル報告書類及帳簿ノ整理

三 調劑事務

四 藥室整備

第二十七條 先任藥劑官ハ部屬看護手看護ヲ誘掖督勵シテ其ノ職務ヲ誠實ニ施行セシメ且其ノ伎倆行狀等ヲ熟知スヘシ

第二十八條 先任藥劑官ハ部屬看護手看護ノ勵進退ニ關シテハ案ヲ具シ副長ヲ經テ院長ニ呈出シ且其ノ職ニ參與スルモノトス

第二十九條 各藥劑官ハ部屬看護手看護ヲ指揮シテ處方錄ニ據リ調劑セシメ之ニ捺印スヘシ

第三十條 各藥劑官ハ院長ノ命ヲ受ケ看護術練習ニ關スル教育ヲ擔任スヘシ

第三十一條 先任藥劑官ハ毎月備付治療品ヲ調査シ貯藏保管ニ注意シ又修補等ヲ要スルモノアルトキハ速ニ之ヲ處分シ常ニ實用ニ支障ナカラシムヘシ

第三十二條 少藥劑士候補生ハ院長ノ命ヲ受ケ藥劑官ノ助手ト爲リ其ノ業務ヲ實習スヘシ

第三十三條 少藥劑士候補生ハ事務ヲ練習スルノ外勉メテ學術ヲ研究スヘシ

第三章 療品庫主管

第一條 療品庫主管ハ院長ノ命ヲ受ケ治療品出納規程ニ依リ左ノ事項ヲ掌理スヘシ

一 治療品ノ貯藏保管

二 治療品供給ニ關スル事務

三 治療品購買契約及購買ニ關スル事務

四 治療品賣却及賣却ニ關スル事務

五 治療品ニ關スル報告書類及帳簿ノ整理

六 供用品トシテ供給スル療用品ノ調査

第二條 療品庫主管ハ部屬看護手看護ヲ誘掖督勵シテ其ノ職務ヲ誠實ニ施行セシメ且其ノ伎倆行狀等

ヲ熟知スヘシ

第三條 療品庫主管ハ部屬看護手看護ノ勵進退ニ關シテハ案ヲ具シ副長ヲ經テ院長ニ呈出シ且其ノ職ニ參與スルモノトス

第四條 療品庫主管ハ器械手ヲシテ保管療用品及器械ノ研磨修補ヲナサシメ常ニ供給ニ支障ナカラシムヘシ

第四章 試驗所長

第一條 試驗所長ハ院長ノ命ヲ受ケ左ノ事項ヲ掌理スヘシ

一 藥品ノ適否判別試驗

二 療用品ノ検査

三 被服ノ地質及染色ニ關スル理化學的検査

四 飲食品ノ適否判別試驗

五 食器類ノ衛生上ニ關スル理化學的検査

六 斷熱化學ニ關スル試驗

七 以上諸項ノ外一般衛生上ニ關スル理化學的試驗

第二條 試驗所長ハ部屬看護手看護ヲ誘掖督勵シテ其ノ職務ヲ誠實ニ施行セシメ且其ノ伎倆行狀等ヲ熟知スヘシ

第三條 試驗所長ハ部屬看護手看護ノ勵進退ニ關シテハ案ヲ具シ副長ヲ經テ院長ニ呈出シ且其ノ職ニ參與スルモノトス

第四條 試驗所長ハ實行ノ試驗成績表ヲ調製シ院長ニ出スヘシ

第五條 試驗所長ハ少藥劑候補生及少藥劑士候補生ニ理化學的検査ノ方法ヲ習熟セシムヘシ

第六條 試驗所員ハ所長ノ命ヲ受ケ治療品被服糧食等ノ衛生試驗ニ從事スヘシ

第五章 看護術練習所長教官

第一條 看護術練習所長及教官ハ看護術練習所規則ニ依リ服務スヘシ

第六章 看護長(看護師)

第一條 看護長(看護師)ハ院長及副長ノ命ヲ承ケ定員看護手及看護ノ業務ヲ監督シ且其ノ性行伎倆ヲ詳知スヘシ

第二條 看護長(看護師)ハ病室ノ備品及ヒ消耗品ヲ主管シ消耗品ノ節約ニ注意スヘシ

第三條 看護長(看護師)ハ定員下士卒及在院下士以下患者ヨリ差出ス諸願伺届ノ進達ヲ取扱フヘシ

第四條 看護長(看護師)ハ屍室ヲ主管シ入院患者中死亡シタル者アルトキハ軍醫官ノ指揮ヲ承ケ室長タル看護手ヲシテ之ヲ屍室ニ移シ看護ヲシテ其ノ屍體ヲ管守セシメ之ヲ引渡ニ關スル事務ヲ掌ルヘシ

第五條 看護長(看護師)ハ消毒所ヲ主管シ消毒ニ係ル事務ヲ取扱フヘシ

第六條 看護長(看護師)ハ入院患者ノ衣袋及私有物品ノ取扱ヲナスヘシ

第七條 看護長(看護師)ハ毎朝定時糧食品ノ秤量ニ立會フヘシ

第八條 看護長(看護師)ハ定員下士卒診察ヲ願出ルトキハ其ノ姓名ヲ診察簿ニ記入シ之ヲ當直軍醫官ニ出スヘシ

第七章 看護手看護

第一條 看護手及看護ハ其ノ配置ニ依リ各部ヲ管スル軍醫官若ハ藥劑官ニ屬シ人事ニ關スル區處業務ニ關スル指揮等ニ從ヒ又看護長(看護師)ノ監督ノ下ニ在リテ分擔ノ事務ニ服スヘシ

第二條 先任看護手ハ毎朝定時ニ看護手看護ヲ整理セシメ又外出及歸院ノ際其ノ人員ヲ整理セシメ看

護師ヲ經テ當直軍醫官ノ點檢ヲ受ケ外出札ヲ管理スヘシ

第三條 看護手室長ヲ命セラル、トキハ軍醫官ノ命ヲ承ケ部下看護ヲ指揮シ専ラ患者ノ看護ニ從事シ常ニ室内ノ清潔氣温乾濕換氣等ニ注意スヘシ

第四條 看護手室長ヲ命セラル、トキハ病室内ニ出入スル諸商人ノ携帶品ヲ検査スヘシ

第五條 看護手室長タルトキ在院患者ニ犯則者アルトキハ其ノ事實ヲ當直軍醫官ニ届出ヘシ

第六條 看護手室長タルトキハ其ノ室ノ備品ヲ管理シ其ノ請求及交換ヲ要スルモノアルトキハ看護長(看護師)ニ申出ヘシ

第七條 看護手室長タルトキハ其ノ室ノ療用品ヲ管理シ其ノ請求及交換ヲ要スルモノアルトキハ軍醫官ノ承認ヲ經テ藥劑官ニ申出ヘシ

第八條 看護手教員ヲ命セラル、トキハ學術實地ノ教導ニ從事スヘシ

第九條 看護手藥劑室附タルトキハ藥劑官ノ命ヲ承ケ調劑ニ從事シ治療品及調劑器具ヲ整理シ實用ニ支障ナカラシムヘシ

第十條 看護手療品庫附タルトキハ療品庫主管ノ命ヲ承ケ治療品ノ貯藏保存ニ注意シ常ニ庫内ヲ整理シ且屢々貯藏ノ治療品ヲ調査シ缺乏ヲ告グルモノアルトキハ其ノ品名數量ヲ主管ニ報告シ又艦團其ノ他各部ニ供給スル現品ノ取扱ヲナスヘシ

第十一條 看護手試驗所附タルトキハ所長ノ命ヲ承ケ常ニ備付試驗用器械等ノ清潔保存ニ注意シ實用ニ支障ナカラシメ衛生試驗ニ關スル業務ニ從事スヘシ

第十二條 看護ハ看護手ノ指揮ニ從ヒ患者ノ看護及病室手術室等ノ洒掃ニ從事スヘシ

第十三條 看護ハ藥劑室附タルトキハ看護手ノ指揮ヲ受ケ調劑ニ從事スヘシ

第十四條 看護ハ療品庫附タルトキハ看護手ノ指揮ヲ受ケ庫内ノ洒掃及治療品ノ取扱ニ從事スヘシ

第十五條 看護ハ試驗所附タルトキハ看護手ノ指揮ヲ受ケ衛生試驗ニ從事スヘシ

第八章 筆記厨事

第一條 筆記ハ上官ノ命ヲ承ケ患者被服ノ貸與交換ニ係ル事務ヲ掌リ且其ノ清潔整備及保存ニ注意スヘシ

第二條 筆記ハ上官ノ命ヲ承ケ定員下士卒被服物品ノ請求交付交換及給與ニ關スル事務ヲ掌ルヘシ

第三條 筆記ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ補助スヘシ

第四條 厨事ハ上官ノ命ヲ承ケ厨房ノ器具物品ノ保管及入院患者定員下士卒糧食品ノ受入日々ノ調理献立等ニ關スル一切ノ事務ヲ掌リ其ノ貯藏保存ニ注意シ又賄夫ヲ使役シテ炊爨配給等ヲ處辨スヘシ

第五條 厨事ハ糧食品ヲ受入ル、トキハ當直軍醫官ノ検査ヲ受クヘシ

第六條 厨事ハ食餌ヲ配布シタル後當直軍醫官ノ検査ヲ受クヘシ

第九章 書記

第一條 書記ハ院長副長ノ命ヲ承ケ文書ノ起草淨書發送ニ關スルコトヲ掌リ通常物品ヲ保管シ病院構内家屋溝渠等修繕ノ事務ヲ取扱フヘシ

第二條 書記ハ藥品庫主管ノ命ヲ承ケ治療品ノ需求供給ニ關スル文書ノ起草淨書及發送ニ關スルコトヲ掌リ又治療品ノ豫算購買契約賣却及供給ニ係ル事務ニ從事スヘシ

●海軍看護術練習所規則

明治三十三年六月
海軍省總務第七號

海軍看護術練習所規則左ノ通定ム

海軍看護術練習所規則

第一條 病院長ハ海軍病院條例及本則ニ基キ業務及服務ニ關スル諸規程ヲ設ケ海軍大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ實施スヘシ

第二條 海軍看護術練習所ノ紀律ハ軍艦ノ例ニ準ス

第三條 病院長ハ所長ヲシテ學期ノ終ニ於テ教官ヲ會同シ看護術教授ノ成績及進歩並ニ練習生ノ技能品行ヲ考查シ之ヲ看護術進歩録ニ記註セシムヘシ

第四條 病院長ハ所長ヲシテ每學期ノ終ニ於テ教育報告ヲ調製セシメ卒業試驗成績表ト共ニ所管長官ニ報告シ長官ハ之ニ意見ヲ附シ海軍大臣ニ進達スヘシ

第五條 看護術練習生ニ採用スヘキ人員ハ甲乙二種ニ區分シ鎮守府毎ニ之ヲ定メ毎年五月及十一月之ヲ告達ス

入所期日ハ毎年二月十五日及八月二十五日トス

第六條 各鎮守府司令長官ハ前條第一項ノ告達ニ基キ麾下艦團其ノ他各部及鎮守府在籍ノ艦船ニシテ常備艦隊編入中ノモノヨリ採用スヘキ人員ヲ定メ之ヲ麾下ニ通達スルト同時ニ常備艦隊司令長官ニ通知シ該長官ハ更ニ之ヲ其ノ麾下中關係ノ艦船ニ通達スヘシ前項ノ通達ヲ受ケタル艦團其ノ他各部ノ長ハ海軍病院條例第二十條及第二十一條ニ適合スル者ヲ選抜シ所見表ヲ添ヘ所管長官ニ具申スヘシ
常備艦隊司令長官ハ前項ノ具申ニ付キ取捨ヲ行ヒ所要ノ人數ヲ選抜シ之ヲ關係各鎮守府司令長官ニ

移牒スヘシ

鎮守府司令長官ハ第二項ニ依リ受ケタル具申ニ付キ所要ノ人數ヲ選抜シ之ニ第三項ノ人數ヲ添合シ採用スヘキ者ヲ決定シ所見表ト共ニ病院長ニ下付スルト同時ニ艦團其ノ他各部ニ告達スヘシ但シ其ノ常備艦隊司令長官ノ麾下ニ屬スル者ハ該長官ヲ經ルモノトス

鎮守府司令長官ハ本條第一項ノコトヲ行フニ當リテハ下士卒定員補充交代規則第七條第八條ニ依リ及隸屬ノ系統ニ依リ麾下及常備艦隊外ニ在ル者ヲ精査シ通達ノ普及ヲ計ルヘシ

第七條 病院長ハ乙種看護術練習生卒業者ニシテ海軍病院條例第二十一條ニ適合スルモノアルトキハ其ノ前所屬艦團其ノ他各部ニ復歸セシムル前ニ於テ鎮守府司令長官ノ認可ヲ受ケ引續キ甲種看護術練習生ヲ命スルコトヲ得

第八條 看護術練習生入所シタルトキハ病院長ハ其ノ人員ヲ鎮守府司令長官ニ報告シ長官ハ之ヲ海軍大臣ニ進達スヘシ

第九條 看護術復習ヲ志願セントスルモノハ裝制證狀有效滿期一箇年以前ニ於テ所屬長ニ出願シ所屬長ハ海軍病院條例第二十三條ニ依リ適當ト認メタルトキハ其ノ所見表ヲ添ヘ病院長ニ通知スヘシ病院長ハ復習セシムヘキモノハ入所期日ヲ定メ之ヲ所屬長ニ通知シ且其ノ人員ヲ鎮守府司令長官ニ報告シ長官ハ之ヲ海軍大臣ニ進達スヘシ

第十條 練習生ノ學期ハ毎年二月二十日及ヒ九月一日ニ始マリ七月二十日及翌年二月十日ニ終ル

第十一條 乙種看護術練習生ノ教程ヲ卒業シタルモノニハ之ニ看護術修業證書ヲ授與ス

第十二條 看護術練習生ニシテ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ卒業ノ前途ナキ者ハ病院長之ヲ免シ其ノ本籍鎮守府ノ海兵團ニ復歸セシメ且之ヲ其ノ前所屬ノ艦團其ノ他各部ノ長ニ通知スヘシ

第十三條 看護術練習生ニシテ練習生タルニ適セズト認メタルトキハ病院長之ヲ免シ其ノ前所屬艦團其ノ他各部ニ復歸セシム

第十四條 看護術練習生卒業ノ上ハ各其ノ前所屬艦團其ノ他各部ニ復歸セシム

第十五條 前二條ニ依リ前所屬艦團其ノ他各部ニ復歸セシムルニ當リ該艦團ノ地ニ在ルカ或ハ其ノ所在不定ナルトキ若シハ事故アリ出發セシムルコト能ハサルトキハ其ノ本籍鎮守府ノ海兵團ニ復歸セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ其ノ前所屬ノ艦團其ノ他各部ノ長ニ通知スヘシ

第十六條 看護術練習生ハ海軍病院内ニ起臥セシム

第十七條 甲種看護術練習生ハ復習人員ヲ合シ各鎮守府ヲ通シ二十四人以内トス

第十八條 所見表ノ書式ハ左ノ如シ

甲(乙)種看護術練習生所見表

隊分	品行及勤務	性質及舉動	身	體	所管官職	氏名	賞罰	善行章行狀	入籍年月日	乙種看護術練習生	卒業年月日	服役年數	服役滿期ノ日及卒業後ノ服役年數ヲ能シ本人ヲシテ捺印セシム
			服	役						年	數		

長	筆	跡
所	算	術
見	何	々
右所見ノ件々ハ本職其ノ擔保ノ費ニ任ス		

明治 年 月 日 分隊長 官 氏 名 印
 右甲(乙)種看護術練習生ニ適當スル者ト認ム 所屬長 官 氏 名 印
 明治 年 月 日

附則

第十九條 看護術練習規則(二十九年十月)ニ據リ卒業シタル者ニシテ海軍病院條例第二十一條ニ適合セ
 ル者ハ甲種看護術練習生ニ採用スルコトヲ得
 第二十條 看護術練習規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス但シ現今練習中ノモノハ卒業ニ至ルマテ該規則
 ニ依リ練習セシム

第十七節 需品庫

海軍需品庫條例 明治三十三年五月 勅令第二百三號

朕海軍需品庫條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍需品庫條例

- 第一條 各軍港ニ海軍需品庫ヲ置ク
- 第二條 需品庫ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス
- 第三條 需品庫ハ艦營需品ノ準備、保存及供給ヲ掌ル
- 第四條 需品庫ニ主管ヲ置キ鎮守府艦政部長ニ隸シ其ノ庫ノ事務ヲ掌理セシム
- 第五條 需品庫ニ庫員ヲ置キ主管ノ命ヲ承ケ服務セシム
- 第六條 第三條及第四條ニ掲グル職員ノ外需品庫ニ海軍兵曹長同相當官准士官下士卒及書記ヲ置キ主
 管ノ命ヲ承ケ服務セシム
- 第六條 軍港ノ外所要ノ港灣ニ需品支庫ヲ置キ艦營需品ノ一部ヲ配布シ艦船臨時ノ需用ニ供セシム

附則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍需品庫處務規程

明治三十四年五月
海軍省令第百六十五號

海軍需品庫處務規程左ノ通定

海軍需品庫處務規程

- 第一條 需品庫ノ所掌事務ヲ細別スルコト左ノ如シ
- 一 需品ノ調辦配備供給出納其ノ他準備ニ關スルコト
 - 二 需品ノ保管運搬ニ關スルコト
 - 三 需品ノ品類品質及數量ノ適否ヲ調査スルコト
 - 四 艦團其ノ他各部ニ供給シタル需品ノ整備保存ノ良否ヲ調査スルコト
 - 五 艦團其ノ他各部ニ於テ消費シタル需品ノ調査ニ關スルコト
 - 六 需品ノ保管運搬ニ屬スル人夫舟車馬ノ備役ニ關スルコト
 - 七 所轄需品支庫ノ管理ニ關スルコト
- 第二條 主管ハ庫員ニ事務ノ分擔ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 需品支庫在勤ノ書記ハ所屬需品庫主管ヨリ命セラレタル範圍内ニ於テ石炭其ノ他ノ需品ノ出納保管ニ關スルコトヲ掌ルヘシ

●第十八節 測器庫

●海軍測器庫條例

明治三十三年五月
勅令第二百四號

朕海軍測器庫條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍測器庫條例

第一條 各軍港ニ海軍測器庫ヲ置シ

測器庫ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス

第二條 測器庫ハ測器及ヒ航海ニ關スル圖書ノ準備保存供給ヲ掌リ及ヒ氣象觀測ヲ行フ

第三條 測器庫ニ主管ヲ置キ鎮守府艦政部長ニ隸シ其ノ庫ノ事務ヲ掌理セシム

第四條 測器庫ニ書記技手ヲ置キ主管ノ命ヲ承ケ服務セシム

附則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍測器庫處務規程

明治三十四年五月
海軍省令第百六十六號

改正

●明治三十五年二月
海軍省令第百二十一號

海軍測器庫處務規程左ノ通定ム

海軍測器庫處務規程

- 第一條 海軍測器庫ノ所掌事務ヲ細別スルコト左ノ如シ
- 一 測器ノ購買準備及海圖水路誌等ノ準備ニ關スルコト
 - 二 測器ヲ試驗修理及整頓スルコト
 - 三 海圖水路誌等ヲ補正整頓スルコト
 - 四 測器海圖水路誌等ノ保管、供給ニ關スルコト
 - 五 艦船其ノ他各部ニ供給スル測器海圖水路誌等ノ數量ノ適否ヲ調査スルコト
 - 六 艦船其ノ他各部ニ供給シタル測器海圖水路誌等ノ保存ノ適否ヲ調査スルコト
 - 七 氣象ノ觀測及通報ニ關スルコト
 - 八 測器ノ保管運搬ニ屬スル人夫舟車ノ備役ニ關スルコト
- 第二條 主管ハ常ニ鎮守府望樓監督官ト氣脈ヲ通シ氣象觀測ニ就テハ望樓ト連絡ヲ保ツヘシ
- 第三條 主管ハ常ニ水路部ト氣脈ヲ通シ測器海圖水路誌等ノ準備ニ遺算ナキヲ期スヘシ但シ購買スヘキ測器ノ品目數量ニ關シテハ水路部長ノ指示ニ依ルヘシ

第十九節 望 樓

● 海軍望樓條例

明治三十三年五月
勅令第三百五號

改正

● 明治三十六年三月
勅令第五十一號

朕海軍望樓條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍望樓條例

第一條 沿岸ノ諸要所ニ海軍望樓ヲ置シ

望樓ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス

第二條 望樓ハ海上見張及通信ヲ掌リ並氣象觀測ヲ行フ

第三條 望樓ニ望樓長ヲ置キ其ノ所在海軍區ヲ管スル鎮守府ノ望樓監督官ニ隸シ其ノ望樓ノ事務ヲ掌
理セシム但シ對馬ニ在ル望樓ハ竹敷要港部參謀長ニ、臺灣及澎湖島ニ在ル望樓ハ馬公要港部參謀長
ニ隸ス

第四條 (削除)

第五條 望樓ニ望樓手ヲ置キ望樓長ノ命ヲ承ケ服務セシム

第六條 望樓長事故アルトキハ上席ノ望樓手其ノ職務ヲ代理ス

附 則

本令ハ明治三十三年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍望樓規則

明治三十三年九月
海軍省令第百四十七號

改正

●明治三十六年三月
海軍省令第百四十三號

海軍望樓規則左ノ通定ム

海軍望樓規則

- 第一條 海軍望樓所掌ノ事務ヲ細別スルコト左ノ如シ
 - 一 海面上ニ於ケル出來事ノ見張ニ關スルコト
 - 二 艦船ノ通過ニ關スルコト
 - 三 艦船トノ通信ニ關スルコト
 - 四 氣象觀測ニ關スルコト
 - 五 天氣豫報及暴風警報ニ關スルコト
 - 六 海難報告ニ關スルコト
- 第二條 海軍望樓ニ於テ内外國ノ軍艦及水雷艇若ハ西洋形船舶ノ通過スルヲ認メタルトキハ軍艦及水雷艇ニ在テハ之ヲ其ノ隸スル鎮守府望樓監督官若ハ要港部參謀長ニ電報シ西洋形船舶ニ在テハ之ヲ日誌ニ記入スヘシ但シ小形定期航船ハ此ノ限ニアラス
- 第三條 海軍望樓ハ所管鎮守府若ハ要港部外ノ官廳其ノ他ヨリ船舶通過ニ關シ照會ヲ受クルトキハ之ニ應スルコトヲ得
- 第四條 海軍望樓附近ヲ通過スル船舶萬國船舶信號旗ヲ以テ其ノ信號符字ヲ表示セントキハ萬國船舶信號旗ノ回答旗ヲ掲揚シテ之ニ答フヘシ
- 第五條 氣象觀測及其ノ通報等ニ關スルコトハ別ニ之ヲ定ム

第六條 海軍望樓ニ於テ暴風警報電報ヲ受ケタルトキハ海軍氣象信號法ニ依リ其ノ信號標ヲ掲ケ且其ノ附近ヲ通過スル海軍艦船ニ暴風警報ヲ信號スヘシ但シ解報電報ヲ受ケタルトキハ信號標ヲ卸下スルモノトス

海軍望樓ニ於テ其ノ附近ヲ通過スル海軍艦船ヨリ天氣豫報ヲ通報スヘキ要求ヲ受ケタルトキハ海軍氣象信號法ニ依リ豫報信號標ヲ表示スヘシ

第七條 海軍望樓ニ於テ海難船舶ヲ發見シタルトキハ其ノ船舶ノ名(船舶名ヲ知ルコト能ハサルトキハ其ノ外形特徴及塗色等)所屬國名(外國船舶ノ場合)難破ノ模様若ハ見失ヒタル時刻方位等ヲ詳ニ所管鎮守府若ハ要港部ニ電報シ時宜ニ依リ地方廳若ハ附近水難救濟會ノ救難所ニ通報スヘシ

前項ノ外尙ホ官廳其ノ他ヨリ海難ニ關シ照會ヲ受クルトキハ之ニ應答スルコトヲ得

第八條 海軍望樓ト船舶トノ通信ハ海軍信號、手旗信號「セマホア」信號若ハ萬國船舶信號ニ依リ之ヲ行フ

第九條 海軍望樓ニ於ケル電信取扱法ハ特ニ掲載スルモノヲ除クノ外總テ遞信省ノ定メタル電報規則ニ依ル

第十條 海軍望樓ヨリ普通電信線ニ連接シテ發スル電報料ハ別ニ定ムル所ニ依リ支拂フモノトス又普通電信局ヨリ發送シテ軍用電信線ニ連接スルモノハ遞信省ノ定メタル電報規則ニ依ルモノトス

第十一條 陸海軍軍人及各大臣樞密院議長各省總務長官宮内次官ハ海軍望樓軍用電信ニ依リ官報ヲ發著シ又事ノ緊急ナルモノハ至急若ハ特別至急電報トシテ取扱ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ發信者ハ其ノ官職氏名及勤務ノ場所ヲ望樓長ニ通知スルモノトス望樓長ハ之ヲ望樓監督官若ハ要港部參謀長ニ報告スヘシ

第十二條 海軍望樓ニ於テ外國艦艇出入港報告ノ責任ヲ有スル者ヨリ發電ノ依頼ヲ請求サレタルトキ

ハ軍用電信ニ依ルヲ便宜トスル場合ニ於テ之ヲ承諾スヘシ

第十三條 海軍望樓ニハ左ノ日誌ヲ具フ

望樓日誌 信號日誌 電報日誌

第十四條 望樓日誌ニハ海面上ノ出來事ノ外本則第二條及第七條ニ依リ報告セル詳細ナル事其ノ他必要ナル事項ヲ記錄シ置クヘシ

信號日誌ニハ總テ發受セシ一切ノ信號ヲ記錄シ置クヘシ

電報日誌ニハ總テ取扱タル電報ノ發受日時及音信文字ヲ記錄シ置クヘシ

第十五條 望樓長ハ常ニ所掌ノ事務ヲ整理シ鎮守府望樓監督官若ハ要港部參謀長ニ對シテ其ノ責任ニシテ維持規則ノ履行及物品ノ節約ヲ努ムヘシ

第十六條 望樓長ハ望樓手ヲ督シ日夜望樓事務ノ空廢遲滯セサルコトニ注意シ特ニ通信信號ノ敏速ニ行ハル、コトヲ圖ルヘシ

第十七條 望樓長ハ秘密圖書ヲ保管シ又器具ノ整頓ヲ圖ルヘシ

第十八條 望樓長ハ望樓勤務ノ事ニ關シテハ一切秘密ヲ嚴守シ時々望樓附近ヲ巡回警戒シ又部外ノ者ヲシテ漫ニ構内ニ入ラシムヘカラス

第十九條 望樓長ハ毎月頭郵便電信局ヨリ送附スル電報料手数料請求書ヲ調査シ本則第十三條ニ示セル諸日誌ヲ併セ速ニ望樓監督官若ハ要港部參謀長ニ進達スヘシ

第二十條 望樓長ハ常ニ醫務衛生ノコトニ注意シ部下ヲ戒飭スヘシ

第二十一條 第三條第七條第二項ノ通信及第六條第一項中警報信號標掲揚ノ件ハ必要ト認メタル場合ニ於テ之ヲ停止スルコトアルヘシ

附則

第二十二條 明治二十七年遠第百三十二號及同第百三十三號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

四四ノ四

第二十節 監獄

●海軍監獄官制

明治三十二年七月
勅令第三百三十五號

改正

●明治三十四年九月
勅令第七十六號

●明治三十五年三月
勅令第九十一號

朕海軍監獄官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍監獄官制

第一條 各軍港ニ海軍監獄ヲ設ク

第二條 海軍監獄ハ現役海軍軍人並生徒其ノ他海軍ニ從事スル者ニシテ輕罪以下ノ刑ニ處セラレタル者及刑事被告人ヲ拘禁留置スル所トス

第三條 各海軍監獄ヲ通シテ左ノ職員ヲ設ク

海軍監獄長 專任四人 奏任

海軍監獄書記 專任八人 判任

海軍監獄看守長 專任十三人 判任

第四條 監獄長ハ鎮守府司令長官ニ隸シ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第五條 監獄書記ハ監獄長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六條 監獄看守長ハ監獄長ノ命ヲ承ケ監獄ノ戒護ヲ掌リ部下ノ監獄看守ヲ指揮監督ス

第七條 各海軍監獄ヲ通シテ監獄看守四十八人ヲ設ク判任ノ待遇トス上官ノ命ヲ承ケ看守、護送及門衛等ノ事務ニ服ス

第八條 海軍監獄ノ醫務衛生ニ關スル事項ハ其ノ地所在ノ海軍病院附海軍軍醫ヲシテ管掌セシメ之ニ

該病院附海軍看護手及看護ヲ附ス

附則

第九條 本令ハ明治三十二年七月十一日ヨリ施行ス

●海軍監獄書記、同看守長、同看守配置表

明治三十四年十月
海軍省達第百三十四號

改正

●明治三十五年三月
海軍省達第百三十三號

海軍監獄書記、同看守長、同看守配置表左之通定ム

海軍監獄書記、同看守長、同看守配置表

監獄書記	監獄看守長	監獄看守
横須賀海軍監獄	二	四
吳海軍監獄	二	三
佐世保海軍監獄	二	三
舞鶴海軍監獄	二	三

●海軍監獄處務細則

明治三十四年十一月
海軍省達第百五十九號

海軍監獄處務細則左ノ通定ム

海軍監獄處務細則

職課

第一條 海軍監獄長ハ監獄諸員ノ分掌ヲ定ム

第二條 海軍監獄書記ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文書ノ接受發送及保存ニ關スル事

二 被服糧食其他物品ノ給與ニ關スル事

三 在監人ノ沒收領證ノ金錢物品取扱ニ關スル事

四 應用及在監人用ノ物品取扱ニ關スル事

五 在監人ノ刑期特赦假出獄及訓諭ニ關スル事

六 豫算決算及金錢ノ收支ニ關スル事

七 監獄官其他吏員ノ履歷ニ關スル事

八 諸報告ニ關スル事

九 雇員傭人ニ關スル事

第三條 海軍看守長ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 監獄ノ警守及在監人ノ戒護ニ關スル事

二 在監人ノ行狀賞罰及訓諭ニ關スル事

三 刑ノ執行及役業ニ關スル事

第一編 官制 第九章 海軍省所管 第二十節 監獄

- 四 在監人ノ出入名籍ニ關スル事
- 五 在監人ノ願訴信書接見及差入品ニ關スル事
- 六 監房ノ點檢開閉鑰匙及戒具ニ關スル事
- 七 在監人ノ體量及糧食配當ニ關スル事
- 八 看守ノ勤務ニ關スル事

第四條 監獄勤務ノ軍醫ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 在監人ノ治療ニ關スル事
- 二 囚人ノ體力ニ依テ服役ノ程度ニ關スル事
- 三 被服糧食減食罰室役法及浴法等ノ衛生上ニ關スル事
- 四 各監房及役場等ノ衛生上ニ關スル事
- 五 看護手看護ノ勤務ニ關スル事

文書取扱

第五條 海軍監獄長又ハ海軍監獄宛ノ書類ハ書記之ヲ受領シ件名簿ニ登記シ監獄長ノ査閱ニ供スヘシ但監獄長親展書類ハ監獄長直ニ接手スルモノトス

第六條 監獄長ハ文書ヲ査閱シ其主務ニ送付ス可シ

第七條 主務ノ先任若シハ分任者ハ監獄長ヨリ下付ノ文書ヲ審査シ即日之ヲ處辨スヘシ若シ即日處辨シ難キモノハ五日以内ニ處辨シ尙ホ其期日ニ處辨シ難キモノハ事由ヲ付箋シ監獄長ノ檢印ヲ受ク可シ

第八條 事ノ連帶ニ涉ル文書ハ主務ニ於テ立案シ連帶主務官ニ送付シ雙方檢印ノ後之ヲ監獄長ニ出スヘシ若シ雙方ノ意見相合セザルトキハ監獄長ノ指揮ニ從フ可シ

第九條 文書ヲ發送スルコトハ主務ニ於テ淨書シ書記ニ送付ス可シ書記之ニ番號ヲ付シ件名ヲ簿冊ニ登記シ成ルヘシ其日ノ中ニ發送スヘシ該原案ハ番號及發送月日ヲ記入シ保存ス可シ

第十條 文書ヲ閱覽セントスルトキハ其室内ニ就テ之ヲ見ルヘシ若シ必要ニ依リ他室ニ携帶スルトキハ其日ノ中ニ還付ス可シ

●第二十一節 要港部

●要港部條例 明治三十三年五月
勅令第二百六號

改正 ●明治三十三年六月 勅令第二百八十七號 ●明治三十四年七月 勅令第百四十一號 ●明治三十五年七月 勅令第百九十三號

朕要港部條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

要港部條例

第一條 各要港ニ要港部ヲ置ク

要港部ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス

第二條 要港部ハ要港ノ防衛及其ノ附近ノ海岸海面ノ警備ヲ掌リ兼テ軍需品ノ配給ヲ爲ス所トス

第三條 要港部ニ左ノ職員ヲ置ク

司令官

參謀長

參謀

副官

知港事

機關長

軍醫長

主計長

前項ノ外必要ニ應シ海軍機關士軍醫及主計ヲ置クコトヲ得

參謀長參謀及副官ヲ幕僚ト稱ス

第四條 司令官ハ

天皇ニ直隸シ部下ノ諸隊ヲ統率シ部務ヲ總理ス

司令官ハ軍政人事ニ關シテハ海軍大臣ノ指揮ヲ受ケ防禦計畫ニ關シテハ海軍軍令部長ノ區處ヲ受ケ

第五條 司令官ハ麾下ノ軍紀風紀及教育訓練ヲ統監ス

第六條 司令官ハ艦政、兵事、海岸海面ノ警備ノ任務ニ關シテハ其所在海軍區ヲ管スル鎮守府司令長官ノ區處ヲ受ケ

第七條 要港部ニ要スル兵員ノ配付及需品器具材料其ノ他諸物品ノ供給ハ所在海軍區ヲ管スル鎮守府ノ所掌トス

第八條 司令官ハ要港内ニ在ル他管ノ艦船ヲ指揮スルコトヲ得但シ他ノ司令長官司令官現在スルトキ其ノ麾下艦船ニ對シテハ此ノ限ニアラス

第九條ノ一 司令官ハ地方長官ヨリ地方ノ安寧ヲ維持スル爲メ兵力ヲ請求スルトキ事急ナレハ直ニ之ニ應スルコトヲ得其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ途ナキトキハ便宜兵力ヲ用フルコトヲ得此ノ場合ニ當リテハ事後速ニ海軍大臣ニ報告スヘシ

第九條ノ二 司令官ハ疾疫其ノ他緊急ノ場合ニ方リ一時部下ノ兵員ヲ移轉セシムルヲ必要トスルトキハ之ヲ處分シテ後海軍大臣ニ報告スヘシ

第九條ノ三 司令官ハ部下ノ雜役船員ニ乘員ヲ要スルトキハ部下人員ニ臨時乗組ヲ命スルコトヲ得

第九條ノ四 司令官ハ部下ノ准士官ヲ部下各部ニ轉乘轉勤セシムルコトヲ得

第十條 司令官ハ要塞地帯法及軍港要港規則ノ施行ニ關シテハ所在憲兵ヲ指揮スルコトヲ得

第十一條 司令官ハ必要ニ應シ部下ノ機關官軍醫若ハ主計ヲ水雷敷設隊水雷艇隊ニ配置シ又ハ水雷艇

ニ乗組マシムルコトヲ得

第十二條 司令官ハ部下ノ職員缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第十三條 司令官缺員中又ハ事故アルトキハ所在部下ノ將校席次ノ順序ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス但シ特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニアラス

第十四條 參謀長ハ司令官ヲ佐ケ幕僚ノ事務ヲ統ヘ部務ヲ整理ス

第十五條 參謀ハ參謀長ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

第十六條 副官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ人事及庶務ヲ掌ル

第十七條 知港事ハ司令官ノ命ヲ承ケ所屬諸船ヲ統轄シ要港ノ警衛ヲ掌リ海運、海標、救難及防火等ニ關スル事ヲ掌ル

第十八條 機關長ハ司令官ノ命ヲ承ケ機關船體及兵器ニ關スル事及機關官以下ノ勤務ニ關スル事ヲ掌ル

第十九條 (削除)

第二十條 機關士ハ機關長ノ命ヲ承ケ服務ス但シ水雷敷設隊水雷艇隊ニ屬スルトキハ其ノ司令ノ命ヲ承ケ水雷艇ニ乗組ムトキハ其ノ艇長ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十一條 軍醫長ハ司令官ノ命ヲ承ケ醫務衛生ニ關スル事ヲ掌ル

第二十二條 軍醫ハ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務ス但シ水雷敷設隊水雷艇隊ニ屬スルトキハ其ノ司令ノ命ヲ承ケ水雷艇ニ乗組ムトキハ其ノ艇長ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十三條 主計長ハ司令官ノ命ヲ承ケ會計給與及軍需品配給ニ關スル事ヲ掌ル

第二十四條 主計ハ主計長ノ命ヲ承ケ服務ス但シ水雷敷設隊水雷艇隊ニ屬スルトキハ其ノ司令ノ命ヲ承ケ水雷艇ニ乗組ムトキハ其ノ艇長ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十五條 要港部ニ水雷敷設隊及水雷艇隊ヲ置ク

第二十六條 水雷敷設隊及水雷艇隊ノ任務並職員及其ノ職務ニ關シテハ水雷團條例ノ規定ヲ適用ス

第二十七條 要港部ニハ第三條及第二十六條ニ掲クル職員ノ外海軍兵曹長及同相當官准士官下士卒ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ服務セシム

第二十八條 軍港要港ニ非ラサル港灣ニシテ水雷防禦ヲ要スル所ニハ必要ニ應シ附近要港部ヨリ水雷敷設隊、水雷艇隊ヲ分置シ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱セシム

前項ノ水雷敷設隊、水雷艇隊ハ平時ニ在テハ之ヲ所轄要港部中ニ置クコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ該港灣ノ防禦ハ要港部司令官之ヲ掌ル

附則

馬公要港部司令官ハ要港ノ防禦及海岸海面ノ警備ニ關シテハ臺灣總督ノ區處ヲ受クルモノトス

●要港部處務規程

明治三十四年五月
海軍省通第六十八號

改正

●明治三十四年九月
海軍省通第二十五號

●明治三十五年六月
海軍省通第七十六號

要港部處務規程左ノ通定ム

要港部處務規程

第一條 要港部司令官、要港部條例第八條ニ依リ要港内ニ在ル他管ノ艦船ヲ指揮スルハ其ノ港ノ守備其ノ他港内一般ニ關スルコトニ限ル但シ如何ナル場合ヲ問ハス其ノ本務ヲ妨グルコトヲ得ス

第二條 司令官ハ軍機上必要ト認ムルトキハ己ノ閱覽ヲ經スシテ麾下職員一切ノ私信ヲ發送スルコトヲ禁シ又他トノ交通ヲ禁スルコトヲ得

第三條 司令官ハ銃砲ノ射擊水雷ノ發射發火若ハ陸上操練等ヲ施行セシムルニ當リ所在人民ノ生業ニ影響シ又ハ危險ノ虞アリト認ムルトキハ勿論其ノ然ラサル場合ニ於テモ成ルヘシ地方ノ官衛公署ニ豫報スヘシ

第四條 司令官ハ軍艦ニ準シ麾下ノ水雷敷設隊、水雷艇隊ノ日課週課ヲ制定シ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第五條 司令官ハ麾下ノ准士官以上ニ水雷艇乗組ヲ命シタルトキ又ハ麾下ノ准士官以上ニ他ノ職務ヲ執行若ハ代理セシメタルトキ及之ヲ解キタルトキハ海軍大臣ニ報告スヘシ但シ海軍省ヨリ發スル辭令ト牴觸スル場合ニ於テハ海軍省ノ辭令ニ從フヘシ

第六條 司令官ハ水雷敷設隊、水雷艇隊ニ屬セサル下士卒ヲ水雷敷設隊ノ分隊ニ編入セシメ其ノ人事ニ就テハ總テ該隊ニ屬セシムヘシ但シ場合ニ依リ之ヲ敷設隊ニ編入セス他ノ職員ヲシテ其ノ人事ヲ

掌ヲシムルコトヲ得

第七條 司令官ハ所在憲兵ヲ指揮セシトキハ速ニ其ノ情況ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第八條 司令官ハ法令ニ依ルカ又ハ許可ヲ得ルニアラサレハ船舩職工ヲ傭ヒ入ル、コトヲ得ス若シ緊急ノ必要アリテ其ノ手續ヲ展ム能ハサルトキハ事後其ノ詳細ヲ具シ海軍大臣ニ報告スヘシ

第九條 司令官ハ内國港灣ニ於テハ事情止ムヲ得スト認ムル場合ニアラサレハ麾下艦船ニ海軍部外ノ者ヲ便乗セシムルコトヲ得ス若シ之ヲ便乗セシメタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十條 參謀長ハ司令官ノ機務ニ參與シ其ノ命令ノ普及並之カ實施ヲ監視スヘシ

第十一條 參謀長ハ海軍省、海軍軍令部、海軍教育本部、海軍艦政本部、鎮守府等關係アル官衙ノ主務官ト常ニ相通報シ事情ニ疎隔ナキコトヲ期スヘシ

事務分課

第十二條 參謀ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 要港ノ防禦計畫ニ關スルコト
- 二 水雷敷設隊及水雷艇隊ノ役務ニ關スルコト
- 三 所管警備區内海岸海面ノ警備ニ關スルコト
- 四 演習及檢閲ニ關スルコト
- 五 教育訓練ニ關スルコト但シ別ニ規定アルモノヲ除ク
- 六 通信運輸及稟報ニ關スルコト
- 七 諜報ニ關スルコト
- 第十三條 副官ハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 儀式禮式ニ關スルコト

二 服制服裝ニ關スルコト

三 旗章ニ關スルコト

四 軍人軍屬ノ人事ニ關スルコト

五 雇員傭人ニ關スルコト

六 機密文書ニ關スルコト

七 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト

八 成案文書ノ調書ニ關スルコト

九 司令官ノ官印ノ管守ニ關スルコト

十 軍紀風紀ニ關スルコト

十一 戒嚴及徵發ニ關スルコト

十二 前記ノ外他ノ職員ノ所掌ニ屬セサルコト

第十四條 參謀及副官ノ所掌事務ハ前掲ノ如ク之ヲ分ツト雖常ニ互ニ連絡ヲ保ツキ要ス

第十五條 幕僚ハ又差使傳令ノ勤務ニ服スルモノトス

第十六條 知港事ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 要港境域内海上ノ取締及整頓ニ關スルコト
- 二 要港内ノ船渠ニ艦船ヲ出入スルコト
- 三 要港内ニ於テ艦船ヲ禁止スルコト
- 四 所屬船舩ヲ保管スルコト
- 五 要港内繫船用浮標ノ配置及之ヲ繫維スル錨、錨鎖ノ検査ニ關スルコト
- 六 要港内艦船ノ錨地轉換及繫泊ヲ監督若ハ指示スルコト

- 七 要港境城内水路嚮導ニ關スルコト
- 八 要港内ニ於ケル海軍所屬ノ浮標標里標其ノ他海標ヲ管理スルコト
- 九 要港内ノ海運ニ關スルコト
- 十 要港内ノ艦船ニ潜水ヲ供給スルコト
- 十一 要港境域標ヲ管理スルコト
- 十二 難破船等ノ救助ニ關スルコト
- 十三 消防具ノ管理及要港境城内ニ於ケル官有物ノ消防ニ關スルコト
- 十四 要港防禦トシテ防材設備ニ關スルコト
- 第十七條 機關長ハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 要港部下ノ機關官ノ管理ニ屬スル兵器ノ機關裝置ニ關スルコト
 - 二 要港部下ノ艦船ノ船體及機關ニ關スルコト
 - 三 要港部下ノ機關官以下ノ勤務及其ノ教育訓練ニ關スルコト
- 第十八條 工場主管ハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 船體兵器及機關ノ小修理ニ關スルコト
 - 二 工場及其ノ機械物品等ヲ整備保管スルコト
 - 三 工場機械物品等ノ入費概算ニ關スルコト
- 第十九條 軍醫長ハ要港部所掌ノ醫務衛生ニ關スルコトヲ掌ル
- 第二十條 主計長ハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 會計給與ニ關スルコト
 - 二 要港部ニ配備シタル艦營需品被服物品及糧食品ノ出納保管供給ニ關スルコト

文書取扱

- 第二十一條 司令官又ハ要港部ニ宛テ到來スル公文ハ副官ニ於テ接受シ其ノ各部長參謀長、知港長、工場主管、軍醫長、主計長以下同シノ主務ニ屬スルモノハ指定ノ印ヲ捺シ直ニ之ヲ其ノ主務部長ニ送付スヘシ
前項ノ事項ニシテ各部ニ關係シ有スルトキハ其ノ關係ノ最大ナル部ノ主務トスヘシ
- 第二十二條 前條接受シタル公文中重要ナル事件ハ先ツ參謀長ヲ經テ司令官ノ査閱ニ供シ處分ノ指揮ヲ受シヘシ
- 第二十三條 各部長ニ於テ各主務ノ公文ヲ審査シ司令官ノ閱覽ニ供スルニ止マルモノハ捺印ノ上供覽ト記シ其ノ命令、指令、照會、回答等ヲ要スルモノハ各其ノ案ヲ附シ捺印ノ後之ヲ副官ニ送付スヘシ
副官ノ主務ニ屬スル事項ニ關シテハ前項ノ例ニ依ルヘシ
- 第二十四條 命令、指令、照會、回答等ノ案ヲ附シ司令官ノ決裁ヲ受クルニハ所定ノ罫紙ヲ用ヒ各部長之ニ捺印スヘシ但シ關係者ハ主務者ノ次ニ列記スヘシ
- 第二十五條 他部ニ關係アル文書ハ主務部長捺印ノ後關係部長ニ回付シ關係部長ハ調査捺印シ之ヲ副官ニ送付スヘシ
- 副官ノ主務ニシテ他部長ニ關係アルモノハ前項ノ例ニ依ルヘシ
- 第二十六條 副官ハ各部長ヨリ公文ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ司令官ノ決裁ヲ經テ發布ヲ要スルモノハ其ノ文案ニ依リ直ニ淨書發布ノ手續ヲ爲シ又閱覽ニ供スルニ止マルモノハ其ノ手續ヲナスヘシ但シ計算書類其ノ他文書ニ附屬ノ表圖又ハ別紙別冊アルトキハ主務ニ於テ淨書校合シ副官ニ送付スルモノトス
- 前項ノ公文ヲ司令官ニ提出スルニハ參謀長ヲ經由スルヲ要ス
- 閱覽済及發布済ノ書類ハ所要ニ應ジ副官直ニ之ヲ其ノ部長ニ送付スヘシ

第二十七條 要港部公文ハ件名簿ニ登記シ處分ノ終始ヲ明ナラシムヘシ
件名簿ハ其要號ノ類要機密號ノ二種トシ副官之ヲ保管スルモノトス
件名簿ニハ公文ノ接受發送月日件名原番號アルモノハ原番號ヲモ記入ス等ヲ記入シ各一貫ノ番號ヲ附シ同時ニ該番號ヲ公文ニ附點スヘシ

第二十八條 前條ニ掲クル外要港部公文ニ對シ各部長ハ件名簿ヲ置シコトナシ

第二十九條 處分終了ノ公文ハ各主務部長若ハ副官ニ於テ保管スヘシ

第三十條 處務參照ノ爲副官及各主務部長ニ於テ保存スル文書ノ閱覽ヲ要スルトキハ其ノ室ニ就テ之ヲ見ルヲ例トス若シ必要ニ依リ室外ニ携帶スルヲ要スルトキハ必ス其ノ日ノ中ニ還付スヘシ

●第二十二節 修理工場

●海軍修理工場條例 明治三十五年七月勅令第百九十四號

朕海軍修理工場條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍修理工場條例

第一條 各要港及陸奥國大湊ニ海軍修理工場ヲ置シ

海軍修理工場ハ其ノ地名ヲ冠稱ス

第二條 海軍修理工場ハ要港ニ在ルモノハ當該要港部ニ大湊ニ在ルモノハ大湊水雷團ニ屬シ艦船兵器

ノ小修理ヲ爲ス所トス

第三條 海軍修理工場ニ主管ヲ置シ

主管ハ要港ニ在テハ當該要港部司令官大湊ニ在テハ大湊水雷團長ノ命ヲ承テ服務ス

第四條 海軍修理工場ニ下士卒及書記技手ヲ置キ主管ノ命ヲ承テ服務セシム

●第二十三節 艦隊、艦船

●艦隊條例 明治三十年十月 勅令第三百五十六號

改正 ●明治三十二年六月 勅令第三百三十二號 ●明治三十三年五月 勅令第三百九十八號 ●明治三十三年六月 勅令第三百七十五號

朕艦隊條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

艦隊條例

- 第一條 艦隊ハ軍艦二艘以上ヲ以テ編制ス
- 第二條 艦隊ハ編制ノ目的ニ因リ又ハ差遣スル所ノ海洋若ハ地方ノ名ヲ冠シ某艦隊ト稱ス
- 第三條 艦隊ニハ必要ニ應シ水雷艇水雷艇隊水雷敷設隊及運送船病院船工作船等ヲ附ス
- 第四條 艦隊ニ司令長官ヲ置ク
- 司令長官ハ親補トス
- 第四條ノ二 司令長官ハ
天皇ニ直轄シ麾下ノ艦船ヲ統率シ隊務ヲ總理ス
司令長官ハ軍政人事ニ關シテハ海軍大臣ノ指揮ヲ受ク
- 第五條 司令長官ハ麾下ノ軍紀風紀及教育訓練ヲ統監ス
- 第六條 司令長官ハ麾下ノ艦船ヲ其ノ巡航區域内ニ派遣スルコトヲ得
- 第七條 司令長官ハ緊急ノ場合ニ方リ指令ヲ仰シノ暇ナキトキハ指令ヲ待タスシテ麾下ノ艦隊若ハ其ノ一部ヲ巡航區域外ニ差遣スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事後海軍大臣ニ報告スヘシ

第八條 司令長官ハ麾下ノ艦船ヲ分遣スルトキハ司令官若ハ分遣スル艦船ノ先任艦長ヲシテ其ノ指揮ヲ掌ラシメ自己ノ職權内ノ事ヲ之ニ委任スルコトヲ得

第八條ノ二 司令長官ハ本邦ニ於ケル島嶼等隔絶シタル地方ニ在ルトキ急劇ノ事變アリ鎮定ノ爲メ兵力ヲ用フルヲ必要ト認ムル場合ニ於テハ地方官ト合議シ便宜事ニ從フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事後速ニ海軍大臣ニ報告スヘシ

第九條 司令長官艦船ヲ引率シテ航行スルトキハ航路ヲ指定シ其ノ安全ニ對シテハ自ラ責任スヘシ司令官若ハ先任艦長艦船ヲ引率スルトキ亦同シ

第十條 司令長官軍港要港ニアラサル港灣ニ在テ所在海軍先任將校タルトキハ同港内ニ在ル他管ノ艦船ヲ指揮スルノ權ヲ有ス但シ他ノ司令長官司令官現在スルトキ其ノ麾下艦船ニ對シテハ此ノ限コアラズ

前項ハ司令官ニ適用ス

第十一條 司令長官ハ疾病其ノ他緊急ノ場合ニ方リ一時麾下ノ兵員ヲ移轉セシムルヲ必要トスルトキハ之ヲ處分シテ後海軍大臣ニ報告スヘシ

第十二條 司令長官ハ麾下ノ候補生及准士官以下ヲ麾下各艦船隊ノ間ニ轉勤セシムルコトヲ得

第十三條 司令長官ハ麾下ノ職員事故アルトキ若ハ缺員中ハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第十三條ノ二 司令長官缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ麾下首席將校其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 艦隊ニ司令官ヲ置キ司令長官ノ命ヲ承ケ艦隊ノ一部ヲ指揮セシム

第十五條 司令長官若ハ司令官ノ乗ル所ノ軍艦ヲ旗艦ト稱ス

第十六條 艦隊ニ幕僚トシテ左ノ職員ヲ置ク

參謀長

參謀

副官

航海長

機關長

軍醫長

主計長

前項ノ外必要ニ應ジ主理及海軍通譯官ヲ置ク

本條ノ職員ハ艦隊ノ編制上其ノ一部ヲ置カサルコトヲ得

第十七條 參謀長ハ司令長官ノ命ヲ承ケ機務ニ參シ隊務ヲ整理ス

第十八條 司令長官ノ幕僚タル參謀ハ參謀長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十九條 司令官ノ幕僚タル參謀ハ司令官ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十條 航海長ハ司令長官ノ命ヲ承ケ艦隊ノ航海事務ヲ掌理シ各艦航海長ノ職務ヲ監視ス

第二十一條 機關長ハ司令長官ノ命ヲ承ケ艦隊ノ機關船體及兵器ニ關スル事ヲ掌理シ各艦船及諸隊機關長ノ職務ヲ監視ス

第二十二條 軍醫長ハ司令長官ノ命ヲ承ケ艦隊ノ醫務衛生ニ關スル事ヲ掌理シ各艦船及諸隊軍醫長ノ職務ヲ監視ス

第二十三條 主計長ハ司令長官ノ命ヲ承ケ艦隊ニ屬スル會計給與ニ關スル事ヲ掌リ又常ニ各艦船諸隊ノ會計給與ノ齊一ヲ規畫シ及各艦船諸隊主計長ノ職務ヲ監視ス

- 第二十四條 副官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ人事及庶務ヲ掌ル
- 第二十五條 (削除)
- 第二十六條 司令長官ノ幕僚ニ航海長機關長軍醫長主計長ヲ置カサルトキハ其ノ旗艦ノ航海長機關長軍醫長主計長ハ司令長官ノ命ヲ承ケ其ノ職務ニ參與ス
- 第二十七條 司令官旗艦若ハ分遣艦隊先任艦長艦、航海長機關長軍醫長主計長ハ司令官若ハ先任艦長ノ命ヲ承ケ其ノ職務ニ參與ス
- 第二十八條 主理ハ司令長官ノ命ヲ承ケ軍中司法及懲罰ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二十九條 海軍通譯官ハ司令長官ノ命ヲ承ケ服務ス
- 第三十條 二隻以上ノ驅逐艦ヲ艦隊ニ編入スル場合ニ在テハ之ヲ以テ特ニ驅逐隊ヲ編制シ驅逐隊司令ヲ置シコトヲ得
- 前項ノ驅逐隊二隻以上ナルトキハ相互ノ區別ヲナス爲メ第一、第二、等ノ字ヲ冠シテ之ヲ區分ス
- 第三十一條 驅逐隊司令ハ司令長官ノ命ヲ承ケ驅逐隊ヲ指揮シ部下ヲ監督訓練シ兵備ヲ監理シ隊務ヲ掌理ス

● 鎮守府艦隊條例 明治三十三年六月 勅令第二百三十一號

改正 ● 明治三十三年六月 勅令第二百七十六號

朕鎮守府艦隊條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鎮守府艦隊條例

- 第一條 各鎮守府ニ艦隊ヲ置シコトヲ得
- 鎮守府艦隊ハ軍艦二隻以上ヲ以テ編制シ必要ニ應シ水雷艇又ハ水雷艇隊等ヲ附ス
- 第二條 鎮守府艦隊ハ管區ノ警備及練習ノ役務ニ任ス
- 鎮守府艦隊ハ鎮守府所在ノ地名ヲ冠稱ス
- 第三條 鎮守府艦隊ニ司令官ヲ置シ
- 司令官ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ承ケ麾下ノ艦船ヲ指揮ス
- 第四條 司令官艦船ヲ引率シテ航行スルトキハ航路ヲ指定シ其ノ安全ニ對シテハ自ラ責ニ任スヘシ
- 第五條 司令官ハ其ノ幕僚缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ麾下職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 第六條 司令官缺員中若ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ麾下首席將校其ノ職務ヲ代理ス
- 第七條 司令官ノ乗ル所ノ軍艦ヲ旗艦ト稱ス
- 第八條 鎮守府艦隊ニ幕僚トシテ參謀ヲ置シ
- 第九條 參謀ハ司令官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十條 旗艦ノ航海長、機關長、軍醫長、主計長ハ司令官ノ命ヲ承ケ其ノ職務ニ參與ス
第十一條 二隻以上ノ驅逐艦ヲ鎮守府艦隊ニ編入スル場合ニ在テハ之ヲ以テ特ニ驅逐隊ヲ編制シ驅逐
隊司令ヲ置クコトヲ得

前項ノ驅逐隊二隊以上ナルトキハ相互ノ區別ヲナス爲メ第一第二、等ノ字ヲ冠シテ之ヲ區別ス
第十二條 驅逐隊司令ハ司令官ノ命ヲ承ケ驅逐隊ヲ指揮シ部下ヲ監督訓練シ兵備ヲ監理シ隊務ヲ掌理
ス

附則

本令ハ明治三十二年六月十二日ヨリ施行ス

●艦隊職員勤務令 明治三十四年四月
海軍省令第四十二號

改正 ●明治三十五年六月 ●明治三十五年六月
海軍省令第七十三號 海軍省令第七十五號

艦隊職員勤務令左ノ通定ス

艦隊職員勤務令

第一條 司令長官ハ任務又ハ戰術上ノ必要ニ依リ艦隊ヲ數部ニ區分シ又ハ其ノ區分ヲ變更シタルトキ
ハ之ヲ海軍大臣海軍軍令部長ニ報告スヘシ

第二條ノ一 司令長官ハ其自ラ直率スル部下司令官ニ分率セシメタル部下ニ麾下幕僚ヲ分屬セシメ之
ヲ海軍大臣海軍軍令部長ニ報告スヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二條ノ二 司令長官ハ幕僚及旗艦增加定員ヲ一時麾下艦船ニ分乘セシムルコトヲ得

第三條 司令長官ハ自己並司令官ノ旗艦ヲ定メ若ハ變更スル毎ニ之ヲ海軍大臣海軍軍令部長ニ報告ス
ヘシ

前項ハ驅逐隊司令ノ乘艦ニ適用ス

第四條 司令長官ハ毎年三月翌會計年度ノ豫算ニ對照シテ該年度内麾下艦船ヲシテ執ラシメント欲ス
ル行動豫定明細表ヲ編製シ海軍大臣海軍軍令部長ニ提出スヘシ

第五條 司令長官其ノ麾下ヲ率ヒテ巡航區域外ニ赴キ若ハ其ノ麾下ノ一部ヲ巡航區域外ニ差遣スルヲ
要スルトキハ行動豫定明細表ニ記載セシト否トニ關セズ其ノ航行日程及行動計畫ヲ定メ海軍大臣海
軍軍令部長ニ提出スヘシ但シ艦隊條例第七條ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第六條 司令長官其ノ麾下ヲ率ヒテ電信ノ連絡ナキ地方ニ赴クトキハ電信ノ連絡アル最終ノ地ヲ發ス

ル二十四時間前ニ其ノ航行スヘキ地方並其ノ所要ノ時日ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ艦下ノ一部ヲ差遣スルトキ亦之ニ準ス

第七條 司令長官ハ艦下艦隊ノ内規内則等ヲ制定若ハ變更シタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第八條 司令長官ハ艦下艦船ノ日課、週課ヲ制定シ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第九條 司令長官ハ自己ノ發スル命令、訓令、告示等ヲ左ノ三種ニ區別シテ軍機ヲ保護スヘシ
一 司令官及幕僚並其ノ令達ニ關係アル高等武官ノ外秘密トスヘキモノ
二 艦下高等武官以上並其ノ令達ニ關係アル准士官及下士官ノ外秘密トスヘキモノ
三 其ノ傳達ヲ艦下一般トシ部外ニ洩ル、モ差支ナキモノ

第十條 司令長官ハ軍機上必要ト認ムルトキハ己ノ閱覽ヲ經スシテ艦下職員一切ノ私信ヲ發送スルコトヲ禁シ又他トノ交通ヲ禁スルコトヲ得

第十一條 司令長官ハ同所ニ於ケル艦下艦船ノ時辰ヲ齊一ナラシムルコトヲ要ス

第十二條 司令長官ハ艦下艦隊ノ任務施行上必要ト認ムルトキハ便宜ノ區域内ニ限り一定ノ標準時ヲ指定シ艦下艦船限リ之ヲ用ヒシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲナシタルトキハ速ニ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十三條 司令長官其ノ艦下ヲ率ヒテ航行中ハ天候ノ模様ニ依リ又ハ其ノ他ノ必要ニ應ジ艦隊ノ集合地點ヲ指示スルヲ要ス

第十四條 司令長官ハ艦下工作船若ハ艦船乗員ノ力ヲ以テ修理セシムルコト能ハサルモノ、外ハ艦下艦船兵器ノ修理ヲ造船及造兵工場ニ委託セシムヘカラス但シ任務上急速ヲ要スルトキハ此ノ限ニアラズ

第十五條 司令長官ハ海軍信號符及艦隊運動程式等ニ變更追加ノ必要ヲ認メタルトキハ假ニ之ヲ記入

シ艦下艦船限リ之ヲ實施セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ速ニ之ヲ海軍軍令部長ニ報告スヘシ

第十六條 司令長官ハ艦下ノ候補生及准士官ニ轉勤ヲ命シタルトキ又ハ艦下ノ職員ニ他ノ職務ヲ代理セシタルトキ及之ヲ解キタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ但シ海軍省ヨリ發スル辭令ト抵觸スル場合ニ於テハ海軍省ノ辭令ニ從フヘシ

第十七條 司令長官艦隊條例第十條ニ依リ同港内ニ在ル他管ノ艦船ヲ指揮スルハ其ノ港ノ守備其ノ他港内一般ニ關スルコトニ限ル但シ如何ナル場合ナ間ハ其ノ本務ヲ妨クルコトヲ得ス

第十八條 司令長官ハ法令ニ依ルカ又ハ許可ヲ得ルコトヲサレハ職工船舟ヲ借ヒ入レ又ハ土地建物ヲ借入ル、コトヲ得ス若シ緊急ノ必要アリテ其ノ手續ヲ展ム能ハサルトキハ事後其ノ詳細ヲ具シ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十九條 司令長官ハ内國港灣ニ於テハ事情止ヲ得スト認ムル場合ニアラサレハ艦下艦船ニ海軍部外ノ者ヲ便乗セシムルコトヲ得ス但シ之ヲ便乗セシメタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第二十條 司令長官ハ銃砲ノ射撃、水雷ノ發射、發火若ハ陸上操練等ヲ施行セシムルニ當リ所在人民ノ生業ニ影響シ又ハ危險ノ虞アリト認ムルトキハ勿論其ノ然ラサル場合ニ於テモ成ルヘク地方ノ官衛公署ニ豫報スヘシ

第二十一條 司令長官ハ内外國艦船ノ坐礁、衝突、火災其ノ他海難ニ罹レル事ヲ見聞スルトキハ成ルヘシ艦下ノ艦船ヲシテ相當ノ救護ヲナサシムヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ詳細ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第二十二條 司令官ハ其ノ艦下ヲ指揮統率シ其ノ軍紀、風紀、教育、訓練ヲ監視スヘシ

第二十三條 司令官ハ艦下艦船ヨリノ諸上申、報告、伺等ハ審査ノ上之ヲ處分シ其ノ進達ヲ要スルモノ

ハ之ヲ司令長官ニ進達スヘシ

第二十四條 司令官ハ其ノ麾下ニ對シテハ司令長官ノ職務ヲ規定セル箇條ニ準シ職務ヲ行フヘシ但シ艦隊全部ニ涉ル事項ハ凡テ司令長官ノ計畫ニ則ルヲ要ス

第二十五條 參謀長ハ司令長官ノ職務ニ參シ其ノ命令ノ傳達ヲ掌リ並之カ實施ヲ監視スヘシ

第二十六條 參謀長ハ艦隊日誌ヲ整備シ艦隊艦船日々ノ所在、行動、演習及重大ナル事件ヲ記錄シ常ニ艦隊ノ事歴ヲシテ明瞭ナラシムヘシ

第二十七條 參謀長ハ海軍省、海軍軍令部、海軍艦政本部、海軍教育本部、鎮守府、要港部等關係アル官衙ノ主務官ト常ニ相通報シ内外ノ事情ニ疎隔ナキコトヲ期スヘシ

第二十八條 參謀長ハ艦隊ニテ實驗シタル事業ニシテ海軍戰術講究ノ資料タルヘシト認ムルモノハ凡テ之ヲ海軍大學校ニ通報スヘシ

第二十九條 參謀長ハ司令長官カ麾下司令官及艦船長ヲ會シ軍議ヲ開クトキハ常ニ之ニ參與シ且其ノ記錄ヲ掌理スヘシ

第三十條 司令長官ノ幕僚タル參謀ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ分擔スヘシ

第三十一條 司令官ノ參謀ハ司令官ノ命ヲ承ケテ服務シ其ノ命令ノ傳達ヲ掌リ並之カ實施ヲ監視シ且人事、文書ノ取扱其ノ他機密事務ヲ掌理シ官印ヲ監守スヘシ

第三十二條 司令官ノ首席參謀ハ參謀長ノ職務ヲ規定スル箇條ニ準シ服務スヘシ

第三十三條 副官ハ人事、文書ノ取扱其ノ他機密事務ヲ掌理シ官印ヲ監守スヘシ

第三十四條 航海長、機關長、軍醫長、主計長、主理及通譯官ハ其ノ主務ニ關シ司令長官ニ具申若ハ報告等ヲナメ場合ニハ凡テ參謀長ニ經由スヘシ

第三十五條 航海長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先テ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊ノ行路、速力、航行日

程、碇地及碇泊艦位等ヲ決定シ參謀長ニ提出スヘシ

第三十六條 航海長ハ其ノ主管品ヲ整理シ又艦隊艦船航海ノ事務及其ノ航海長ノ主任タル教育事務カ規定ニ適合シテ實施セラル、ヤ否ヲ監視スヘシ

第三十七條 航海長ハ艦隊艦船ノ航海ニ關スル諸報告、上申、同等ヲ審査シ其ノ指令スヘキモノハ指令案ヲ附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シ司令長官ニ進達スヘシ

第三十八條 航海長ハ未測ノ港灣ニ至リ時機之ヲ許ストキハ司令長官ニ具申シ各艦船航海長及必要人員ヲ集メ自ラ其ノ長トナリ測量ヲ行ヒ其ノ測圖及水路記事ヲ司令長官ニ進達スヘシ

第三十九條 機關長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先テ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊艦船ノ石炭及雜水ノ補給其ノ他機關ノ處理ニ關スル必要ノ計畫ヲ定メ之ヲ參謀長ニ提出スヘシ

第四十條 機關長ハ常ニ艦隊艦船ノ石炭消費額ノ當否ニ注意シ艦隊ノ行動ニ要スル石炭費額其ノ年度内石炭豫算額ニ超過セサルヤ否ヲ調査シ毎月五日マテニ各艦ノ航行里程及石炭消費額並豫算全額、殘額、増額等ノ對照統計表ヲ作り司令長官ニ進達スヘシ

第四十一條 機關長ハ艦隊艦船ニ於ケル機關官以下ノ教育訓練及機關ノ管理カ規定ニ適合シテ實施セラル、ヤ否ヲ監視スヘシ

第四十二條 機關長ハ艦隊艦船ノ汽機、汽罐其ノ他機關長ノ主管ニ屬スル兵器及機械等ノ検査若ハ試驗ヲ執行スルモノアルトキハ之ニ立會其ノ結果ヲ司令長官ニ報告スヘシ

第四十三條 機關長ハ艦隊艦船ノ汽機、汽罐其ノ他機關長ノ主管ニ屬スル兵器及機械等ノ構造適否及其ノ改良ニ關シ意見アルトキハ司令長官ニ具申シ且之ヲ其ノ艦船ノ本籍鎮守府機關部長ニ通報スヘシ

第四十四條 機關長ハ艦隊艦船ノ機關ニ關スル諸報告、上申、同等ヲ審査シ指令スヘキモノハ指令案ヲ

附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シ司令長官ニ進達スヘシ

第四十五條 軍醫長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先テ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊艦船ノ治療品準備ニ關スル計畫ヲ定メ之ヲ參謀長ニ提出スヘシ

第四十六條 軍醫長ハ艦隊ノ港灣ニ入港スル毎ニ必要ニ應ジ直ニ其ノ地健康ノ情況、食品及飲料水ノ良否等ヲ調査シ艦隊乗員ノ衛生ニ關シ必要ノ措置ヲ定メ之ヲ參謀長ニ提出スヘシ

第四十七條 軍醫長ハ艦隊艦船ノ衛生實況ヲ詳細シ各艦船ノ醫務及其ノ軍醫長ノ主任タル教育事務カ規定ニ適合シテ實施セラル、ヤ否ヲ監視スヘシ

第四十八條 軍醫長ハ艦隊艦船ノ醫務衛生ニ關スル諸報告、上申、伺等ヲ審査シ其ノ指令スヘキモノハ指令案ヲ附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シテ司令長官ニ進達スヘシ

第四十九條 軍醫長ハ艦隊艦船ニ傳染病發生スルトキハ必要ノ措置ヲ定メテ司令長官ニ具申スヘシ

第五十條 主計長ハ艦隊ノ出航及碇泊ニ先テ司令長官ノ指示スル所ニ基キ艦隊艦船主計長ノ主管ニ屬スル金錢、被服、糧食ノ準備ニ關スル計畫ヲ定メ之ヲ參謀長ニ提出スヘシ

第五十一條 主計長ハ機動費ノ準備及之カ支出ノ當否ヲ精査シ且其ノ運用ヲ監視スヘシ

第五十二條 主計長ハ艦隊艦船主計長主管ニ屬スル金錢、物品ノ出納、保管及準備ノ現況ニ注意シ之ニ關スル諸規程訓令等ノ施行ヲ監視スヘシ

第五十三條 主計長ハ常ニ艦隊艦船ノ會計給與上ノ當否及其ノ主計長ノ主任タル教育事務ヲ監視シ特ニ物品ノ購買ニ關シテハ其ノ手續ヲ盡シタルヤ否ヲ注意スヘシ

第五十四條 主計長ハ艦隊艦船ノ會計給與ニ關スル諸報告、上申、伺等ヲ審査シ其ノ指令スヘキモノハ指令案ヲ附シ又意見アルモノハ意見ヲ附シテ司令長官ニ進達スヘシ

第五十五條 主計長ハ艦隊艦船ノ會計給與事務ノ進行上ニ關シ報告ヲ要スルトキハ主計長ヲシテ之ヲ

報告セシムルコトヲ得

第五十六條 主計長ハ艦隊艦船ノ金櫃及會計給與ニ關スル帳簿、書類等ノ調査ヲ必要ト認ムルトキハ司令長官ノ認可ヲ得テ艦隊長ニ照會シ主計長ヲシテ之ヲ提出セシメ若ハ之ヲ臨檢スルコトヲ得

第五十七條 主理ハ海軍檢察ノ正當ニ行ハル、ヤ否ニ注意シ其ノ主務ニ關スル諸般ノ取調ヲ爲シ之ニ關スル命令若ハ指令案ヲ附シ具申、申附等ヲ審査シ意見アルトキハ司令長官ニ具申スヘシ

第五十八條 鎮守府艦隊ノ職員ハ本令ニ於テ司令官以下ノ職務ヲ規定スル簡條ニ準シ其ノ職務ヲ行フヘシ

●海軍艦船條例

明治二十九年三月 勅令第七十一號

改正

●明治三十年十月 勅令第四百二號

●明治三十一年十一月 勅令第三百三十五號

●明治三十三年六月 勅令第二百七十四號

●明治三十三年九月 勅令第三百八十四號

朕海軍艦船條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍艦船條例

第一條 艦船ハ鎮守府ヲ本籍トス

第二條 艦船艦隊ニ編入セラレ或ハ他ニ附屬スルトキハ各其ノ長官ニ屬スト雖モ本籍ヲ變セズ解役解隊若シハ所屬ヲ免セラルルトキハ別ニ命令ナシテ本籍ニ復歸ス

第三條 艦船ヲ左ノ四種ニ別ツ

第一種軍艦

第二種軍艦

水雷艇

雜役船

第一種軍艦トハ戰鬪ノ役務ニ堪フル軍艦ヲ謂フ

第二種軍艦トハ戰鬪ノ役務ニ堪ヘサルモ常務ヲ帶ヒ航行シ得ル軍艦ヲ謂フ

水雷艇トハ魚形水雷使用ノ主旨ニ從ヒ特種ノ構造ヲ有シ戰鬪ノ役務ニ堪フル艇ヲ謂フ

雜役船トハ軍艦水雷艇及之ニ裝置セル小蒸汽船、端舟ヲ除ク外總テ他ノ船舶舟艇ヲ謂フ

第四條 軍艦艦隊ニ編入セラレ又ハ整備練習測量其ノ他特別ノ役務ニ服スルトキハ之ヲ在役艦ト稱シ

其ノ他ハ之ヲ豫備艦ト稱ス但製造中ノモノハ未成艦ト稱ス

第五條 在役艦ニ左ノ職員ヲ置ク